

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、<u>姿勢保持装置</u>、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から<u>第六項</u>までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第七十六条第二項の規定に基づき主務大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による<u>上限価格</u>の百分の百六に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。</p> <p>4 <u>別表の1の(4)の装具（レディメイド）の購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による上限価格の百分の百に相当する額とする。</u></p> <p>5 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、<u>前二項</u>の規定にかかわらず、別表の規定による<u>上限価格</u>の百分の百十に相当する額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>別表の1の(8)のその他の表に掲げる眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の購入</u> 二 <u>別表の1の(8)のその他の表に掲げる歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入</u> 	<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、<u>座位保持装置</u>、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から<u>第五項</u>までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第七十六条第二項の規定に基づき主務大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による<u>価格</u>の百分の百六に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、別表の規定による<u>価格</u>の百分の百十に相当する額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>別表の1の(5)の眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の購入</u> 二 <u>別表の1の(5)の歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入</u>

三 別表の3の(1)のエの表に掲げる断端袋の交換
四 別表の3の(2)のエの表に掲げる断端袋の交換

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

五 別表の3の(6)の車椅子の表の付属品の項に掲げる付属品交換
(別表の1の(6)のエの(ウ)の表に掲げるクッション(カバー付き)、背クッション、枕(レディメイド)、テーブル、杖たて、栄養パック取付用ガードル架、点滴ポール、日よけ、雨よけ、スプークカバー及びリフレクタの交換に限る。)

六 別表の3の(7)の電動車椅子のアの表のスイッチの項に掲げる延長スイッチ交換、バッテリの項に掲げるバッテリ交換(リチウムイオン電池)、充電器の項に掲げる外部充電器交換及び付属品の項に掲げる付属品交換(別表の1の(7)のエの(ウ)の表に掲げるジョイスティックノブの交換に限る。)並びにイの表のスイッチの項に掲げるスイッチゴム交換及び延長スイッチ交換、バッテリの項に掲げるバッテリ交換(リチウムイオン電池)

(新設)

(新設)

三 別表の3の(5)の視覚障害者安全つえの項中マグネット付き石突交換

四 別表の3の(5)の眼鏡の項中枠交換(遮光用及び弱視用に係るものを除く。)

五 別表の3の(5)の眼鏡の項中レンズ交換(遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。)

六 別表の3の(5)の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換

七 別表の3の(5)の車椅子の項中クッション交換、クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)交換、クッション(ゲルとウレタンフォームの組合せのもの)交換、クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)交換、クッション(特殊な空気室構造のもの)交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換、クッションカバー(防水加工を施したもの)交換、枕(オーダー)交換、リフレクタ(反射器—夜光反射板)交換、テーブル交換、スプークカバー交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ(雨よけ)部品交換

八 別表の3の(5)の電動車椅子の項中枕(オーダー)交換、バッテリー交換(マイコン内蔵型に係るものを含む。)、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換、レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換、日よけ(

	<u>及びバッテリ交換（ニッケル水素電池）並びに充電器の項に掲げる外部充電器交換</u>	<u>雨よけ）部品交換、リフレクタ（反射器—夜光反射板）交換及びテーブル交換</u>
七	<u>別表の3の(8)のその他の表の視覚障害者安全つえの項に掲げるマグネット付き石突交換</u>	(新設)
八	<u>別表の3の(8)のその他の表の眼鏡の項に掲げる枠交換（遮光用及び弱視用に係るものを除く。）</u>	(新設)
九	<u>別表の3の(8)のその他の表の眼鏡の項に掲げるレンズ交換（遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。）</u>	(新設)
十	<u>別表の3の(8)のその他の表の補聴器の項に掲げる重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換</u>	(新設)
十一	<u>別表の3の(8)のその他の表の歩行補助つえの項に掲げる凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換</u>	
十二	<u>別表の3の(8)のその他の表の重度障害者用意思伝達装置の項に掲げる本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、固定台（自立スタンド式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帶電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換、圧電素子式入力装置（スイッチ）交換、空気圧式入力装置（スイッチ）交換、視線検出式入力装置（スイッチ）交換及び遠隔制御装置交換</u>	
十三	<u>別表の3の(8)のその他の表の人工内耳の項に掲げる人工内耳用音声信号処理装置修理</u>	
6	<u>国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第三項、第四項又は前項の費用の額の基準は、前三項の規定にかかわらず、それぞれ第三項、第四項又は前項に掲げる額の百分の九十五に相当する額とする。</u>	
	別表	別表

1 購入基準

(1) 義肢—殻構造義肢

義肢とは、欠失した上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の形態又は機能を代償するために装着及び使用する人工の手足をいう。

そのうち、殻構造義肢とは、義肢に働く外力を殻で負担し、同時に、この殻の外形が手足の外観を整える構造のものをいい、アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名 称	採型 区 分	定 義	備 考
肩 義 手	A—1	<p><u>肩義手とは、肩甲胸郭間切断、肩関節離断及び上腕骨頸部切断に用いるものであって、次に掲げるものを行う。</u></p> <p><u>(能動式)</u></p> <p><u>主として、上肢帶及び体幹の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u></p> <p><u>(電動式)</u></p> <p><u>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの。なお、電動式に加え、能動式又</u></p>	<p><u>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</u></p>

1 購入基準

(1) 義肢—殻構造義肢

(新設)

名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
上腕義手	装 飾 用	<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u></p> <p><u>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならぬこと。</u></p> <p><u>肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないよう留</u></p>	<p><u>イの採型区分によるウの基本価格を合算した額とし、</u></p> <p><u>こと。</u></p>	

		<p><u>はその他を用いるハイブリッド式の場合は、電動式として算定する。</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもののものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</u></p>	<p><u>意すること。</u></p> <p><u>作業用</u></p> <p><u>ソケット及び支持部の工作に際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。</u></p> <p><u>その他は装飾用と同じ。</u></p>	
上腕義手	A—2	<p><u>上腕義手とは、上腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(能動式)</u></p> <p><u>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u></p> <p><u>(電動式)</u></p> <p><u>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネ</u></p>	<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u></p> <p><u>ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。</u></p> <p><u>コントロールケーブル（伝導索）は、可撓性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単纖維をハウジング（ケーブル鞘）とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐ</u></p>	

		<p><u>ルギーを用いるもの。なお、電動式に加え、能動式又はその他を用いるハイブリッド式の場合は、電動式として算定する。</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの）のものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</u></p>		<p><u>こと。</u></p> <p><u>肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、その適合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。</u></p> <p><u>肘継手及び手部は、繰返し使用に対し機能の低下を来たさず信頼性の高いものであること。</u></p> <p><u>手部は、使用中変形を來たさず信頼性の高いものであること。</u></p> <p><u>その他はハンド型手部付と同じ。</u></p>	
<u>肘 義 手</u>	<u>A—3</u>	<p><u>肘義手とは、肘関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(能動式)</u></p> <p><u>上肢帶、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブルやリンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u></p>	<u>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</u>	<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u></p> <p><u>ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。</u></p>	

		<p><u>(電動式)</u></p> <p><u>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>能動式・電動式以外のも</u> <u>の。装飾用（外観の復元を</u> <u>第一義に考え、軽量化及び</u> <u>見かけの良さを図ったも</u> <u>の）及び作業用（就労又は</u> <u>教育上必要となる特定の目</u> <u>的に使用できるように、特</u> <u>定の機能を優先して製作し</u> <u>たものであって、作業に応</u> <u>じて専用の手先具を交換し</u> <u>て使用することが可能なも</u> <u>の）のものを含む。なお、</u> <u>幹部を使用する作業用義手</u> <u>は骨格構造とする。</u></p>		<p><u>操作は、筋電電極又</u> <u>はスイッチを用い、</u> <u>モーターにより手先具</u> <u>や継手を制御するもの</u> <u>であること。</u></p>	
前腕義手	A—4	<p><u>前腕義手とは、前腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(能動式)</u></p> <p><u>上肢帯、体幹及び切斷側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの。なお、電動式に加え、能動式又はその他の用いるハイブリッド</u></p>	<p><u>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</u></p>	<p><u>肩義手 装飾用</u></p> <p><u>肩継手は、可動で外転式、屈曲一伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。</u></p> <p><u>ハーネス（胸郭帶）</u> <u>は、義手を肩部によく落ち着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。</u></p> <p><u>その他は上腕義手装飾用と同じ。</u></p> <p><u>作業用</u></p> <p><u>肩継手は、必要に応じ固定できること。</u></p> <p><u>その他は上腕義手作業用と同じ。</u></p> <p><u>能動式 ハンド型手部付</u></p> <p><u>肩継手は、装飾用と同じ。</u></p> <p><u>コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くとき肩継手が動かぬようにするこ</u></p>	

		<p><u>式の場合は、電動式として算定する。</u></p> <p><u>(電動式)</u></p> <p><u>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの）のものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</u></p>		
手義手	A—5	<p><u>手義手とは、手関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(能動式)</u></p> <p><u>上肢帶、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u></p>	<p><u>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</u></p>	<p>普通用</p> <p>フック型 手部付</p> <p>能動式肩甲鎖骨切除用 ハンド型手部付</p>

		<p><u>(電動式)</u></p> <p><u>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの）のものを含む。</u></p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"><u>手部付属型</u></td><td><u>用と同じ。</u></td></tr> <tr> <td><u>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</u> <u>その他はハンド型手部付と同じ。</u></td></tr> <tr> <td><u>電動式</u></td><td><u>上腕義手電動式と同じ。</u></td></tr> <tr> <td rowspan="3"><u>肘義手</u></td><td><u>装飾用</u></td><td><u>上腕義手装飾用と同じ。</u></td></tr> <tr> <td><u>作業用</u></td><td><u>幹部は、作業種目を考慮したものとすること。</u> <u>その他は上腕義手作業用と同じ。</u></td></tr> <tr> <td><u>能動式</u></td><td><u>上腕義手能動式と同じ。</u></td></tr> <tr> <td><u>電動式</u></td><td><u>上腕義手電動式と同じ。</u></td></tr> <tr> <td rowspan="2"><u>前腕義手</u></td><td><u>装飾用</u></td><td><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。</u> <u>切断面に回旋能力が</u></td></tr> </table>	<u>手部付属型</u>	<u>用と同じ。</u>	<u>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</u> <u>その他はハンド型手部付と同じ。</u>	<u>電動式</u>	<u>上腕義手電動式と同じ。</u>	<u>肘義手</u>	<u>装飾用</u>	<u>上腕義手装飾用と同じ。</u>	<u>作業用</u>	<u>幹部は、作業種目を考慮したものとすること。</u> <u>その他は上腕義手作業用と同じ。</u>	<u>能動式</u>	<u>上腕義手能動式と同じ。</u>	<u>電動式</u>	<u>上腕義手電動式と同じ。</u>	<u>前腕義手</u>	<u>装飾用</u>	<u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。</u> <u>切断面に回旋能力が</u>
<u>手部付属型</u>	<u>用と同じ。</u>																			
	<u>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</u> <u>その他はハンド型手部付と同じ。</u>																			
<u>電動式</u>	<u>上腕義手電動式と同じ。</u>																			
<u>肘義手</u>	<u>装飾用</u>	<u>上腕義手装飾用と同じ。</u>																		
	<u>作業用</u>	<u>幹部は、作業種目を考慮したものとすること。</u> <u>その他は上腕義手作業用と同じ。</u>																		
	<u>能動式</u>	<u>上腕義手能動式と同じ。</u>																		
<u>電動式</u>	<u>上腕義手電動式と同じ。</u>																			
<u>前腕義手</u>	<u>装飾用</u>	<u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。</u> <u>切断面に回旋能力が</u>																		
	<u>手部義手</u>	<u>A—6</u>	<p><u>手部義手とは、手根中手切斷に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(能動式)</u></p> <p><u>上肢帯、体幹及び切斷側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブルやリンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u></p> <p><u>(電動式)</u></p> <p><u>継手及び手先具の操作を</u></p>																	

		<p><u>行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</u> <u>(その他)</u> <u>能動式・電動式以外のもの。</u>装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの）のものを含む。</p>		<p><u>残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。</u></p>						
手指義手	A-7	<p>手指義手とは、手指切断に用いるものであって、次に掲げるものをいい、キャップ式又は手袋型のいずれかによることとする。 <u>(能動式)</u> <u>切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、リンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u> <u>(その他)</u> <u>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）のもの</u></p>	<p><u>作業用</u></p> <p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 <u>必要に応じて上腕カフ（締革）にハーネスを付けること。</u> <u>ソケット、支持部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。</u></p> <p><u>能動式</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>長断端用</u></td> <td><u>ハンド型</u></td> <td>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 <u>ソケットは、断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則と</u></td> </tr> <tr> <td><u>長断端用</u></td> <td><u>フック型</u></td> <td></td> </tr> </table>	<u>長断端用</u>	<u>ハンド型</u>	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 <u>ソケットは、断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則と</u>	<u>長断端用</u>	<u>フック型</u>		
<u>長断端用</u>	<u>ハンド型</u>	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 <u>ソケットは、断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則と</u>								
<u>長断端用</u>	<u>フック型</u>									

		<u>を含む。</u>				
股 義 足	B—1	<u>股義足とは、片側骨盤切 断、股関節離断及び大腿切 断極短断端に用いるものを いう。</u>				<u>すること。</u>
大腿義足	B—2	<u>大腿義足とは、大腿切断 に用いるものであって、次 に掲げるものをいう。</u> <u>(差込式)</u> <u>断端とソケットとの間に 余裕をもたせて適合させた ソケットを用いて、懸垂装 置によって懸垂するもの。</u> <u>ソケット底を開放した型式 (オープソエンドソケッ ト)のものを含む。</u> <u>(ライナー式)</u> <u>ソケットとのインター フェイスにライナーを用い るもの。ライナーを用いる ものは全て、機能にかかわ らずライナー式に含める。</u> <u>(吸着式)</u> <u>ソケットと断端表面との 間に陰圧による吸着作用を 生じさせ、もって自己懸垂 機能を持たせたもの。ライ ナーを使用するものは含ま ない。</u>		<u>中 断 端 用</u> <u>ハ ン ド 型</u>	<ul style="list-style-type: none">長断端用には、 前腕の回内外運動 ができるだけ良く 伝えるようにソ ケット先端部の適 合に留意するこ と。中断端用には、 肘の屈曲一伸展運 動を忠実に伝える とともに、135° の 屈曲を妨げること ないように留意 すること。短断端用には、 ソケット及び前腕 部が別個に動く構 造、いわゆるスブ リットソケット構 造とし、屈曲時に 断端の脱落を防止 するため、ソケッ トは肘頭まで包含 する構造とすること。	
膝 義 足	B—3	<u>膝義足とは、膝関節離断 に用いるものであって、次</u>		<u>ハ ン ド 型</u> <u>コントロールケーブ ルは、可撓性の大きい 平滑な鋼製ケーブル又 はナイロン単纖維をハ ウジングとともに用</u>		

		<p><u>に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(差込式)</u></p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの</u></p> <p><u>(ライナー式)</u></p> <p><u>ソケットとのインターフェイスにライナーを用いるもの。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。</u></p> <p><u>(吸着式)</u></p> <p><u>ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ、もって自己懸垂機能をもたせたもの。ライナーを使用するものは含まない。</u></p>		
下腿義足	B—4	<p><u>下腿義足とは、下腿切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。ライナーの有無は問わない。</u></p> <p><u>(差込式)</u></p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、大腿コルセット等の懸垂装置によって懸垂するもの。ソケット底を開放した型式(オープンエンドソケット)のものを含む。</u></p>	<p>短断端用</p> <p>フック型</p> <p>電動式</p>	<p>い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、摩耗によるケーブルの損傷を極力少なくすること。 肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行うこと。</p> <p><u>上腕義手電動式と同じ。</u></p> <p>手義手</p> <p>装飾用</p> <p><u>前腕義手装飾用と同じ。</u></p> <p>作業用</p> <p><u>前腕義手作業用と同じ。</u></p> <p>能動式</p> <p><u>前腕義手能動式長断端用と同じ。</u></p> <p>電動式</p> <p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端と</p>

		<p><u>(P T B式)</u> 膝蓋腱（靭帶）を主とし、脛骨内側脛部、腓骨骨幹部、軟部組織等により体重を支持し、P T Bカーブルト等の懸垂装置を用いて懸垂するもの</p> <p><u>(P T S式)</u> 膝蓋骨及び大腿骨頸部を収納し、自己懸垂機能のあるもの。体重支持方式は問わない。</p> <p><u>(K B M式)</u> 膝蓋骨を露出させている義足で、かつ、大腿骨頸部の内外側を収納することにより、自己懸垂機能をもたらしたもの。体重支持方式は問わない。</p> <p><u>(T S B式)</u> 断端表面全体を体重支持面とする全面接触式ソケットを用いるもの。ただし、P T S式及びK B M式を除く。</p>		<p>の適合に留意し、装着感の良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。</p> <p>操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モーターにより手先具を制御するものであること。</p>
サイム義足	B—5	<p>サイム義足とは、足関節離断（サイム切断）に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>(差込式)</u> 断端とソケットとの間に</p>	手部義手	<p>装 飾 用 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手袋型とすること。</p> <p>作 業 用 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手部又は前腕部に固定できるようにすること。 手部には、作業に必要な装置を付けること。</p>
			電 動 式	手義手電動式と同じ。
			手指義手	装 飾 用 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞ必要な材料・部品

		<p><u>余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの</u> <u>(有窓式)</u> <u>ソケットに窓状の開口部を設けたもので、断端の出し入れを容易にし、果部による懸垂を可能にするもの</u></p>			<p><u>を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>キャップ式又は手袋型のいずれかによること。</u></p>	
足根中足 義足	B—6	<p><u>足根中足義足とは、足根中足切断（足根部から中足部までの切断で、ボイド切断及びピロゴフ切断を含む）に用いるものであつて、次に掲げるものをいう。</u> <u>(足袋式)</u> <u>足袋式ソケットに足先（完成用部品含む）等を接合したもので、後方開きで紐やベルトで固定するもの</u> <u>(下腿部支持式)</u> <u>下腿部に及ぶ構造を有するもので、断端部が不良等の理由により体重支持が困難な場合に使用されるもの</u></p>		作業用	<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>指部は、作業に適するよう形成すること。</u></p>	大腿短断端を含む。
足趾義足	B—7	<p><u>足趾義足とは、足趾切断に用い、踵部にベルト等を引き掛け、又は足袋型にして装着するものをいう。</u></p>		股義足 常用 普通	<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。</u> <u>回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帶鋼で補強枠を組み、取り付</u></p>	

けること。

大腿部及び下腿部
は、木製内部の水分を
一定に保つための配慮
を必要とすること。

アルミニウム合金の
場合には、防蝕処理を
施すこと。

運動部分の継手につ
いては、防音と減摩に
十分留意すること。

アの基本工作法によ
り、エ及びオよりそれ
ぞれ必要な材料・部品
を選択し、組み合わせ
て製作すること。

ソケットは、義足の
懸垂、体重支持及び運
動性を確保すること。

歩容に重要な影響を
及ぼすので、アライメ
ントは特に精密に決定
すること。

アライメントカップ
リング（軸位調整装
置）を用いて必ず試歩
行を行うこと。

両脚の歩長をそろえ
るため、股屈曲角制限
装置を取り付けるこ
と。

力
ナ
ダ
式

		<u>作業用</u>	<u>耐水性及び防蝕性に留意すること。</u> <u>その他は足部を除き、常用普通と同じ。</u>	
大腿義足	<u>常用</u>		<u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとすること。</u> <u>ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。</u> <u>アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。</u>	
	<u>吸着式常用</u>			<u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>ソケットは、断端の解剖、生理学的特性に</u> <u>差込吸着式を含む。</u>

適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。

義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。

膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実で信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。

断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帶）を用いてもよいこと。

S A C H足部は、体

			<p>重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。</p> <p><u>断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には断端末部に空気室を設けてもよいこと。</u></p>	
膝義足	常 用	作 業 用	<p>耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するとともに、十分な強度をもたせること。</p> <p><u>その他は常用と同じ。</u></p>	

				は断端末受を入れること。
				<u>下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。</u>
				<u>膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。</u>
				<u>膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。</u>
		作業用		<u>耐水性及び防蝕性に留意すること。</u> <u>その他は足部を除き、常用に同じ。</u>
下腿義足	常用	普通 (軽便式を含む)		<u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。</u> <u>膝継手軸の取付位置は、椅子時の快さ、歩</u>

行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入念にその位置を決定すること。
アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。
大腿もも締めの筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分な配慮が必要であること。

P
アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。
T
ソケットは、体重支
持、安定性及び運動性
を良くするため、適合
B
に留意し、アライメン
トカップリングを用い
式
て試歩行を行った上で組み立てること。
精密な適合によって
ソケットのみを用い、
ソフトインサートを省

サイム切
断を含
む。

いてもよいこと。その場合、断端末部はクッション材で支持すること。

外装は、強化プラスチック仕上げとすること。

膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との間に伸びのないベルト等をはさむこと。

膝継手金具及び大腿もも締革は、用いないことを原則とするが、断端の状況によりやむを得ない場合は、膝継手金具又は大腿もも締革を用いてもよいこと。

適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時に行うこと。

P
T
S
式

ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることによって義足を懸垂させること。

				<p><u>採型後ギプスソケットによって適合をよく吟味、修正すること。</u> <u>その他はP T B式と同じ。</u></p>
K B M 式				<p><u>義足の懸垂は、内顆部の解剖学的構造によく適合したくさび又はF A J A L の方法によって行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。</u> <u>膝蓋韌帶より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。</u> <u>その他はP T S式と同じ。</u></p>
T S B 式				<p><u>ソケットは、精密な適合を行い全面が接触する形状になるよう製作すること。</u> <u>その他はP T B式と同じ。</u></p>

			同じ。
	作業用		<p>耐水性及び防蝕性に留意すること。</p> <p>その他は常用普通と同じ。</p>
果義足			<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケットを断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。</p> <p>足部は、遊動足部又はS A C H足部の構造特性を利用したものとすること。</p> <p>特にソケットと足部との結合部の強度を保つように留意すること。</p>
足根中足 義足	鋼板入り		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>断端の骨突出部を損傷しないようソケット</p>

の適合とソケット構造
に特に留意すること。

足底は、鋼板、ゴム
ベルト等を挿入して弾
性と強度をもたせること。

足の形態の復元のため
、スポンジで形成し、足底は牛なめし革
を張り付けること。

足袋式 アの基本工作法により
、エ及びオよりそれ
ぞれ必要な材料・部品
を選択し、組み合わせて製作すること。

足底は、ゴムベルト
を入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を
増加するようにすること。

断端から踵までを包み足袋型とすること。

締付けは、前後いずれでもよいこと。

足部は、牛なめし革を張り付けること。

下腿部支持式 アの基本工作法により
、エ及びオよりそれ
ぞれ必要な材料・部品
を選択し、組み合わせて製作すること。

		<p>義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケットを断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。</p>	
	足指義足	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。</p>	
(注)			
<p>1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p> <p>2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。</p> <p>3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を附加することがあること。</p> <p>4 障害者の殻構造義肢の耐用年数は、カの耐用年数によるものとすること。</p> <p>5 障害児の殻構造義肢の使用年数は、キの使用年数によるものとすること。</p>			
ア 基本工作法			ア 基本工作法
工 程	作 業 の 内 容		工 程

(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等）の状況、肢位の観察及び特徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）	(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況、肢位の観察及び特徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）
(イ)・(ウ) (略)	(略)	(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに <u>継手位置の設定</u>	(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに <u>継手の中心位置の設定</u>
(オ) (略)	(略)	(オ) (略)	(略)
(カ) ソケット製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、 <u>PVA</u> バッグの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダミーの設定（電動式）	(カ) ソケット製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、 <u>PVA</u> バックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダミーの設定（電動式）
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、 <u>プラスチック</u> フォーム、ギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合並びに <u>バッテリ及びコントローラ</u> 収納場所の確保（電動式） 義足：（略）	(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、 <u>プラスチック</u> フォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合並びに <u>バッテリー及びコントローラー</u> 収納場所の確保（電動式） 義足：（略）
(ク) (略)	(略)	(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：（略） 義足：アライメントの <u>調整</u> 、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導	(ケ) 仮合わせ	義手：（略） 義足：アライメントの <u>修正</u> 、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキネットの被覆及び <u>樹脂注型</u> 並びに感度調整用窓加工（電動式） 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成及び外装	(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキネットの被覆及び <u>ラミネーション</u> 並びに感度調整用窓加工（電動義手） 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、 <u>内部余肉の</u>

(#) 適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認
----------	--------------------------------

イ (略)

ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	上限価格 円	備 考
義手用	A—1	能動式	50,900	全ての型式において、肩甲
		電動式	90,800	胸郭間切断用は、15,000円
		その他	38,200	増しとすること。
	A—2	能動式	47,800	全ての型式において、吸着
		電動式	84,000	式は、29,600円増しとする
		その他	40,700	こと。
	A—3	能動式	43,000	全ての型式において、吸着
		電動式	75,900	式は、29,600円増しとする
		その他	37,100	こと。
	A—4	能動式	37,800	全ての型式において、顎上
		電動式	66,900	懸垂式は、14,800円増しと
		その他	36,000	すること。
				スプリットソケットは、22,200円増しとすること。
	A—5	能動式	37,200	
		電動式	65,400	
		その他	32,600	
	A—6	能動式	18,900	
		電動式	33,400	

(#) 適合検査	除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
----------	--------------------------

イ (略)

ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義手用	A—1	装飾用	36,200	肩甲胸郭間切断用は、
		作業用	36,200	14,200円増しとすること。
		能動式	48,200	
		電動式	85,900	
A—2	A—2	装飾用	38,500	吸着式は、28,000円増しと
		作業用	38,500	すること。
		能動式	45,200	
		電動式	79,400	
A—3	A—3	装飾用	35,100	吸着式は、28,000円増しと
		作業用	35,100	すること。
		能動式	40,700	
		電動式	71,800	
A—4	A—4	装飾用	34,100	顎上懸垂式は、14,000円増
		作業用	34,100	しとすること。
		能動式	35,800	スプリットソケットは、
		電動式	63,300	21,000円増しとすること。
A—5	A—5	装飾用	30,900	
		作業用	30,900	
		能動式	35,200	
		電動式	61,900	
A—6	A—6	装飾用	11,800	
		作業用	11,800	

		<u>その他</u>	<u>12,400</u>	
A—7	能動式	<u>14,600</u>		
	その他	<u>9,950</u>		
義足用	B—1	(削る) (削る)	<u>236,700</u> <u>片側骨盤切断用は、20,100円増しとすること。</u>	
	B—2	差込式 ライナー式 吸着式	<u>76,300</u> <u>短断端切断用キップシャフトは、56,800円増しとすること。</u> <u>126,500</u> <u>坐骨収納型ソケットは、53,200円増しとし、チェックソケット加算ができること。</u> <u>175,600</u>	
	B—3	差込式 ライナー式 吸着式	<u>74,400</u> <u>大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。</u> <u>97,500</u> <u>146,600</u>	
	B—4	差込式 P T B式 P T S式 K B M式 T S B式	<u>60,800</u> <u>大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。</u> <u>86,500</u> <u>103,700</u> <u>106,700</u> <u>86,500</u>	
	B—5	差込式 有窓式	<u>49,400</u> <u>74,400</u>	
	B—6	足袋式 下腿部 支持式	<u>25,900</u> <u>74,400</u>	
	B—7		<u>19,800</u>	

(注)

- 1 (略)
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる

		能動式	<u>17,900</u>	
A—7	電動式	<u>31,600</u>		
	装飾用	<u>9,450</u>		
義足用	作業用	<u>13,800</u>		
	B—1	受皿式 カナダ式	<u>110,500</u> <u>110,500</u>	<u>片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。</u>
	B—2	差込式 ライナー式 吸着式	<u>72,200</u> <u>119,600</u> <u>166,000</u>	<u>短断端切断用キップシャフトは、53,700円増しとすること。</u> <u>坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。</u>
	B—3	差込式 ライナー式 吸着式	<u>70,400</u> <u>92,200</u> <u>138,600</u>	<u>大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。</u>
	B—4	差込式 P T B式 P T S式 K B M式 T S B式	<u>57,500</u> <u>81,800</u> <u>98,100</u> <u>100,900</u> <u>81,800</u>	<u>大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。</u>
	B—5	差込式 有窓式	<u>46,700</u> <u>70,400</u>	
	B—6	足袋式 下腿部 支持式	<u>24,500</u> <u>70,400</u>	
	B—7		<u>18,800</u>	

(注)

- 1 (略)
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる

場合に限り、50,600円加算できること。

3 吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケット、坐骨収納型ソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,700円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

4 (略)

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採 型 区 分	使 用 材 料	上限価格 円	備 考
義手用	A—1	(削る)	(削る)	電動式は、 <u>520円</u> 増しとすること。
		皮 革	<u>10,100</u>	
		熱 硬 化 性 樹 脂	<u>22,600</u>	
		(削る)	(削る)	
		熱 可 塑 性 樹 脂	<u>5,750</u>	
	A—2	(削る)	(削る)	電動式は、 <u>520円</u> 増しとすること。
		皮 革	<u>13,300</u>	
		熱 硬 化 性 樹 脂	<u>15,500</u>	
		(削る)	(削る)	
		熱 可 塑 性 樹 脂	<u>7,500</u>	

場合に限り、47,900円加算できること。

3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

4 (略)

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採 型 区 分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	A—1	アルミニウム、 セルロイド	<u>11,700</u>	(新設)
		皮 革	<u>9,550</u>	
		熱 硬 化 性 樹 脂	<u>21,400</u>	
		熱 硬 化 性 樹 脂 (電動式)	<u>21,900</u>	
		熱 可 塑 性 樹 脂	<u>5,450</u>	
		熱 可 塑 性 樹 脂 (電動式)	<u>6,000</u>	
	A—2	アルミニウム、 セルロイド	<u>10,300</u>	(新設)
		皮 革	<u>12,600</u>	
		熱 硬 化 性 樹 脂	<u>14,700</u>	
		熱 硬 化 性 樹 脂 (電動式)	<u>15,200</u>	
		熱 可 塑 性 樹 脂	<u>7,100</u>	
		熱 可 塑 性 樹 脂 (電動式)	<u>7,550</u>	

A-3	(削る)	(削る)	電動式は、520円 増しとすること。		
	皮 革		14,300		
	熱硬化性樹脂		15,500		
	(削る)	(削る)			
A-4	熱可塑性樹脂		5,300		
	(削る)	(削る)			
	皮 革		13,100		
	熱硬化性樹脂		15,200		
A-5	(削る)	(削る)	電動式は、520円 増しとすること。		
	皮 革		9,900		
	熱硬化性樹脂		14,400		
	(削る)	(削る)			
A-6	熱可塑性樹脂		7,500		
	(削る)	(削る)			
	皮 革		9,650		
	熱硬化性樹脂		11,700		
A-3	(削る)	(削る)	電動式は、520円 増しとすること。		
	皮 革		13,600		
	熱硬化性樹脂		14,700		
	熱硬化性樹脂 (電動式)		15,200		
A-4	熱可塑性樹脂		5,050		
	熱可塑性樹脂 (電動式)		5,550		
	皮 革		12,400		
	熱硬化性樹脂		14,400		
A-5	熱硬化性樹脂 (電動式)		14,800		
	熱可塑性樹脂		4,950		
	熱可塑性樹脂 (電動式)		5,450		
	皮 革		9,400		
A-6	熱硬化性樹脂		13,700		
	熱硬化性樹脂 (電動式)		14,100		
	熱可塑性樹脂		7,100		
	熱可塑性樹脂 (電動式)		7,600		
A-3	アルミニウム、 セルロイド		10,300	(新設)	
	皮 革		13,600		
	熱硬化性樹脂		14,700		
	熱硬化性樹脂 (電動式)		15,200		

		熱可塑性樹脂 (削る)	7,350			(電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 (電動式)	6,950 7,350		
	A-7	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	4,300 4,350 3,750			A-7	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	4,100 4,150 3,550	
義足用	B-1	(削る)	(削る)			義足用	B-1	アルミニウム、 セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	23,100 37,900 15,900
		熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	40,000 16,800				B-2	木製 アルミニウム、 セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	51,600 15,400 20,200 29,400 17,300
	B-2	木製 (削る) 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	54,500 21,300 31,100 18,300	エアクッションソケットは、17,200円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算すること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、18,900円増しとすること。				エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算すること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとすること。	
	B-3	(削る)	(削る)	エアクッションソケットは、17,200円増しとすること。			B-3	アルミニウム、 セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15,700 26,000 43,500 19,700
		皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	27,500 46,000 20,800	二重式ソケット				エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケット	

			は、内ソケットの 使用材料の価格を 加算することができ ること。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>18,600円</u> 増し とすること。			は、内ソケットの 使用材料の価格を 加算することができ ること。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>17,600円</u> 増し とすること。
B-4	(削る)	(削る)	エアクッションソ ケットは、 <u>15,600</u> <u>19,300円</u> 増しとす ると。 二重式ソケット は、内ソケットの 使用材料の価格を 加算することができ ること。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>7,350円</u> 増し とすること。	B-4	アルミニウム、 セルロイド	12,300 <u>14,800</u> <u>18,300円</u> 増しとす ると。 二重式ソケット は、内ソケットの 使用材料の価格を 加算することができ ること。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>6,950円</u> 増し とすること。
B-5	(削る)	(削る)	エアクッションソ ケットは、 <u>14,300</u> <u>19,600円</u> 増しとす ると。 主たる積層材に カーボンストッキ	B-5	アルミニウム、 セルロイド	12,800 <u>13,600</u> <u>18,600円</u> 増しとす ると。 主たる積層材に カーボンストッキ

			ネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>10,200円</u> 増しとすること。			ネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>9,700円</u> 増しとすること。
B-6	(削る) 皮 熱硬化性樹脂 (削る) 熱可塑性樹脂	(削る) <u>11,500</u> <u>24,600</u> (削る) <u>11,400</u>	エアクッションソケットは、 <u>13,500円</u> 増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>6,250円</u> 増しとすること。 下腿部支持式については、 <u>2,100円</u> 増しとすること。	B-6	セルロイド 皮 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (下腿部支持式) 熱可塑性樹脂	<u>12,700</u> <u>10,900</u> <u>23,300</u> <u>25,300</u> <u>10,800</u>
B-7	皮 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>10,100</u> <u>22,400</u> <u>10,800</u>		B-7	皮 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>9,550</u> <u>21,200</u> <u>10,300</u>

(注)

アルミニウムについては、皮革に準ずること。

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使用材料	上限価格 円	備考
義手用	A-1	皮 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,950 5,050 8,550	
	A-2	皮 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,350 4,900 8,150	

(新設)

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備考
義手用	A-1	皮 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,700 4,800 8,100	
	A-2	皮 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,150 4,650 7,750	

	A—3	皮革	4,350	
		軟性発泡樹脂	4,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,150	
	A—4	皮革	4,250	
		軟性発泡樹脂	4,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,900	
	A—5	皮革	4,250	
		軟性発泡樹脂	4,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,900	
義足用	B—1	皮革	7,400	
		軟性発泡樹脂	5,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	11,200	
	B—2	皮革	5,700	
		軟性発泡樹脂	5,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,400	
		皮革・フェルト	10,200	
		シリコーン	46,500	
	B—3	皮革	6,400	
		軟性発泡樹脂	5,350	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,200	
		皮革・フェルト	11,300	
		シリコーン	50,100	
	B—4	皮革	4,700	
		軟性発泡樹脂	5,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,600	
		皮革・フェルト	8,800	
		シリコーン	40,000	
	B—5	皮革	4,950	
		軟性発泡樹脂	8,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,700	
	B—6	皮革	3,150	下腿部支持式につ

	A—3	皮革	4,150	
		軟性発泡樹脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	
	A—4	皮革	4,050	
		軟性発泡樹脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,500	
	A—5	皮革	4,050	
		軟性発泡樹脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,500	
義足用	B—1	皮革	7,000	
		軟性発泡樹脂	5,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,600	
	B—2	皮革	5,400	
		軟性発泡樹脂	4,950	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,000	
		皮革・フェルト	9,700	
		シリコーン	44,000	
	B—3	皮革	6,050	
		軟性発泡樹脂	5,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,650	
		皮革・フェルト	10,700	
		シリコーン	47,400	
	B—4	皮革	4,450	
		軟性発泡樹脂	4,750	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,200	
		皮革・フェルト	8,350	
		シリコーン	37,900	
	B—5	皮革	4,700	
		軟性発泡樹脂	7,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,250	
	B—6	皮革	3,000	(新設)

	(削る)	(削る)	いては、4,450円 増しとすること。
	軟性発泡樹脂 (削る)	3,550	
	皮革・軟性発泡樹脂 (削る)	6,300	
B-7	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	2,400 2,850 4,900	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスponジ材であること。
- 2 (略)

(ウ) 支持部

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	上限価格 円	備 考
義手用	能動式	肩 部		9,500	肩義手で、ソ
		上腕部	熱硬化性樹脂	26,400	ケットに続く
			熱可塑性樹脂	8,500	部分の形状を
	電動式	前腕部		21,700	健側のよう
		肩 部		11,500	整えるため又
		上腕部		32,500	は上腕部との
その他		前腕部		26,700	接続のために
		手 部		26,700	修正を行う場
		肩 部		9,500	合は、9,900
		上腕部	熱硬化性樹脂	26,400	円増しとする
			熱可塑性樹脂	8,500	こと。
		前腕部	熱硬化性樹脂	21,700	

	皮 革 (下腿部支持式)	4,700
	軟性発泡樹脂	3,400
	軟性発泡樹脂 (下腿部支持式)	7,600
	皮革・軟性発泡樹脂	6,000
	皮革・軟性発泡樹脂 (下腿部支持式)	8,250
B-7	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	2,300 2,700 4,650

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスponジであること。
- 2 (略)

(ウ) 支持部

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	装飾用	肩 部		9,000	
		上腕部	アルミニウム、	8,050	
			セルロイド		
	作業用		熱硬化性樹脂	25,000	
		前腕部	アルミニウム、	10,200	
			セルロイド		
			熱硬化性樹脂	20,600	
作業用	(幹部 使用)	上腕部		8,050	肩義手用及び
					上腕義手用に
					幹部を使用す
					る場合に限る
					こと。

		熱可塑性樹脂	10,700				
義足用	股 部		11,600	股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,700円増しとすること。			
	大腿部	木 製 熱硬化性樹脂	34,500 36,100	膝義足の場合を含む。股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合は、31,600円とすること。			
	下腿部	木 製 熱硬化性樹脂	30,100 35,500	サイム義足の場合を含む。			
	足 部	軟性発泡樹脂	16,100	サイム義足、足根中足義足及び足趾義足の場合に限り加えることができること。			
					前腕部		10,200 前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
					電動式	肩 部	熱硬化性樹脂 10,900
						上腕部	熱硬化性樹脂 30,800
						前腕部	熱硬化性樹脂 25,300
						手 部	熱硬化性樹脂 25,300
					義足用	常 用 股 部	11,000
					作業用	大腿部	木 製 32,700 アルミニウム、 33,000 セルロイド 熱硬化性樹脂 34,200
						下腿部	木 製 28,500 アルミニウム、 29,900 セルロイド 熱硬化性樹脂 33,600
						足 部	軟性発泡樹脂 15,300
					作業用	大腿部	62,900 股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
					(鉄脚 使用)	下腿部	29,900 下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
(注)	1 (略)						

2 アルミニウムは木製に準ずること。

(削る)

(削る)

(削る)

(イ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

区分	名称	使用部品	上限価格 円	備考
義手用ハーネス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	23,800	
		肩たすき一式	11,900	
	上腕義手用	胸郭バンド式上腕	23,500	
	肘義手用	ハーネス一式		
		肩たすき一式	11,900	
		8字ハーネス一式	10,800	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕	20,200	
	手義手用	ハーネス一式		
	手部義手用	8字ハーネス一式	8,750	
		9字ハーネス一式	5,650	
		たわみ式肘継手（一組）	2,750	
		Yストラップ	2,750	
		上腕カフ（三頭筋パッド）	5,700	
	股義足用	懸垂帶一式	17,000	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	8,250	

2 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。

3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。

4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行いう場合は、11,100円増しとすること。

5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

(イ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名称	使用部品	価格 円	備考
義手用ハーネス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	22,500	
		肩たすき一式	11,300	
	上腕義手用	胸郭バンド式上腕	22,300	
	(新設)	ハーネス一式		
		肩たすき一式	11,300	
		8字ハーネス一式	10,300	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕	19,100	
	(新設)	ハーネス一式		
	(新設)	8字ハーネス一式	8,300	
		9字ハーネス一式	5,350	
		たわみ式肘継手（一組）	2,600	
		前方支持バンド	2,600	
		上腕カフ（三頭筋パッド）	5,400	
	股義足用	懸垂帶一式	16,100	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,800	

義足懸垂用部品	膝義足用	肩吊り帯	7,100	(削る)
		腰バンド	9,800	
		横吊帶	1,850	
		義足用股吊帶一式	4,700	
	下腿義足用	腰バンド	9,800	懸垂用膝カフは、
断端袋	サイム義足用	横吊帶	2,500	P T B カフベルト
		大腿コルセット一式	12,800	に準ずること。
		P T B カフベルト一式	9,750	
	上腕用		3,350	年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。
	前腕用		3,550	
	大腿用		5,600	
	下腿用		5,900	

(削る)

(オ) 外装

名称	外装部位	使用材料等	上限価格 円	備考
義手用	肩 部	皮 革	6,200	
		プラスチック	17,100	
		塗 装	2,200	
	上腕部	皮 革	6,400	

義足懸垂用部品	(新設)	肩吊り帯	6,750	価格は、1本当たりのものであること。
		腰バンド	9,300	
		横吊帶	1,750	
		義足用股吊帶	2,250	

下腿義足用	(新設)	腰バンド	9,300	(新設)
		横吊帶	2,400	
		大腿もも締め一式	12,100	
		P T B カフベルト一式	9,250	

(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
	(新設)		(新設)	

(注)

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B カフベルトに準ずること。

(オ) 外装

名称	外装部位	使用材料等	価 格 円	備 考
義手用	肩 部	皮 革	5,900	
		プラスチック	16,200	
		塗 装	2,100	
	上腕部	皮 革	6,050	

		プラスチック 塗 装	16,600 1,950	
前腕部		皮 革	6,200	
		プラスチック 塗 装	13,000 2,050	
義足用	股 部	皮 革	11,400	
		プラスチック 塗 装	18,800 3,650	
		皮 革	9,350	
	大腿部	プラスチック 塗 装	16,800 3,250	
		皮 革	8,500	
		プラスチック 塗 装	14,600 2,900	
	下腿部	皮 革	5,700	
		裏 革	3,900	
		塗 装	3,750	
		リアルソックス	1,150	(略)

才 完成用部品

完成用部品とは、殻構造義肢をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品とし、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

区分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
義手	<u>肩 義 手</u>	(削る) (削る)	(削る) (削る)	耐用年数以内の 破損及び故障に 際しては、原則
		能 动 式 電 动 式	3 3	として修理又は

		プラスチック 塗 装	15,700 1,850	
前腕部		皮 革	5,900	
		プラスチック 塗 装	12,300 1,950	
義足用	股 部	皮 革	10,800	
		プラスチック 塗 装	17,800 3,450	
		皮 革	8,850	
	大腿部	プラスチック 塗 装	15,900 3,100	
		皮 革	8,050	
		プラスチック 塗 装	13,800 2,750	
	下腿部	皮 革	5,400	
		裏 革	3,700	
		塗 装	3,550	
		リアルソックス	1,100	(略)

才 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

区分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
義手	<u>上腕 義 手</u>	装 飾 用	4	耐用年数以内の 破損及び故障
		作 業 用	3	に際しては、原
		能 动 式	3	則として修理又
		電 动 式	3	

		<u>その他(装飾用以外)</u>	3	<u>調整を行うこと。</u>			(新設)	(新設)	<u>は調整を行うこと。</u>	
		<u>その他(装飾用)</u>	4				(新設)	(新設)	<u>と。</u>	
	<u>上腕義手</u>	(削る)	(削る)	<u>耐用年数とは、通常の使用状態</u>						
		(削る)	(削る)	<u>において当該補</u>						
		能動式	3	<u>道具が修理不能</u>						
		電動式	3	<u>となるまでの予</u>						
		<u>その他(装飾用以外)</u>	3	<u>想年数を示して</u>						
		<u>その他(装飾用)</u>	4	<u>いるものである</u>						
	<u>肘義手</u>			<u>ため、耐用年数</u>						
	<u>前腕義手</u>			<u>を一律に適用しないこと。</u>						
	<u>手義手</u>	(削る)	(削る)							
		(削る)	(削る)							
		能動式	3							
		電動式	3							
		<u>その他(装飾用以外)</u>	2							
		<u>その他(装飾用)</u>	1							
	<u>手指義手</u>	(削る)	(削る)							
		(削る)	(削る)							
		能動式	2							
		<u>その他(装飾用以外)</u>	2							
		<u>その他(装飾用)</u>	1							
	<u>義足</u>	<u>股義足</u>	4							
		<u>大腿義足</u>	(削る)	(削る)						
		<u>差込式</u>	3							
		<u>ライナー式</u>	3							
		<u>吸着式</u>	5							
	<u>膝義足</u>	(削る)	(削る)							
		(削る)	(削る)							
		(削る)	(削る)							
		<u>差込式</u>	3							
	<u>義足</u>	<u>股義足</u>	常	用						
		<u>大腿義足</u>	(新設)							
			(新設)							
			吸着式							
			作業用							
		<u>膝義足</u>	常	用						
			(新設)							
			作業用							

	ライナー式	3	
	吸着式	5	
		2	
		2	
下腿義足 サイム義足 足根中足義足 足趾義足	(削る)	(削る)	
	足袋式	1	
	下腿部支持式	2	
		1	

(イ) 完成用部品

	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
			2
			2
下腿義足 果義足 足根中足義足 足指義足	鋼板入り	足袋式	2
		下腿部支持式	1
			2
			1

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類 (削る)	3 (削る)	(略)
手部	1	
手袋	1	
足部	1	
その他の小部品(消耗品)	1	

キ 使用年数

年齢	使用年数	備 考
0歳	4月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたもので
1~2歳	6月	
3~5歳	10月	
6~14歳	1年	
15~17歳	1年6月	1 義肢本体のうち「手部義手」及び「手指義手」の「その他(装飾用)」、「足根中足義足」の「足袋式」及び「足趾義足」 あるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類 リストメタル	3 3	(略)
手部	1	
手袋	1	
足部	1	
その他の小部品(消耗品)	1	

キ 使用年数

年齢	使用年数	備 考
0歳	4月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたもので
1~2歳	6月	
3~5歳	10月	
6~14歳	1年	
15~17歳	1年6月	1 義肢本体のうち「手部義手」の「装飾用」、「手指義手」の「装飾用」、「足根中足義足」の「足袋式」及び「足指義足」 あるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。

	2・3 (略)	なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。
--	---------	--

(削る)

(2) 義肢一骨格構造義肢

骨格構造義肢とは、義肢に働く外力を義肢の中心軸にあるパイプ、支柱等の骨格部で負担し、プラスチックフォームなどの軟材料の成型品をかぶせて外観を整える構造のものをいい、アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名 称	採型区分	定 義	備 考
肩 義 手	A—1	肩義手とは、肩甲胸郭間切断、肩関節離断、及び上腕骨頸部切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。 (能動式) 主として、上肢帶及び体幹の運動を義手の制御のための力源に利用し、コント	作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること

	2・3 (略)	(新設)
--	---------	------

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(2) 義肢一骨格構造義肢

(新設)

名 称	型 式	使用材料・部品及び工 作法	価 格	備 考
肩義手	装飾用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、容易に着脱できるように製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。	
上腕義手	装飾用	肩義手と同じ。	部品の価	

		<p><u>ロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u> <u>(その他)</u> <u>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。</u></p>	.	<table border="1"> <tr> <td>前腕義手</td><td>装飾用</td><td>肩義手と同じ。</td><td>格を合算した額と片側骨盤切断するこ用を含むものと。</td></tr> <tr> <td>股義足</td><td>カナダ式</td><td> <p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。</u></p> </td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">大腿義足</td><td>差込式</td><td>股義足と同じ。</td><td rowspan="2">キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。 吸着式には、差込吸着式を含むものであること。</td></tr> <tr> <td>吸着式</td><td>股義足と同じ。</td></tr> <tr> <td>膝義足</td><td>常用</td><td> <p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着</u></p> </td><td></td></tr> </table>	前腕義手	装飾用	肩義手と同じ。	格を合算した額と片側骨盤切断するこ用を含むものと。	股義足	カナダ式	<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。</u></p>		大腿義足	差込式	股義足と同じ。	キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。 吸着式には、差込吸着式を含むものであること。	吸着式	股義足と同じ。	膝義足	常用	<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着</u></p>	
前腕義手	装飾用	肩義手と同じ。	格を合算した額と片側骨盤切断するこ用を含むものと。																			
股義足	カナダ式	<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。</u></p>																				
大腿義足	差込式	股義足と同じ。	キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。 吸着式には、差込吸着式を含むものであること。																			
	吸着式	股義足と同じ。																				
膝義足	常用	<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着</u></p>																				
上腕義手	A-2	<p><u>上腕義手とは、上腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u> <u>(能動式)</u> <u>上肢帶、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u> <u>(その他)</u> <u>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要とな</u></p>	<p><u>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</u></p>																			

		<p>る特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの)のものを含む。</p>			<p>脱できるように製作すること。</p>											
肘 義 手	A—3	<p>肘義手とは、肘関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式)</p> <p>上肢帶、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>(その他)</p> <p>能動式以外のもの。装飾用(外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの)、作業用(就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの)のものを含む。</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p> <p>—</p>	<p>下腿義足</p> <table border="1"> <tr><td>P T B式</td><td>膝義足と同じ。</td></tr> <tr><td>P T S式</td><td>膝義足と同じ。</td></tr> <tr><td>K B M式</td><td>膝義足と同じ。</td></tr> <tr><td>T S B式</td><td>膝義足と同じ。</td></tr> <tr><td>長断端用</td><td>膝義足と同じ。</td></tr> </table>	P T B式	膝義足と同じ。	P T S式	膝義足と同じ。	K B M式	膝義足と同じ。	T S B式	膝義足と同じ。	長断端用	膝義足と同じ。	<p>脱できるように製作すること。</p>	
P T B式	膝義足と同じ。															
P T S式	膝義足と同じ。															
K B M式	膝義足と同じ。															
T S B式	膝義足と同じ。															
長断端用	膝義足と同じ。															
前腕義手	A—4	<p>前腕義手とは、前腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p>	<p>作業用の手先具は、3個を</p>			<p>サイム義足を含むものであること。ただし、この場合外形カバーは加算できないこと。</p>										

(注)

- 1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。
- 2 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、カの耐用年数によるものとすること。
- 3 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の使用年数は、キの使用年数によるものとすること。
- 4 肩義手、上腕義手及び前腕義手については、6歳以上を対象とするものに限ること。

		<p><u>(能動式)</u></p> <p><u>上肢帶、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>能動式以外のもの。装飾用(外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの)、作業用(就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるよう、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの)のものを含む。</u></p>	<p><u>限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</u></p>	
<u>股 義 足</u>	B—1	<p><u>股義足とは、片側骨盤切断、股関節離断及び大腿切断極短断端に用いる義足とする。</u></p>		
<u>大腿義足</u>	B—2	<p><u>大腿義足とは、大腿切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(差込式)</u></p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、懸垂装置によって懸垂するもの。</u></p>		

		<p><u>ソケット底を開放した型式</u> <u>(オープンエンドソケット)</u>のものを含む。</p> <p><u>(ライナー式)</u></p> <p><u>ソケットとのインター</u> <u>フェイスにライナーを用い</u> <u>るもの。ライナーを用いる</u> <u>ものは全て、機能にかかわ</u> <u>らずライナー式に含める。</u></p> <p><u>(吸着式)</u></p> <p><u>ソケットと断端表面との間</u> <u>に陰圧による吸着作用を生</u> <u>じさせ、もって自己懸垂機</u> <u>能を持たせたもの。ライ</u> <u>ナーを使用するものは含ま</u> <u>ない。</u></p>	
膝 義 足	B—3	<p><u>膝義足とは、膝関節離断</u> <u>に用いるものであって、次</u> <u>に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(差込式)</u></p> <p><u>断端とソケットとの間に</u> <u>余裕をもたせて適合させた</u> <u>ソケットを有するもの</u></p> <p><u>(ライナー式)</u></p> <p><u>ソケットとのインター</u> <u>フェイスにライナーを用い</u> <u>る義足。ライナーを用いる</u> <u>ものは全て、機能にかかわ</u> <u>らずライナー式に含める。</u></p> <p><u>(吸着式)</u></p> <p><u>ソケットと断端表面との</u></p>	

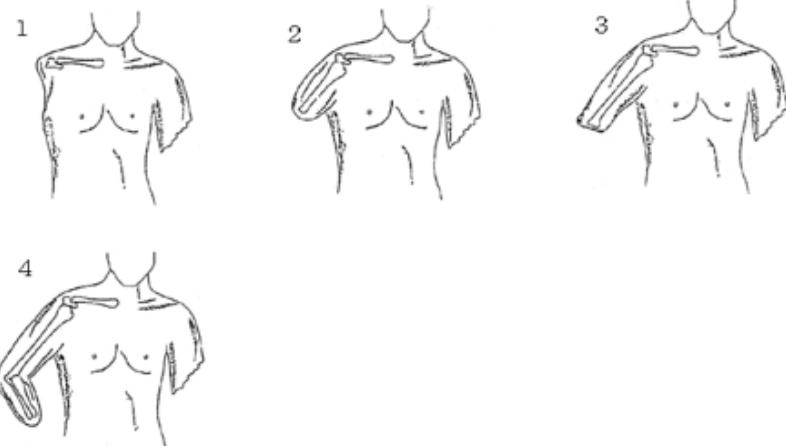
		<p><u>間に陰圧による吸着作用を生じさせ懸垂するもの。ライナーを使用するものは含まない。</u></p>		
<u>下腿義足</u>	B—4	<p><u>下腿義足とは、下腿切断に用いる以下の義足とし、ライナーの有無は問わない。</u></p> <p><u>(差込式)</u></p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、大腿コルセット等の懸垂装置によって懸垂するもの。ソケット底を開放した型式(オープンエンドソケット)のものを含む。</u></p> <p><u>(P T B式)</u></p> <p><u>膝蓋腱(靭帯)を主とし、脛骨内側顆部、腓骨骨幹部、軟部組織等により体重を支持するもので、P T Bカフベルト等の懸垂装置を用いて懸垂するもの</u></p> <p><u>(P T S式)</u></p> <p><u>膝蓋骨及び大腿骨頸部を収納し、自己懸垂機能のあるもの。体重支持方式は問わない。</u></p> <p><u>(K B M式)</u></p> <p><u>膝蓋骨を露出させている</u></p>		

		<p>もので、かつ大腿骨頸部の内外側を収納することにより、自己懸垂機能をもたせたもの。体重支持方式は問わない。</p> <p>(T S B式)</p> <p><u>断端表面全体を体重支持面とする全面接触式ソケット</u>を用いるもの。ただし、P T S式及びK B M式を除く。</p>																	
サイム義足	B-5	<p>サイム義足とは、足関節離断（サイム切断）に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(差込式)</p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの</u></p> <p>(有窓式)</p> <p><u>ソケットに窓状の開口部を設けたもので、断端の出し入れを容易にし、果部による懸垂を可能にするもの</u></p>																	
ア 基本工作法			ア 基本工作法																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th><th>作 業 の 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 断端の観察</td><td>断端の表面の状況、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握</td></tr> <tr> <td>(イ)・(ウ) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(エ) 適合のチェック</td><td>チェックソケットの製作、チェックソ</td></tr> </tbody> </table>			工 程	作 業 の 内 容	(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握	(イ)・(ウ) (略)	(略)	(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th><th>作 業 の 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 断端の観察</td><td>断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握</td></tr> <tr> <td>(イ)・(ウ) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(エ) 適合のチェック</td><td>チェックソケットの製作、チェックソ</td></tr> </tbody> </table>	工 程	作 業 の 内 容	(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握	(イ)・(ウ) (略)	(略)	(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソ
工 程	作 業 の 内 容																		
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握																		
(イ)・(ウ) (略)	(略)																		
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソ																		
工 程	作 業 の 内 容																		
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握																		
(イ)・(ウ) (略)	(略)																		
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソ																		

	ケットによる適合のチェック及び修正並びに継手位置の設定		ケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) (略)	(略)	(オ) (略)	(略)
(カ) ソケットの製作	スタッキネットの被覆、強化材の付加、 <u>PVA</u> バッグの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング	(カ) ソケットの製作	スタッキネットの被覆、強化材の付加、 <u>PVA</u> バックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、 <u>プラスチック</u> フォーム、ギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整	(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、 <u>プラスチック</u> フォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) (略)	(略)	(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの <u>調整、適合の点検</u> 及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導	(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの <u>修正、適合の点検</u> 及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手： <u>フォームカバーの穴掘り</u> 及び外形の研削、スタッキネットの被覆 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成及び外装	(コ) 外装及び仕上げ	義手： <u>フォームラバーの穴掘り</u> 及び外形の研削、スタッキネットの被覆 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、 <u>内部余肉の除去</u> 、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(ヌ) 適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認	(ヌ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分

A 義 手



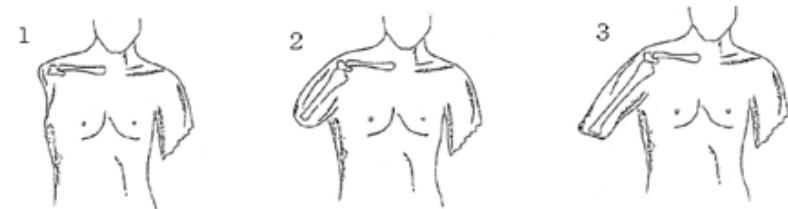
B (略)

ウ 基本価格

名 称	採 型 区 分	型 式	上限価格 円	備 考
義手用	A—1	能動式 その他	50,900 38,200	肩甲胸郭間切断用は、 15,000円増しとすること。
	A—2	能動式 その他	47,800 40,700	吸着式は、29,600円増しと すること。
	A—3	能動式 その他	43,000 37,100	吸着式は、29,600円増しと すること。
	A—4	能動式 その他	37,800 36,000	顆上懸垂式は、14,800円増 しとすること。 スプリットソケットは、 22,200円増しとすること。
義足用	B—1	(削る)	236,700	片側骨盤切断用は、20,100

イ 採型区分

A 義 手



B (略)

ウ 基本価格

名 称	採 型 区 分	型 式	価 格 円	備 考
義手用	A—1	装飾用	36,200	肩甲胸郭間切断用は、 14,200円増しとすること。
	A—2	装飾用	38,500	吸着式は、28,000円増しと すること。
	A—3	装飾用	34,100	顆上懸垂式は、14,000円増 しとすること。 スプリットソケットは、 21,000円増しとすること。
義足用	B—1	カナダ式	110,500	片側骨盤切断用は、19,000

			<u>円増しとすること。</u>
B—2	<u>差込式</u>	76,300	短断端切断用キップシャフ
	<u>ライナー式</u>	126,500	トは、56,800円増しとすること。
	<u>吸着式</u>	175,600	こと。 坐骨収納型ソケットは、53,200円増しとし、チェックソケット加算ができること。
B—3	<u>差込式</u>	74,400	
	<u>ライナー式</u>	97,500	
	<u>吸着式</u>	146,600	
B—4	<u>差込式</u>	60,800	大腿支柱付きは、27,200円
	<u>PTB式</u>	86,500	増しとすること。
	<u>PTS式</u>	103,700	
	<u>KBM式</u>	106,700	
	<u>TSB式</u>	86,500	
B—5	<u>差込式</u>	49,400	
	<u>有窓式</u>	74,400	

(注)

- 1 (略)
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、50,600円加算できること。
- 3 吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケット、坐骨収納型ソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,700円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 (略)

			<u>円増しとすること。</u>
B—2	<u>差込式</u>	72,200	短断端切断用キップシャフ
	<u>ライナー式</u>	119,600	トは、54,100円増しとすること。
	<u>吸着式</u>	166,000	こと。 坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
B—3	<u>差込式</u>	70,400	
	<u>ライナー式</u>	92,200	
	<u>吸着式</u>	138,600	
B—4	<u>差込式</u>	57,500	大腿支柱付きは、25,800円
	<u>PTB式</u>	81,800	増しとすること。
	<u>PTS式</u>	98,100	
	<u>KBM式</u>	100,900	
	<u>TSB式</u>	81,800	
B—5	<u>差込式</u>	46,700	
	<u>有窓式</u>	70,400	

(注)

- 1 (略)
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 (略)

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	上限価格 円	備 考
義手用	A—1	(削る)	(削る)	
		皮 革	10,100	
		熱硬化性樹脂	22,600	
		熱可塑性樹脂	5,750	
	A—2	(削る)	(削る)	
		皮 革	13,300	
		熱硬化性樹脂	15,500	
		熱可塑性樹脂	7,500	
	A—3	(削る)	(削る)	
		皮 革	13,100	
		熱硬化性樹脂	15,200	
	A—4	皮 革	13,100	
		熱硬化性樹脂	15,200	
		熱可塑性樹脂	5,200	
義足用	B—1	(削る)	(削る)	
		熱硬化性樹脂	40,000	
		熱可塑性樹脂	16,800	
	B—2	木 製 (削る)	54,500 (削る)	エアクッションソケットは、17,200円増しとする と。 (略)
		皮 革	21,300	
		熱硬化性樹脂	31,100	

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義足用	A—1	アルミニウム、 セルロイド	11,700	
		皮 革	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱可塑性樹脂	5,450	
	A—2	アルミニウム、 セルロイド	10,300	
		皮 革	12,600	
		熱硬化性樹脂	14,700	
		熱可塑性樹脂	7,100	
	A—3	アルミニウム、 セルロイド	9,100	
		皮 革	12,400	
		熱硬化性樹脂	14,400	
		熱可塑性樹脂	4,950	
	(新設)	(新設)	(新設)	
義足用	B—1	アルミニウム、 セルロイド	23,100	
		熱硬化性樹脂	37,900	
		熱可塑性樹脂	15,900	
		木 製	51,600	エアクッションソ
	B—2	アルミニウム、 セルロイド	15,400	ケットは、16,300円増しとする と。
		皮 革	20,200	(略)
		熱硬化性樹脂	29,400	

	熱可塑性樹脂	18,300	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>18,900円</u> 増しとすること。		熱可塑性樹脂	17,300	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>17,900円</u> 増しとすること。
B-3	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	(削る) 27,500 46,000 20,800	エアクッションソケットは、 <u>17,200円</u> 増しとすること。 (略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>18,600円</u> 増しとすること。		B-3 アルミニウム、 セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15,700 26,000 43,500 19,700	エアクッションソケットは、 <u>16,300円</u> 増しとすること。 (略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>17,600円</u> 増しとすること。
B-4	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	(削る) 19,300 28,100 14,700	エアクッションソケットは、 <u>15,600円</u> 増しとすること。 (略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>7,350円</u> 増しとすること。		B-4 アルミニウム、 セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,300 18,300 26,600 13,900	エアクッションソケットは、 <u>14,800円</u> 増しとすること。 (略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>6,950円</u> 増しとすること。
B-5	(削る) 皮 革	(削る) 19,600	エアクッションソケットは、 <u>14,300円</u> 増しとすること。		B-5 アルミニウム、 セルロイド 皮 革	12,800 18,600	エアクッションソケットは、 <u>13,600円</u> 増しとすること。

熱硬化性樹脂	<u>26,700</u>	と。
熱可塑性樹脂	<u>11,600</u>	主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>10,200円</u> 増し とすること。

(注)

アルミニウムについては、皮革に準ずること。

(イ) ソフトインサート

名 称	採 型 区 分	使 用 材 料	上限価格 円	備 考
義手用	A—1	皮 革	<u>4,950</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>5,050</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,550</u>	
	A—2	皮 革	<u>4,350</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,900</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,150</u>	
	A—3	皮 革	<u>4,350</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,900</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,150</u>	
	A—4	皮 革	<u>4,250</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,900</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,900</u>	
義足用	B—1	皮 革	<u>7,400</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>5,600</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>11,200</u>	
	B—2	皮 革	<u>5,700</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>5,200</u>	

熱硬化性樹脂	<u>25,300</u>	と。
熱可塑性樹脂	<u>11,000</u>	主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>9,700円</u> 増し とすること。

(新設)

(イ) ソフトインサート

名 称	採 型 区 分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	A—1	皮 革	<u>4,700</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,800</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,100</u>	
	A—2	皮 革	<u>4,150</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,650</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,750</u>	
	A—3	皮 革	<u>4,050</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,650</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,500</u>	
	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	
義足用	B—1	皮 革	<u>7,000</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>5,300</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>10,600</u>	
	B—2	皮 革	<u>5,400</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,950</u>	

	シリコーン	46,500
B-3	皮革	6,400
	軟性発泡樹脂	5,350
	皮革・軟性発泡樹脂	10,200
	皮革・フェルト	11,300
	シリコーン	50,100
B-4	皮革	4,700
	軟性発泡樹脂	5,000
	皮革・軟性発泡樹脂	7,600
	皮革・フェルト	8,800
	シリコーン	40,000
B-5	皮革	4,950
	軟性発泡樹脂	8,000
	皮革・軟性発泡樹脂	8,700

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスponジ材であること。
- 2 (略)

(ウ) 支持部

名 称	上限価格 円	備 考
肩義手用	15,300	ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のため修正を行う場合は、9,850円増しすること。
上腕義手用	12,100	
肘義手用	12,100	
前腕義手用	12,000	
股義足用	18,300	ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層す

	シリコーン	44,000
B-3	皮革	6,050
	軟性発泡樹脂	5,100
	皮革・軟性発泡樹脂	9,650
	皮革・フェルト	10,700
	シリコーン	47,400
B-4	皮革	4,450
	軟性発泡樹脂	4,750
	皮革・軟性発泡樹脂	7,200
	皮革・フェルト	8,350
	シリコーン	38,100
B-5	皮革	4,700
	軟性発泡樹脂	7,550
	皮革・軟性発泡樹脂	8,200

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスponジであること。
- 2 (略)

(ウ) 支持部

名 称	価 格 円	備 考
肩義手用	14,500	(新設)
上腕義手用	11,500	
(新設)	(新設)	
前腕義手用	11,400	
股義足用	17,300	(新設)

		るために大幅な修正を行う場合は、11,600円増しとすること。
大腿義足用	18,300	
膝 義 足 用	18,300	
下腿義足用	12,000	サイム義足を含む。

(削る)

(イ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

区分	名称	使用部品	上限価格 円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	23,800	
		肩たすき一式	11,900	
	上腕義手用	胸郭バンド式上腕	23,500	
	肘義手用	ハーネス一式		
		肩たすき一式	11,900	
		8字ハーネス一式	10,800	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕	20,100	
		ハーネス一式		
		8字ハーネス一式	8,750	
		9字ハーネス一式	5,650	
		上腕カフ（三頭筋パッド）	5,700	
	股義足用	懸垂帶一式	16,900	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	8,150	
	膝義足用	肩吊り帶	7,100	

大腿義足用	17,300	
(新設)	(新設)	
下腿義足用	11,400	(新設)

(注)

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,350円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,000円増しとすること。

(イ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名称	使用部品	価格 円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	22,500	
		肩たすき一式	11,300	
	上腕義手用	胸郭バンド式上腕	22,300	
	(新設)	ハーネス一式		
		肩たすき一式	11,300	
		8字ハーネス一式	10,300	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕	19,000	
		ハーネス一式		
		8字ハーネス一式	8,300	
		9字ハーネス一式	5,350	
		上腕カフ（三頭筋パッド）	5,400	
	股義足用	懸垂帶一式	16,000	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,750	
	(新設)	肩吊り帶	6,750	

義足懸垂用部品	腰バンド	9,750	
	横吊帶	1,850	
	<u>義足用股吊帶一式</u>	4,700	(削る)
	下腿義足用 サイム義足用	腰バンド 横吊帶	9,800 懸垂用膝カフ 2,500 は、P T B カフ
		大腿コルセット一式 P T B カフベルト一式	12,800 ベルトに準ずる 9,750 こと。
断端袋	上腕用 前腕用 大腿用 下腿用	3,350 3,550 5,600 5,900	年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することがで きること。
(削る)			

(オ) 外装

名 称	上限価格 円	備 考
肩 義 手 用	12,100	
上 腕 義 手 用	9,600	
肘 義 手 用	9,050	
前 腕 義 手 用	8,550	

義足懸垂用部品	腰バンド	9,250	
	横吊帶	1,750	
	<u>義足用股吊帶</u>	2,250	価格は1本当たりのものであること。
	下腿義足用 (新設)	腰バンド 横吊帶	9,300 2,400
	大腿もも締め一式 P T B カフベルト一式	12,100 9,250	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(注)			
1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。 5 差込式下腿義足用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B カフベルトに準ずること。			

(オ) 外装

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	11,500	
上 腕 義 手 用	9,100	
(新設)	(新設)	
前 腕 義 手 用	8,100	

股 義 足 用	30,400	
大 腿 義 足 用	24,400	
膝 義 足 用	21,700	
下 腿 義 足 用	19,200	サイム義足の場合は加算できないこと。

(注)

リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,150円増しとすること。

オ 完成用部品

完成用部品とは、骨格構造義肢をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品とし、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
パイプ（チューブアダプター）	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
継手類 (削る)	3 (削る)	耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。
手 部	3	
ターンテーブル	3	
手 袋	1.5	
足 部	1.5	
フォームカバー（義手用）	1.5	
フォームカバー（義足用）	0.5	
その他小部品（消耗品）	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0～14歳	1 年	(略) 使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮し

股 義 足 用	28,800	
大 腿 義 足 用	23,100	
膝 義 足 用	20,600	
下 腿 義 足 用	18,200	(新設)

(注)

リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,100円増しとすること。

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
パイプ（チューブアダプター）	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
継手類 リストメタル	3 3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
手 部 ターンテーブル	3 3	(新設)
手 袋	1.5	
足 部	1.5	
フォームカバー（義手用）	1.5	
フォームカバー（義足用）	0.5	
その他小部品（消耗品）	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0～14歳	1 年	(略) 使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮し

15～17歳	1年6月	1・2 (略)	て定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 なお、 <u>使用年数</u> については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。
--------	------	---------	---

(削る)

15～17歳	1年6月	1・2 (略)	て定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 (新設)
--------	------	---------	--

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(3) 装具（オーダーメイド）

装具とは、上肢、下肢又は体幹の機能障害の軽減を目的として体表に装着し、機能を補助する器具のことをいい、下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具に区分される。

そのうち、装具（オーダーメイド）とは、採型等により個別に製作される装具をいい、アの基本工作法により、エ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

区分	名称	定義	備考
----	----	----	----

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び	価格	備考
----	----	------	-----------	----	----

						工作法		
下肢装具	股 装 具	股関節の運動を制御する装具の総称で、原則として仙腸支持部から大腿部に及ぶもの	児童にあつては、発育性股関節形成不全（先天性股関節脱臼）及びペルテス病	下肢 装具	骨盤から大腿下部に及ぶもの	アの基本工作法に区分により、エの基	イの採型	
	A 硬性	A 硬性 陽性モデルによって成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。	成不全（先天性股関節脱臼）及びペルテス病用の装具を含む。	A 金属枠	骨盤部が金属枠及びオ	本価格に		
	B フレーム	B フレーム 仙腸支持部が金属枠で作られており、大腿部は下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、両支柱を結ぶ1つ以上の半月をもつもの		B 硬性	骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。補強用の支柱付きのもの	み合わせ格を合算		
	C 軟性	C 軟性 軟性材料を主材料としたもので、仙腸支持部は板ばねで補強されているもの		C 軟性	1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック	部品を選択し、組み合わせて製作すること。	部品の価格を合算した額とすること。	
	D ツイスター	D ツイスター 仙腸支持部あるいは大腿部と足部を連結し、下肢の内外旋を制御するもの。						
長下肢装具	大腿部から足底に及ぶ構造を持つもので、膝関節及び足関節の運動を制御し、若しくは大腿部への負荷を軽減あるいは免荷するもの。仙腸支持部が連結された骨盤帶長下肢装具を含む。なお、カーボン			先天股脱装具	先天股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。		障害児に限る。	
				A リーメンビューゲル型（パブリック带）				

	<p>は、筋力が著しく低下した方 に必要であると判断された場 合にのみ用いることができる こと。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形 されたもの。補強用の支柱 等が使用されているものも 含まれること。</p> <p>B 両側支柱付 下肢の長軸に沿って内外 の両側に支柱をもち、大腿 部と下腿部においてそれぞ れ両支柱を結ぶ一つ以上の 半月をもつもの</p> <p>C 片側支柱付 下肢の長軸に沿って内外 のどちらか一方に支柱をも つもの</p>		<p>布又は皮革の帶 によって股関節を 屈曲位に保つもの</p> <p>B フォンローゼン 型 三本の金属板の 組合せで、股関節 を開排位に保つも の</p> <p>C バチェラー型 両大腿及び下腿 コルセットを金属 支柱でつなぎ、股 関節を外転、内 旋、屈曲位に保つ もの</p> <p>D ローレンツ型 股関節を開排位 に固定保持するも の</p> <p>E ラング型 股関節を外転 位、軽度屈曲位、 強い内旋位に固定 保持するもの</p>	
膝装具	<p>大腿部から下腿部に及ぶ構 造を持つもので、膝関節の運 動を制御するもの</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形 されたもの。補強用の支柱 等が使用されているものも 含まれること。</p> <p>B 両側支柱付 下肢の長軸に沿って内外 の両側に支柱をもち、大腿 部と下腿部においてそれぞ</p>	内反足 装具	<p>A 短下肢装具型 下腿の上部から 足底に及ぶもの。 詳細は、短下肢 装具に準ずるこ と。</p>	障害児に限 る。 外反足装具 もこれに準 ずること。

	<p><u>れ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</u></p> <p>C <u>片側支柱付</u> <u>下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</u></p> <p>D <u>軟性</u> <u>軟性材料を主材料としたもの</u></p>		<p>B <u>靴型装具型</u> 詳細は、靴型装具に準ずること。</p> <p>C <u>デニスブラウン</u> 副子 両側の足部を横棒によって結ぶもの</p> <p>1 <u>足底板型</u> アルミニウムにフェルトの内張りをしたものを基本とすること。</p> <p>2 <u>足部おおい型</u></p> <p>3 <u>靴型装具型</u></p>	
<u>短下肢装具</u>	<p><u>下腿部から足底に及ぶ構造を持つもので、足関節の運動を制御し、若しくは下腿部あるいは足部への負荷を軽減あるいは免除するもの。なお、カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合にのみ用いることができる。</u></p> <p>A <u>硬性</u> <u>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</u></p> <p>B <u>両側支柱付</u> <u>下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、両支柱を連結する一つ以上の半月をもつもの</u></p> <p>C <u>片側支柱付</u> <u>下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をも</u></p>	<u>長下肢 装具</u>	<p><u>大腿上部より足底に及ぶもの</u></p> <p>A <u>両側支柱</u> <u>下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</u></p> <p>1 <u>高力アルミニウム合金</u></p> <p>2 <u>鋼</u></p> <p>B <u>片側支柱</u></p>	

	<p><u>つもの</u></p> <p>D <u>後方支柱付</u> <u>下肢の長軸に沿って後方に支柱をもつもの</u></p> <p>E <u>軟性</u> <u>軟性材料を主材料としたもの</u></p>			<p><u>下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</u></p> <p>1 <u>高力アルミニウム合金</u> 2 <u>鋼</u></p> <p>C <u>硬性</u> 陽性モデルを用いてモールドされたもの。内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とすること。</p> <p>1 <u>不燃性セルロイド</u> 2 <u>皮革</u> 3 <u>プラスチック</u></p> <p>D <u>X脚又はO脚</u> (障害児に限る。)</p>	
足装具	<p><u>足部に装着する装具であって、靴型装具を除く以下のものとする。</u></p> <p>A <u>足底装具</u> <u>足アーチの支持、足部変形の防止及び矯正等を目的とするもの。内側楔及び外側楔に加え、除圧及び脚長差の補正のための補高も含まれること。</u></p> <p>B <u>Denis-Browne (デニスブルawn) 型</u> <u>両側の足部をバーによって連結した装具で、内反足の児童に用いるもの。なお、6歳未満を対象とするものに限ること。</u></p>	<p>靴型装具の一部として算定できないこと。</p>			
靴型装具	<p><u>変形の矯正、圧力分散による疼痛除去等の特定の目的のために、足部に適合させた鞄。鞄型を基に製作し、アッパーの付いたもの。既製品の鞄型 (ラスト) を補正して製作されたものを整形靴、陽性</u></p>	<p>足底装具の価格は加算できないこと。</p>	<p>膝装具</p> <p>大腿から下腿に及ぶもの</p> <p>A <u>両側支柱</u> 内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ</p>		

		<p>モデルを基に製作されたものを特殊靴とする。腰革（側革）の高さにより以下の種類を定める。</p> <p>A 長靴 腰革（側革）の高さがおおむね下腿の2／3までかかるもの</p> <p>B 半長靴 腰革（側革）の高さが果部を完全に覆うもの</p> <p>C チャッカ靴 腰革（側革）の高さが果部に及ぶもの</p> <p>D 短靴 腰革（側革）の高さが果部より低いもの</p>		<p>以上もつもの</p> <p>B 硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック <p>C スウェーデン式</p> <p>D 軟性 布を主材料としたもの</p>	
体幹装具	頸椎装具	<p>頸椎の運動を制御し又は頸部への負荷を軽減する以下のものとする。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。ただし、頸椎カラーを除く。</p> <p>B フレーム 主に金属で作られている</p>	短下肢 装具	<p>下肢上部より足底に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱 下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 	<p>頸上部型プラスチック</p> <p>短下肢装具（N Y U型）及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具（支柱付き）に含まれるこ</p>

	<p><u>もの</u></p> <p>C <u>カラー</u> <u>頸部のみを全周覆うもの</u></p> <p>D <u>斜頸矯正用枕</u> <u>斜頸の矯正に用いる枕</u> <u>で、児童に限ること。</u></p>		<p>B <u>片側支柱</u> <u>下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</u></p> <p>1 <u>高力アルミニウム合金</u></p> <p>2 <u>鋼</u></p> <p>C <u>S型支柱</u> <u>下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの</u></p> <p>1 <u>高力アルミニウム合金</u></p> <p>2 <u>鋼</u></p> <p>D <u>鋼線支柱</u> <u>下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。</u></p> <p>E <u>板ばね</u> <u>下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつも</u></p>	
胸腰仙椎装具	<p><u>骨盤から胸背部に及び、胸椎、腰椎、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</u></p> <p>A <u>硬性</u> <u>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</u></p> <p>B <u>フレーム</u> <u>主に金属で作られているもの</u></p> <p>C <u>軟性</u> <u>軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの</u></p>			
腰仙椎装具	<p><u>骨盤から腰部に及び、腰椎、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</u></p> <p>A <u>硬性</u> <u>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</u></p> <p>B <u>フレーム</u> <u>主に金属で作られているもの</u></p>			

	C 軟性 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの			の。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとすること。		
仙腸装具	骨盤を包み、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。 A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。 B フレーム 主に金属で作られているもの C 軟性 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの D 骨盤帯 骨盤を帶状に一周するもの			F 硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等） 1 支柱付き 金属の支柱と半月によって補強されたもの 2 支柱なし 金属支柱のないもの G 軟性 ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの		
側弯症装具	脊柱側弯症の矯正に用いるもの A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。 B フレーム 主に金属で作られているもの C 軟性		ツイス ター	骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによつて結び、下肢の内外旋を制御するもの A 軟性 布ひも又はゴムひもを用いたもの		

		<u>軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの</u>			<u>B 鋼製ケーブル</u> <u>鋼製ケーブルを用いたもの</u>		
上肢装具	肩 装 具	<p><u>肩関節の運動を制御し又は肩甲上腕関節の脱臼を防止するもので、以下のものとする。</u></p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 体幹の部分が主に金属で作られているもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料にしたもの</p>		足底装具	<p><u>足部に対する装具であって、靴型装具以外のもの</u></p> <p>A アーチサポート (ふまず支え) 足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とすること。</p> <p>1 陽性モデルを用いてモールドされたもの</p> <p>2 採寸によって製作されたもの</p> <p>B メタatarsalサポート (中足支え) 足の中足アーチを支えるもの</p> <p>C 補高 1 2cm未満 2 2cm以上</p> <p>D 内側及び外側楔</p>		<p>踵骨棘用装具は、補高に含まれること。</p> <p>スピッツイ及びトムゼンライン(ふまず支え)は、A—2に含まれること。</p> <p>ランゲ(ふまず支え)は、A—2に含まれること。</p>
	肘 装 具	<p><u>上腕部から前腕部に及び、前腕の回内肘関節の運動を制御する以下のものとする。なお、必要に応じて、手部を追加すること</u>ができる。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B 両側支柱付 上肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、上腕</p>		靴型装具	<u>医師の処方にに基づき、変形の矯正、圧力分散による疼痛除去等の特定の目的の</u>		靴型装具の要素

	<p><u>部と前腕部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</u></p> <p>C <u>軟性</u> <u>軟性材料を主材料としたもの</u></p>		<p>ために、足部に適合させた靴。靴型を基に製作し、アッパーの付いたもの</p> <p>A <u>長 靴</u> <u>下腿の上部に及ぶもの</u></p> <p>B <u>半長靴（編上靴）</u> <u>側革が果部より高いもの</u></p> <p>C <u>チャッカ靴</u> <u>側革が果部に及ぶもの</u></p> <p>D <u>短 靴</u> <u>側革が果部より低いもの</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整形靴 (陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの) ・矯正靴 (内・外反足の矯正用)
手関節装具	<p><u>前腕部から手部に及ぶ装具の総称で、長対立装具及び把持装具を含む以下のものとする。</u></p> <p>A <u>硬性</u> <u>陽性モデルを用いて成形されたもの</u></p> <p>B <u>両側支柱付</u> <u>上肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、前腕部において両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</u></p> <p>C <u>片側支柱付</u> <u>上肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</u></p> <p>D <u>掌側（背側）支柱付</u> <u>上肢の掌側又は背側の長軸に沿った支柱をもつもの</u></p> <p>E <u>軟性</u> <u>軟性材料を主材料にしたもの</u> (注) 長対立装具：手関節の運動を</p>		<p>体幹 頸椎装具 装具</p> <p>肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A <u>金属枠</u></p> <p>B <u>硬 性（スポンジラバーを含む。）</u> <u>陽性モデルを用いてモールドされたもの</u></p> <p>1 <u>不燃性セルロイド</u></p> <p>2 <u>皮 草</u></p> <p>3 <u>プラスチック</u></p>	<p>高さ調整 は、カラーの場合には適用しないこと。</p>

	<p><u>制御し、母指を対立位に保持するもの</u></p> <p><u>把持装具</u> : 手関節の運動等により 3 点つまみを可能とするもので、フレクサーハンジ等を用いる「継手付き」と R I C 型のような「継手なし」がある。</p>		<p>C カラー</p> <p>1 あご受けのあるもの</p> <p>2 あご受けのないもの</p> <p>D 斜頸矯正用枕 (障害児に限る。)</p>	
<u>手 装 具</u>	<p><u>手部に装着する装具であって、短対立装具及びCM関節装具を含み、指装具を除く以下のものとする。</u></p> <p>A <u>硬性</u> <u>陽性モデルを用いて成形されたもの</u></p> <p>B <u>フレーム</u> <u>金属を主材料にしたもの</u></p> <p>C <u>軟性</u> <u>軟性材料を主材料にしたもの</u></p>		<p><u>胸椎装具</u> 骨盤から胸背部に及ぶもの</p> <p>A <u>金属枠</u></p> <p>B <u>硬 性 (頸椎装具に準ずる。)</u></p> <p>C <u>軟 性</u></p>	<p>ナイトブレ</p> <p>イスは、金属枠腰椎装具に含まれること。</p> <p>ウイリアムブレイス、前屈ブレイスは、金属枠腰椎装具・腰部継手付に含まれること。</p> <p>オスグッドブレイス、</p>
<u>指 装 具</u>	<p><u>I P 関節を適切な肢位に保持し、あるいは伸展・屈曲補助をする以下のものとする。</u></p> <p>A <u>硬性</u> <u>陽性モデルを用いて成形されたもの</u></p> <p>B <u>フレーム</u></p>		<p><u>腰椎装具</u> 骨盤から腰部に及ぶもの</p> <p>A <u>金属枠</u></p> <p>B <u>硬 性 (頸椎装具に準ずる。)</u></p> <p>C <u>軟 性</u></p>	
			<p><u>仙腸装具</u> 骨盤を含むもの</p> <p>A <u>金属枠</u></p>	

		<p>C <u>金属を主材料にしたもの</u> C <u>軟性</u> <u>軟性材料を主材料にしたもの</u></p>			<p>B <u>硬 性 (頸椎装具に準ずる。)</u> C <u>軟 性</u> <u>布を主材料にし、板ばねで補強したもの</u></p>		<p>コールド ウェイトブ レスは、金 属枠仙腸装 具に含まれること。</p>
	B F O	<p>平衡をとった状態で前腕を支え、あるいは懸垂することで、わずかな力で水平面における上肢の運動を可能にしたもの</p>			<p>D <u>骨盤帶</u> <u>骨盤を帯状に一周するもの</u> 1 <u>芯のあるもの</u> 2 <u>芯のないもの</u></p>		
				側弯症 装具	<p><u>脊柱側弯症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連續装着しうるものであること。</u></p> <p>A <u>ミルウォーキー型</u> <u>骨盤から頭部に及ぶもの</u> B <u>頭部に及ばないもの</u> 1 <u>金属枠</u> 2 <u>硬 性 (仙腸装具に準ずる。)</u> 3 <u>軟 性 (帯状のものを含む。)</u></p>		
				上肢装具 肩装具	<p><u>肩関節を外転位に保持するもので、骨</u></p>		

盤から前腕に及ぶも
のを基本とするこ
と。

A 金属枠
体幹の部分が金
属枠のもの

B 硬 性
陽性モデルによ
つてモールドされ
たもの。金属支柱
により補強された
ものも含まれるこ
と。

- 1 不燃性セルロ
イド
 - 2 皮 革
 - 3 プラスチック
- C 分娩麻痺用（障
害児に限る。）

肘装具 上腕から前腕に及
ぶもの

A 両側支柱
両側に金属支柱
をもち、金属の半
月をもつもの

B 硬 性
陽性モデルを用
いてモールドされ
たもの。金属支柱
により補強された
ものも含まれるこ

と。

1 不燃性セルロ

イド

2 皮 革

3 プラスチック

C 軟 性

手関節 前腕から手部に及

背屈保 ぶもので、手関節を

持装具 背屈位に保持するも

の

A バネル型

前腕部と手部を

板ばねによって結

ぶもの

B トーマス型

ゴムによって手

関節を背屈位に、

母指を外転位に保

つもの

C オッペンハイ

マー型

鋼線を主材料と

して、手関節背

屈、MP伸展、母

指外転位をとらせ

るもの

D 硬 性

1 不燃性セルロ

イド

2 皮 革

3 プラスチック

<u>長対立 装具</u>	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つものの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。
<u>短対立 装具</u>	母指を対立位に保つものの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。
<u>把持装 具</u>	前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれること。 A <u>手関節駆動式</u> <u>手関節の運動によってつまみを可能にするもの</u> B <u>ハーネス駆動式</u> <u>ハーネスを力源</u>

	とするもの
MP屈	手部から示指より
曲補助	小指の基節に及ぶも
装具 (ナックルベン)	ので、MP関節を屈曲又は伸展させるも
クルベ ン ダー)	A バネル型 ゴムを用いるも
及びM P伸展	B プラスチック
補助装 具(逆 ナック ルベ ン ダー)	C 軟性

指装具 (指用 ナック ルベ ン ダー)	P I P 及びD I P 関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの
B F O (食事 動作補 助器)	前腕を平衡をとつた状態で支え、ボーラベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの

付属品として車いすを加えることができるこ
と。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) (略)	(略)
(ウ) 採型	ギプス包帯法及び印象材による陰性モデルの採型
(エ) (略)	(略)
(オ) 組立て	<p>陽性モデルへの装具形状（アライメント）の記入</p> <p>フレーム：(略)</p> <p><u>硬性</u>：プラスチック板切断、加熱成形加工（熱可塑性樹脂）、注型（熱硬化性樹脂）、トリミング及び調整</p> <p>支柱、支持部、継手、付属品等の仮止め及び各部の結合</p>
(カ) 仮合わせ（中间適合検査）	支柱、支持部、継手、付属品等の調整及び試用
(キ) 仕上げ	支柱、支持部、継手、付属品等の取付け及び仕上げ
(ク) (略)	(略)

イ 採型区分

A・B (略)

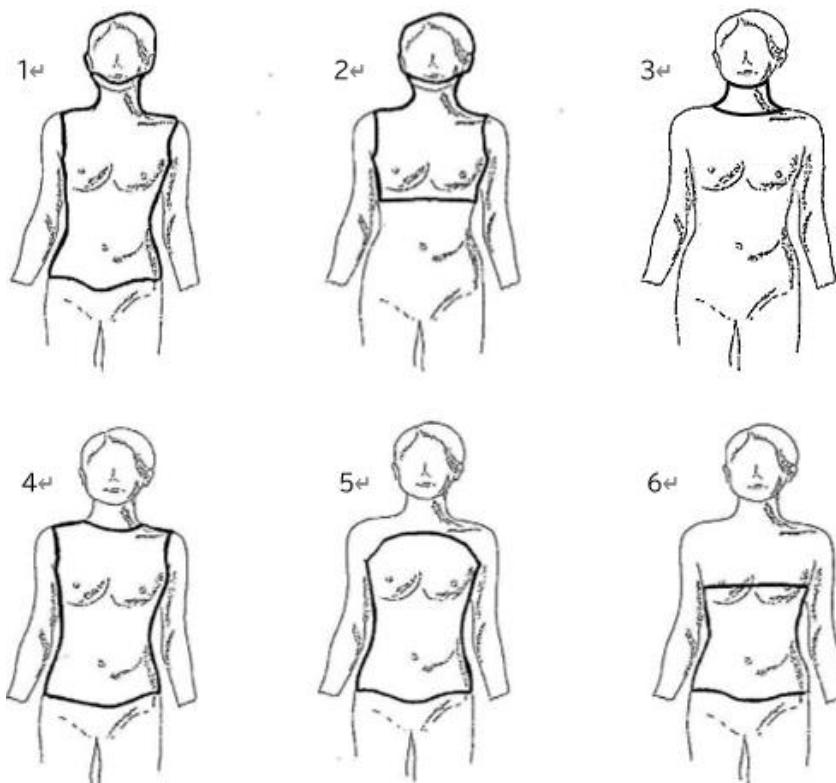
ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特長の把握
(イ) (略)	(略)
(ウ) 採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) (略)	(略)
(オ) 組立て	<p>陽性モデルにデザインの記入（アライメント）</p> <p>フレーム：(略)</p> <p><u>モールド</u>：プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整</p> <p>筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め及び各部の結合</p>
(カ) 仮合わせ（中间適合検査）	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試し使用及び仕上げ
(キ) 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ
(ク) (略)	(略)

イ 採型区分

A・B (略)

C 体幹装具

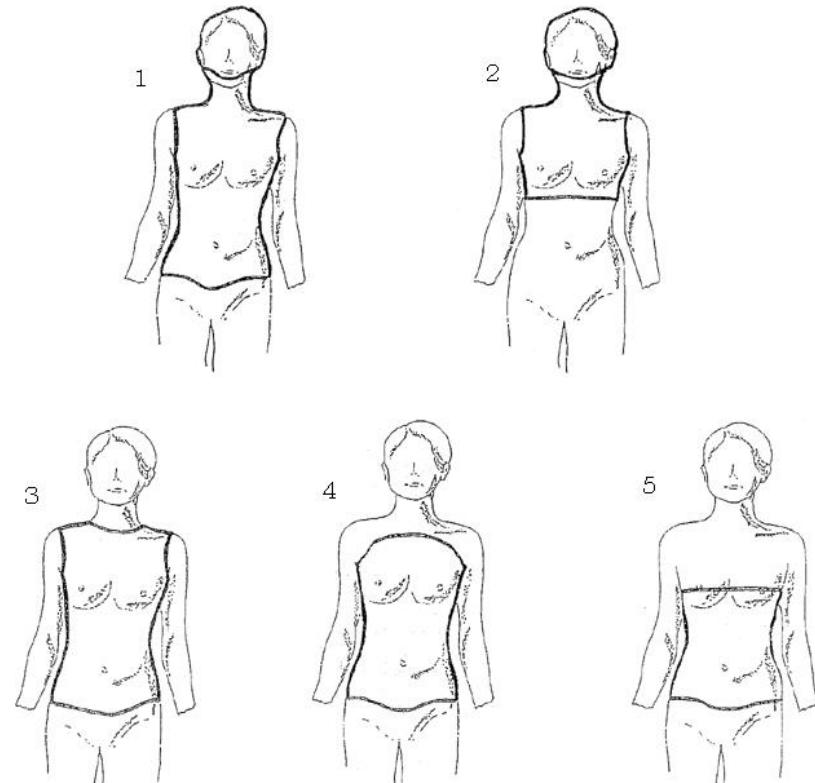


D (略)

ウ 基本価格

名 称	採型区分	上限価格 円		備 考
		採 型	採 寸	
下肢装具用	A-1	27,900	8,550	
	A-2	43,000	16,800	
	A-3	31,700	16,100	
	A-4	20,400	8,150	
	A-5	18,700	7,900	
	A-6	17,000	7,750	

C 体幹装具



D (略)

ウ 基本価格

名 称	採型区分	価 格 円		備 考
		採 型	採 寸	
下肢装具用	A-1	26,300	8,050	
	A-2	40,500	15,800	
	A-3	29,800	15,200	
	A-4	19,200	7,700	
	A-5	17,600	7,450	
	A-6	16,000	7,300	

	<u>A—7 a</u>	<u>12,300</u>	<u>6,700</u>	採型について は、ギプス採型 に限る。		<u>A—7</u>	<u>11,600</u>	<u>6,300</u>	(新設)	
	<u>A—7 b</u>	<u>8,200</u>		=印象材を用いた 採型に限る。		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
	<u>A—8</u>	<u>23,700</u>	<u>8,450</u>			<u>A—8</u>	<u>22,300</u>	<u>7,950</u>		
	<u>A—9</u>	<u>25,500</u>	<u>8,550</u>			<u>A—9</u>	<u>24,000</u>	<u>8,050</u>		
	<u>A—10</u>	<u>54,000</u>	<u>15,700</u>			<u>A—10</u>	<u>50,800</u>	<u>14,800</u>		
靴型装具用	B—1	<u>17,000</u>	<u>7,750</u>	長靴、半長靴、 チャッカ靴に限 る。		靴型装具用	<u>B—1</u>	<u>16,000</u>	<u>7,300</u>	(新設)
	B—2	<u>12,300</u>	<u>6,700</u>	短靴に限る。			<u>B—2</u>	<u>11,600</u>	<u>6,300</u>	(新設)
体幹装具用	C—1	<u>32,800</u>	<u>8,950</u>			体幹装具用	<u>C—1</u>	<u>30,900</u>	<u>8,450</u>	
	C—2	<u>25,600</u>	<u>8,250</u>				<u>C—2</u>	<u>24,100</u>	<u>7,800</u>	
	<u>C—3</u>	<u>12,800</u>	<u>4,100</u>				(新設)	(新設)	(新設)	
	<u>C—4</u> (硬性、フ レーム)	<u>25,100</u>	<u>7,750</u>				<u>C—3</u> (金属枠、 硬性)	<u>23,600</u>	<u>7,300</u>	
	(軟性)	<u>7,750</u>	<u>7,750</u>				(軟性)	<u>7,300</u>	<u>7,300</u>	
	<u>C—5</u> (硬性、フ レーム)	<u>21,400</u>	<u>7,600</u>				<u>C—4</u> (金属枠、 硬性)	<u>20,200</u>	<u>7,150</u>	
	(軟性)	<u>7,650</u>	<u>7,600</u>				(軟性)	<u>7,200</u>	<u>7,150</u>	
	<u>C—6</u> (硬性、フ レーム)	<u>18,900</u>	<u>7,350</u>				<u>C—5</u> (金属枠、 硬性)	<u>17,800</u>	<u>6,950</u>	
	(軟性、骨 盤帶)	<u>7,350</u>	<u>7,350</u>				(軟性、骨 盤帶)	<u>6,950</u>	<u>6,950</u>	
上肢装具用	D—1	<u>34,200</u>	<u>9,050</u>			上肢装具用	<u>D—1</u>	<u>32,200</u>	<u>8,550</u>	
	D—2	<u>18,600</u>	<u>7,900</u>				<u>D—2</u>	<u>17,500</u>	<u>7,450</u>	
	D—3	<u>16,900</u>	<u>7,650</u>				<u>D—3</u>	<u>15,900</u>	<u>7,200</u>	

D-4	<u>15,000</u>	7,400
D-5	<u>12,000</u>	6,800
D-6	<u>9,000</u>	4,800

(注)

- 1 (略)
- 2 補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、35,800円増しとし、完成用部品を用いる場合は、その価格を加算できること。エの(イ)のbの付属品等の加算要素である補高は補高足部とは異なるため、その価格を加算することができないこと。補高足部は、健肢と大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができる。

(削る)

(削る)

- 3 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、次に掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。

- (1) チェック用装具が「大腿部」を含む場合 18,100円
- (2) チェック用装具が「下腿部」を含む場合 16,900円
- (3) チェック用装具が「足部」を含む場合 9,900円

工 製作要素価格

(ア) 下肢装具

a 継手

名称	種類	上限価格 円	備考
股 継 手	固定式	<u>6,550</u>	固定式継手とは、継手の
	遊動式	<u>7,800</u>	ない支柱を使用する場合

D-4	<u>14,100</u>	7,000
D-5	<u>11,300</u>	6,400
D-6	<u>8,500</u>	4,550

(注)

- 1 (略)
- 2 補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、33,700円増しとすること。

- 3 補高足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができる。

- 4 補高足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。

- 5 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、用いたチェック用装具の形状に応じ、次に掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。

- (1) チェック用装具が「大腿部」を含む場合 17,100円
- (2) チェック用装具が「下腿部」を含む場合 15,900円
- (3) チェック用装具が「足部」を含む場合 9,350円

工 製作要素価格

(ア) 下肢装具

a 継手

名称	種類	価格 円	備考
股 継 手	固定式	<u>6,200</u>	(新設)
	遊動式	<u>7,350</u>	

			にのみ用いることができること。 遊動式継手とは、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。				
膝 継 手 (片 側)	固定式 遊動式 プラスチック継手	6,400 7,000 14,800	固定式継手とは、継手のみ支柱を使用する場合にのみ用いることができること。 遊動式継手とは、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 可撓性のプラスチック継手(完成用部品に指定されているものを除く。)の場合は、片側プラスチック継手として算定すること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。	膝 継 手 (片 側)	固定式 遊動式 プラスチック継手	6,050 6,600 14,000	(新設)
足 継 手 (片 側)	固定式 遊動式 プラスチック継手	5,400 6,350 11,000	固定式継手とは、継手のみ支柱を使用する場合にのみ用いることができること。	足 継 手 (片 側)	固定式 遊動式 プラスチック継手	5,100 6,000 10,400	(新設)

		<p>遊動式継手とは、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。</p> <p>鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を1単位とすること。</p> <p>後方支柱付の場合は、片側遊動式として算定すること。</p> <p>可撓性のプラスチック継手（完成用部品に指定されているものを除く。）の場合は、片側プラスチック継手として算定すること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。</p> <p>プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。</p>		
(削る)	(注)			

と。

4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動式の価格とすること。

5 可撓性のプラスチック継手（継手部分として独立した形状を有するものに限る。）の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。

b 支持部

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
大腿支持部	A 半月 <u>(1か所)</u>	4,800	カフベルトは、硬性と併用できない
	B 皮革等		
	1 カフベルト <u>(1 か所)</u>	8,400	こと。 大腿支持部の坐骨
	2 大腿コルセット	16,700	支持式は、22,500 円増しとするこ
	C 硬性		
	1 熱硬化性樹脂	27,300	と。
	2 熱可塑性樹脂	11,200	カーボンを使用し た場合は、大腿支 持部の総額を 57,400円とするこ と。
下腿支持部	A 半月 <u>(1か所)</u>	4,600	カフベルトは、硬 性と併用できない
	B 皮革等		
	1 カフベルト <u>(1 か所)</u>	7,100	こと。 下腿支持部のP T
	2 下腿コルセット	12,900	B式、P T S式及 びK B M式は、
	C 硬性		
	1 熱硬化性樹脂	25,400	15,400円増しとす ること。
	2 熱可塑性樹脂	9,550	カーボンを使用し

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
大腿支持部	A 半月	4,550	(新設)
	B 皮革等		
	1 カフバンド	7,900	
	2 大腿コルセット	15,700	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	25,700	
	2 熱可塑性樹脂	10,600	
下腿支持部	A 半月	4,350	(新設)
	B 皮革等		
	1 カフバンド	6,700	
	2 下腿コルセット	12,200	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	23,900	
	2 熱可塑性樹脂	9,000	

			た場合は、下腿支 持部の総額を 57,500円とするこ と。			
足部	A あぶみ	2,600	歩行用あぶみは、 あぶみに準ずること。 足板の補強を行つ	足部	A あぶみ	2,450
	B 足部		た場合は、10,200		B 足部	
	1 足部覆い	14,400	円増しとするこ		1 皮革等	
	2 標準靴	22,300	と。		大	13,600
	3 硬性(熱硬化性 樹脂)	15,000	足部には、足底裏 革(すべり止め 用)を加えること		小	7,100
	4 硬性(熱可塑性 樹脂)	8,250	ができるこ		2 モールド(熱硬化 性樹脂)	14,100
	C 足底装具		がと。		3 モールド(熱可塑 性樹脂)	7,800
	1 MP関節遠位	8,250	補高、ヒールの補 正及び足底の補正 を必要とする場合 は、(イ)の靴型装 具に準ずること。		C 標準靴	830
	2 MP関節近位	7,550	カーボンを使用し た場合は、足部の 総額を41,800円と すること。 除圧のためにMP 関節部を含むもの はMP関節遠位で 算定すること。			標準靴は、完成用 部品を加えること ができるこ
(注)	1 硬性にはベルトの価格が含まれていること。			(注)	1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。	
	2 支持部(「足部Aあぶみ」を除く。)について、才の完成				2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合	

用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

は、(イ)の靴型装具に準ずること。

3 大腿支持部の坐骨支持式は、21,200円増しとすること。

4 下腿支持部のPTB式、PTS式及びKBM式は、14,500円増しとすること。

5 足板の補強を行った場合は、9,600円増しとすること。

6 カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合に用いることができるうこととし、カーボンを使用した場合は、それぞれ以下の額とすること。

(1) 大腿支持部 54,000円

(2) 下腿支持部 54,100円

(3) 足部のモールド 39,300円

c その他の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
膝サポーター	支柱付き	17,100	膝サポーターは
	支柱なし	7,850	オーダーメイドに限ること。
キャリパー ツイスター	硬性	19,700	キャリパー及びツ
		3,450	イスターを使用す
	軟性	5,650	る場合は、才の完 成用部品を加える ことができないこ と。 鋼製ケーブル及び エラストマーを使 用する場合は硬性 とすること。
Denis-Browne (デ ニスブラウン) 型		2,700	
膝当て		4,650	

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
膝サポーター	軟性 (支柱付き)	16,100	(新設)
	軟性 (支柱なし)	7,400	
キャリパー ツイスター		18,600	(新設)
	軟性	5,350	(新設)
	鋼製ケーブル	3,250	
デニスブラウン		2,550	
膝当て		4,400	

T・Yストラップ		5,350 硬性の装具に使用する場合は1,500円減じた額とすること。	T・Yストラップ	5,050 (新設)
スタビライザーターンバックル (削る)		18,300 6,050 (削る) (削る)	スタビライザーターンバックル ダイヤルロック	17,200 5,700 8,250 ファンロックは、 ダイヤルロックに 含まれること。
アウトリガー (1か所)		2,750	(新設)	(新設)
伸展・屈曲補助装置		4,700 (略)	伸展・屈曲補助装置	4,450 (略)
補高足部		51,800 完成用部品を加算することができること。	補高足部	48,700 (新設)
足底裏革 (すべり止め用)		1,950	足底裏革 (すべり止め用)	1,850
高さ調整 (1か所)		3,800	高さ調整	3,600
内張り	大腿部	2,150 内張りは、足底装具を除き、硬性の場合に限ること。	内張り	2,050
	下腿部	1,750	大腿部	1,650
	足部	1,300	下腿部	1,250
足底装具屋内用ベルト	足底装具	1,300 2,300 足底装具を皮革で覆い、皮革ベルトを取り付けた場合は、上限価格の2倍の範囲内の額とすること。	(新設)	(新設) (新設) (新設)
(注)			(注)	

(削る)

(削る)

- 1 骨盤帶を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
2 懸垂带を使用する場合は、(1)のエの(イ)の義足懸垂用部品に準ずること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

d 発育性股関節形成不全用装具の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
リーメンビューゲル フォンローゼン型		<u>10,600</u>	
バチェラー型		<u>15,100</u>	
ローレンツ型	硬性	<u>31,700</u>	
	<u>1 支柱なし</u>	<u>17,100</u>	
	<u>2 支柱付き (固定式)</u>	<u>26,000</u>	
	<u>3 支柱付き (調節式)</u>	<u>27,900</u>	
ランゲ型		<u>38,600</u>	

(注)
継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の上限価格の範囲内で加算できること。

(イ) 靴型装具

- 1 キャリパー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。
2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
3 骨盤帶を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
4 懸垂带を使用する場合は、(1)のエの(イ)の義足懸垂用部品に準ずること。
5 補高足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
6 補高足部は、完成用部品を加算することができること。
7 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであること。
8 内張りは、モールドの場合に限ること。
9 デニスブラウンは、6歳未満を対象とするものに限りと。

d 先天股脱装具用の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
リーメンビューゲル フォンローゼン型		<u>10,000</u>	
バチェラー型		<u>14,200</u>	
ローレンツ型	A モールド	<u>29,800</u>	
	B モールドフレーム	<u>16,100</u>	
	<u>1 固定式</u>	<u>24,500</u>	
	<u>2 調節式</u>	<u>26,300</u>	
ランゲ型		<u>36,300</u>	

(注)
継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の価格を加算できること。

(イ) 靴型装具

a 製作要素

(a) 患足

名 称	種 類	<u>上限価格</u> 円	備 考
短 靴	整形靴	44,100	
	特殊靴	54,600	
チャッカ靴	整形靴	45,600	
	特殊靴	56,900	
半 長 靴	整形靴	47,000	
	特殊靴	59,000	
長 靴	整形靴	50,000	
	特殊靴	65,200	

(注)

1 (略)

(削る)

(削る)

2 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

(削る)

(b) 健足

名 称	<u>上限価格</u> 円	備 考
短 靴	27,300	
チャッカ靴	28,300	
半 長 靴	29,300	
長 靴	31,300	

(注)

a 製作要素

(a) 患足

名 称	種 類	<u>価 格</u> 円	備 考
短 靴	整形靴	41,500	
	特殊靴	51,400	
チャッカ靴	整形靴	42,900	
	特殊靴	53,500	
半 長 靴	整形靴	44,200	
	特殊靴	55,500	
長 靴	整形靴	47,000	
	特殊靴	61,300	

(注)

1 (略)

2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとすること。

3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとすること。

4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素と才の完成用部品を加えることができる。

(b) 健足

名 称	<u>価 格</u> 円	備 考
短 靴	25,700	
チャッカ靴	26,600	
半 長 靴	27,600	
長 靴	29,500	

(注)

1～3 (略)

b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	<u>上限価格 円</u>	備 考
月型の延長		4,500	価格は、1個当たりのものであること。
スチールバネ入り		5,650	(略)
トウボックス補強		2,750	
鉛板の挿入		2,850	
足背ベルト		2,300	尖足等がある足部を靴型装具に収納する必要がある場合に限ること。 下肢装具の支持部(硬性)には算定できないこと。
ベルト(裏付き) の追加		1,550	(略)
補高	敷き革式	8,000	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,700円を加算すること。
	靴の補高	3,700	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,100円を加算すること。 補高足部を使用する場合は加算でき

1～3 (略)

b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	<u>価 格 円</u>	備 考
月型の延長		4,250	
スチールバネ入り		5,350	(略)
トウボックス補強		2,600	
鉛板の挿入		2,700	
足背バンド		2,200	(新設)
マジックバンド (裏付き)		1,500	(略)
補高	敷き革式	7,550	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,600円を加算すること。
	靴の補高	3,500	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,050円を加算すること。 (新設)

			のこと。
ヒールの補正	トルクヒール	6,300	
	ヒールウェッジ	3,700	
	カットオフヒール		
	キールヒール		
	サッチヒール		
	トーマスヒール		
	逆トーマスヒール		
	フレアヒール		
	階段状ヒール		
足底の補正	内側ソール・ ウェッジ	4,800	
	外側ソール・ ウェッジ		
	デンバーバー	3,700	
	トーマスバー		
	メイヨー半月バー		
	メタターサルバー		
	ハウザーバー		
	ロッカーバー		
	蝶型踏み返し		

(ウ) 体幹装具

a 支持部

名称	種類	上限価格 円	備考
頸椎支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、 <u>19,600円</u> 増しとすること。
	1 支柱付き	42,300	
	2 支柱なし	32,600	
	B フレーム	31,600	
	C カラー		

ヒールの補正	トルクヒール	5,950	
足底の補正	ウェッジヒール	3,500	
	カットオフヒール		
	キールヒール		
	サッチヒール		
	トーマスヒール		
	逆トーマスヒール		
	フレアヒール		
	階段状ヒール		
	内側ソール・ ウェッジ	4,550	
足底の補正	外側ソール・ ウェッジ		
	デンバーバー	3,500	
	トーマスバー		
	メイトー半月バー		
	メタターサルバー		
	ハウザーバー		
	ロッカーバー		
	蝶型踏み返し		

(ウ) 体幹装具

a 支持部

名称	種類	価格 円	備考
頸椎支持部	A モールド(熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッヂ構造は、 <u>18,500円</u> 増しとする
	1 支柱付き	39,800	
	2 支柱なし	30,700	こと。
	B フレーム	29,700	
	C カラー		

		1 あご受けあり 2 あご受けなし	<u>15,200</u> <u>12,200</u>			1 あご受けあり 2 あご受けなし	<u>14,300</u> <u>11,500</u>	
胸腰仙椎支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、 <u>15,900円</u> 増しとすること。		胸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、
	1 支柱付き	<u>42,700</u>				1 支柱付き	<u>40,200</u>	<u>15,000円</u> 増しとする
	2 支柱なし	<u>31,100</u>				2 支柱なし	<u>29,300</u>	こと。
	B フレーム	<u>44,300</u>				B フレーム	<u>41,700</u>	
	C 軟性	<u>26,000</u>				C 軟性	<u>24,500</u>	
腰仙椎支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、 <u>12,000円</u> 増しとすること。		腰椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、
	1 支柱付き	<u>28,600</u>				1 支柱付き	<u>26,900</u>	<u>11,300円</u> 増しとする
	2 支柱なし	<u>21,100</u>				2 支柱なし	<u>19,900</u>	こと。
	B フレーム	<u>35,800</u>				B フレーム	<u>33,700</u>	
	C 軟性	<u>20,300</u>				C 軟性	<u>19,100</u>	
仙腸支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、 <u>10,300円</u> 増しとすること。		仙腸支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、
	1 支柱付き	<u>23,000</u>				1 支柱付き	<u>21,700</u>	<u>9,750円</u> 増しとする
	2 支柱なし	<u>16,900</u>				2 支柱なし	<u>15,900</u>	こと。
	B フレーム	<u>31,200</u>				B フレーム	<u>29,400</u>	
	C 軟性	<u>18,100</u>				C 軟性	<u>17,100</u>	
	D 骨盤帶					D 骨盤帶		
	1 芯のあるもの	<u>17,600</u>				1 芯のあるもの	<u>16,600</u>	
骨盤支持部	A 皮革（補強材を含む。）	<u>45,900</u>	側弯症装具の場合に限ることとし、他の支持部を併用加算できること。		骨盤支持部	A 皮革（補強材を含む。）	<u>43,200</u>	側弯症装具の場合に限ること。
	B 硬性 ペルビックガードル	<u>32,900</u>	硬性のサンドイッチ構造は、 <u>22,700円</u> 増しとすること。			B モールド（熱可塑性樹脂） ペルビックガードル	<u>31,000</u>	モールドのサンドイッチ構造は、 <u>21,400円</u> 増しとする
								こと。

(注)

- 1 硬性にはベルトの価格が含まれていること。
- 2 支持部について、才の完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。

b その他の加算要素

名 称	種 類	上 限 価 格 円	備 考
体幹装具付属品	高さ調整 <u>(1か所)</u>	3,800	高さ調整
	ターンバックル	6,000	は、頸椎装
	腰部継手 <u>(片側)</u>	6,500	具について
	バタフライ	10,300	のみ加算す
	肩ベルト	3,250	ることがで
	会陰ひも	2,350	きること。
	腹部エプロン	3,250	カラーの場
	斜頸枕	25,000	合には適用 しないこ と。
側弯症装具付属品	ミルウォーキー型付属品一式 <u>(完成用部品と併用加算できないもの)</u>	66,800	ショルダー リングを用 いた場合に は、12,000
	胸椎パッド	5,900	円を加算で
	腰椎パッド	5,350	きること。
	ショルダーリング	16,300	
	腋窩パッド	4,300	
	ネックリング	2,350	
	胸郭バンド <u>(プラスチック製)</u> <u>(完成用部品と併用加算できるもの)</u>	19,000	
	アウトリガー	3,150	

(新設)

b その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
体幹装具付属品	高さ調整	3,600	(新設)
	ターンバックル式	5,650	
	腰部継手	6,150	
	バタフライ	9,750	
	肩バンド	3,100	
	会陰ひも	2,250	
	腹圧強化バンド	3,100	
	(新設)		
側弯症装具付属品	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)		
	胸椎パッド	5,550	
	腰椎パッド	5,050	
	ショルダーリング	15,400	
	腋窩パッド	4,050	
	アウトリガー	3,000	
	前方支柱	12,300	
	後方支柱	13,800	
	側方支柱	5,500	
	ネックリング	2,250	
	胸郭バンド <u>(プラスチック製)</u>	17,900	

	<u>前方支柱</u>	13,000	
	<u>後方支柱</u>	14,600	
	<u>側方支柱</u>	5,850	
内張り	頸椎支持部	3,500	
	胸腰仙椎支持部	4,350	
	腰仙椎支持部	3,900	
	仙腸支持部	2,300	

(注)

- 1 体幹装具付属品については、腰部継手を除き、完成用部品を加算することができないこと。
- 2 バタフライについては、硬性又はフレームの場合にのみ加えることができること。

(イ) 上肢装具

a 継手

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
肩 継 手	A 固定式 (片側)	6,450	固定式継手
	B 遊動式 (片側)	10,100	は、継手のな
	C 肩回旋装置	22,800	い支柱を使用 する場合にのみ用いること ができるこ と。 遊動式継手 は、継手のあ る支柱を使用 する場合にのみ用いること が でき、固 定・遊動切替 式のものも含

	<u>チック製)</u>		
内張り	頸椎支持部	3,300	
	胸椎支持部	4,100	
	腰椎支持部	3,700	
	仙腸支持部	2,200	

(注)

- 1 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができる。
- 2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができる。

(イ) 上肢装具

a 継手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
肩 継 手	A 固定式 (片側)	6,100	(新設)
	B 遊動式 (片側)	9,550	
	C 肩回旋装置	21,500	

			まれること。
肘 継 手 (片側)	A 固定式 B 遊動式 C プラスチック継手	4,600 4,600 12,000	固定式継手 は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。 鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を 1 単位とすること。

手 継 手 (片側)	A 固定式	3,800	固 定 式 継 手	手 継 手 (片側)	A 固定式	3,600	(新設)
	B 遊動式	7,600	は、継手のな		B 遊動式	7,150	
C プラスチック継 手 (削る)		10,600	い支柱を使用 する場合にの み用いること ができるこ と。	D 鋼線支柱	C プラスチック継 手	10,000	
			遊動式継手 は、継手のあ る支柱を使用 する場合にの み用いること ができ、固 定・遊動切替 式のものも含 まれること。		D 鋼線支柱	6,750	
MP 継手	A 固定式	4,650	固 定 式 継 手	MP 継手	A 固定式	4,400	(新設)
			プラスチック 継手は、オの 完成用部品を 加えることが できなないこ と。				
			鋼線支柱及び 完成用部品に 指定されてい るプラスチッ ク製の継手は 遊動式とし、 片側を 1 単位 とすること。				

	B 遊動式	5,150	は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 鋼線支柱は遊動式とすること。	B 遊動式	4,850	
I P継手	A 固定式 1 硬性 2 フレーム B 遊動式 C 鋼線支柱	2,850 2,250 3,850 2,000	固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。	I P継手	A 固定式 1 金属(アルミニウム) 2 モールド(熱可塑性樹脂) B 遊動式 C 鋼線支柱	2,700 2,150 3,650 1,900 (新設)

定・遊動切替式のものも含まれること。

(削る)

(注)

- 1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 プラスチック継手は、才の完成用部品を加えることができないこと。

b 支持部

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
胸郭支持部 (半 身)	A 硬性	15,500	
	B フレーム	10,400	
骨盤支持部 (半 身)	A 硬性	17,100	
	B フレーム	16,900	
上腕支持部	A 半月 (1か所)	4,300	
	B 皮革等		
	1 カフベルト (1 か所)	6,050	カフベルトは、 硬性と併用でき ないこと。
	2 上腕コルセット	9,900	
	C 硬性	9,350	硬性のサンド イッチ構造は、 7,400円増しと すること。
前腕支持部	A 半月	4,450	

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
胸郭支持部 (半 身)	A モールド (熱可塑 性樹脂)	14,600	
	B フレーム	9,800	
骨盤支持部 (半 身)	A モールド (熱可塑 性樹脂)	16,100	
	B フレーム	15,900	
上腕支持部	A 半月	4,050	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,700	(新設)
	2 上腕コルセット	9,350	
	C モールド (熱可塑 性樹脂)	8,800	モールドのサン ドイッチ構造 は、7,000円増 しとすること。
前腕支持部	A 半月	4,200	

	B 皮革等 (1か所)	
	1 カフベルト (1 か所)	6,150 カフベルトは、 硬性と併用でき ないこと。
	2 前腕コルセット	7,950
	C 硬性	8,900 硬性のサンド イッヂ構造は、 7,700円増しと すること。
手部背側 パッド	A 硬性	2,650
	B フレーム	2,550
手掌パッド	A 硬性	4,100
	B フレーム	4,800

(注)

1 硬性にはベルトの価格が含まれていること。
 2 支持部について、才の完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。

c その他の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
肘サポーター	支柱付き	10,300	オーダーメイドに
	支柱なし	16,850	限ること。
基節骨パッド	硬性	2,900	(略)
	フレーム	4,250	
中・末節骨パッド	硬性	2,500	(略)
	フレーム	1,950	
対立バー		5,650	
Cバー		4,350	
アウトリガー (1か 所)		2,750	

	B 皮革等	
	1 カフバンド	5,800 (新設)
	2 前腕コルセット	7,500
	C モールド (熱可塑 性樹脂)	8,400 モールドのサン ドイッヂ構造 は、7,250円増 しとすること。
手部背側 パッド	A モールド	2,500
	B フレーム	2,400
手掌パッド	A モールド	3,900
	B フレーム	4,550

(注)

半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。
 (新設)

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
基節骨パッド	モールド	2,750	(略)
	フレーム	4,000	
中・末節骨パッド	モールド	2,350	(略)
	フレーム	1,850	
対立バー		5,350	
Cバー		4,100	
アウトリガー		2,600	

伸展・屈曲補助バネ		2,800	価格は、 <u>1本当たり</u> とすること。 輪ゴムを用いる場合は、本数にかかる わらず、300円とすること。
肘当て		3,700	
ターンバックル		6,050	
(削る)	(削る)		
フレクサーヒンジ		50,400	
内張り	上腕部	1,300	硬性の場合に限る
	前腕部	1,150	こと。
	手部	1,000	

(注)

(削る)

1 懸垂帶を使用する場合は、(1)のエの(イ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。

2 完成用部品を加算することができないこと。

才 完成用部品

完成用部品とは、装具をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品とし、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 装具本体

区分	名称	型式	耐用年数 年	備考
下肢装具	股装具	(削る) (削る) 硬性 フレーム	(削る) (削る) 3 3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原

伸展・屈曲補助バネ		2,650	価格は、 <u>1か所当たり</u> とすること。 (新設)
肘当て		3,500	
ターンバックル		5,700	
ダイヤルロック		8,250	
(新設)		(新設)	
内張り	上腕部	1,250	
	前腕部	1,100	
	手部	970	

(注)

1 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。

2 懸垂帶を使用する場合は、(1)のエの(イ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。

3 内張りは、モールドの場合に限ること。

才 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 装具本体

区分	名称	型式	耐用年数 年	備考
下肢装具	股装具	金属枠 硬性 (新設)	3 3 (新設)	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原

長下肢装具 膝装具	軟性	2	則として修	長下肢装具 膝装具	軟性	2	則として修
	(削る)	3	理又は調整		両側支柱	3	理又は調整
	硬性	3	を行うこ		硬性	3	を行うこ
	支柱付き	3	と。		(新設)	3	と。
	(削る)	3	耐用年数と		スウェーデン式	2	(新設)
	軟性	2	(削る)は、通常の		軟性	2	(新設)
	(削る)	2	使用状態に		両側支柱	3	
	(削る)	3	おいて当該		片側支柱	3	
	(削る)	3	補装具が修		S型支柱	3	
	(削る)	3	理不能とな		鋼線支柱	3	
短下肢装具	(削る)	3	るまでの予		板ばね	3	
	(削る)	3	想年数を示		硬性 (支柱あり)	3	
	硬性 (支柱あり)	3	しているも		硬性 (支柱なし)	1.	5
	硬性 (支柱なし)	1.	のであるた		(新設)	(新設)	
	支柱付き	3	め、耐用年		軟性	2	
	軟性	2	数を一律に		軟性	2	
	(削る)	3	適用しない		鋼索	3	
	(削る)	3	こと。		足底装具	1.	5
	足 装 具	1.	5		靴型装具		
		5				1.	5
靴型装具				靴型装具			
体幹装具	頸椎装具	(削る)	(削る)		体幹装具	頸椎装具	金属枠
	硬性	2				硬性	3
	フレーム	3				(新設)	2
	カラー	2				カラー	(新設)
	胸腰仙椎装具	(削る)	(削る)		胸椎装具	金属枠	2
	硬性	2				硬性	3
	フレーム	3				(新設)	2
	軟性	1.	5			軟性	(新設)
	腰仙椎装具	(削る)	(削る)		腰椎装具	金属枠	1.
	硬性	2				硬性	5
	フレーム	3				(新設)	3
							2
							(新設)

	仙腸装具	軟性 (削る)	1. 5
		硬性	2
		<u>フレーム</u>	<u>3</u>
		軟性	1. 5
		骨盤帶	2
	側弯症装具	ミルウォーキー型 (削る)	2
		硬性	1
		<u>フレーム</u>	<u>2</u>
		軟性	1
上肢装具	肩 装 具		3
	肘 装 具	(削る)	(削る)
		硬性	3
		<u>支柱付き</u>	<u>3</u>
		軟性	2
	手関節装具		3
	対立装具		3
	(削る)		(削る)
	把持装具		3
	手 装 具		3
		(削る)	(削る)
		指 装 具	3
		B F O	3

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類	1. 5	耐用年数以内の故障に際し

	仙腸装具	軟性 金属枠	1. 5
		硬性 (新設)	2
		<u>軟性</u>	<u>1. 5</u>
		骨盤帶	2
	側弯症装具	ミルウォーキー型	2
		<u>金属枠</u>	<u>2</u>
		硬性 (新設)	1
		<u>軟性</u>	<u>1</u>
上肢装具	肩 装 具		3
	肘 装 具	両側支柱	3
		硬性 (新設)	3
		<u>軟性</u>	<u>2</u>
	手関節背屈		3
	保持装具		3
	長対立装具		3
	短対立装具		3
	把持装具		3
	MP屈曲補助装具		3
	MP伸展補助装具		3
	指 装 具		3
	B F O		3

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類	1. 5	耐用年数以内の故障に際し

(削る)	(削る) ては、原則として小部品の	手部	<u>1.</u> <u>5</u> ては、原則として小部品の
(削る)	(削る) 取替えにより修理又は調整		
その他の小部品 (消耗品)	1 行うこと。	足部	<u>1</u> 取替えにより修理又は調整
		その他の小部品 (消耗品)	<u>1</u> 行うこと。

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0歳	4 月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたもので
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年 6月 1～3 (略)	あるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

(削る)

(4) 装具（レディメイド）

装具（レディメイド）とは、装具として完成しており、調整を必須としないものをいう。加工の必要がない部品を組立てる等して完成させるものを含み、軟性装具におけるベルト調整後

年 齢	使用年数	備 考
0歳	4 月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたもので
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年 6月 1～3 (略)	あるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 (新設)

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。
(新設)

の固定のための縫製は加工に含まないこと。

価格は、基本価格に本体価格を合算した価格を上限額とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

ア 基本価格

採寸及び適合にかかる全ての作業（使用方法の説明及び加工を含む。）についての技術料とする。

身体部位	上限価格 円	備考
共通	2,500	装具の種類にかかわらず一律の価格とすること。

イ 本体価格

装具（レディメイド）の本体価格は、装具（レディメイド）の製造又は輸入に要する原価に、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費を加えた額の範囲内の額とし、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費については、別に定める係数を基に算出すること。ただし、本体価格は、完成用部品として指定されているものを除き、オーダーメイドで算定した額の75%の範囲内の額とすること。

ウ 耐用年数及び使用年数

(3)の装具（オーダーメイド）に準ずること。

（5）姿勢保持装置

姿勢保持装置とは、アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせて製作すること。

価格は、イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

定義	備考
機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した座位、立位、臥位等の保持を	

（4）座位保持装置

（新設）

種目	使用要素・部品及び工作法	価格	耐用年数 年	備考
	座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位	イの身体部位区分に従いウによ	3	耐用年数以内の破

可能にする機能を有するもの

に類似した姿勢を保持する
機能を有する装置を含むも
のであること。
アの基本工作法により、
エ及びオよりそれぞれ必要
な要素・部品を組み合わせ
て製作すること。
成長、発達及び姿勢保持
能力の状況に適合させるこ
と。
過度の圧迫等による不快
感を生じさせないこと。

り算定した
基本価格
に、エ及び
オのそれぞ
れ使用する
要素・部品
の価格を合
算した価格
とするこ
と。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙攣、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ)～(ケ) (略)	(略)

イ (略)

ウ 基本価格

身 体 部 位	上限価格		備 考
	採 寸	採 型	
頭・頸部	3,550	6,000	
上肢（片側）	1,750	4,200	
体幹部	15,400	28,500	
骨盤・大腿部	15,400	28,500	
下腿・足部（片側）	2,050		
(注)			
(略)			

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙攣、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ)～(ケ) (略)	(略)

イ (略)

ウ 基本価格

身 体 部 位	価 格		備 考
	採 寸	採 型	
頭・頸部	3,350	5,600	
上肢（片側）	1,650	3,950	
体幹部	14,400	26,600	
骨盤・大腿部	14,400	26,600	
下腿・足部（片側）	1,950		
(注)			
(略)			

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	上限価格 円	備 考
頭部	頭部支え	9,700	
上肢	上腕支え (片側)	3,750	
	前腕・手部支え (片側)	4,150	
体幹部	平面形状型	7,550	
	モールド型	53,400	(略)
	張り調整型	15,500	
骨盤・大腿 部	平面形状型	7,550	
	モールド型	53,400	(略)
	張り調整型	15,500	
下腿部	下腿支え (片側)	2,750	
足部	足台 (片側)	2,800	

(注)

フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき6,700円加算できること。

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
固定	頸部	3,550	
	腰部 (片側)	2,650	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
遊動	腰部 (片側)	3,850	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
角度調整用部品	機械式	10,000	
	ガス圧式	11,400	

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	価 格 円	備 考
頭部	頭部支え	9,050	
上肢	上肢支え (片側)	3,500	
	前腕・手部支え (片側)	3,900	
体幹部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	(略)
	シート張り調節型	14,500	
骨盤・大腿 部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	(略)
	シート張り調節型	14,500	
下腿部	下腿支え (片側)	2,600	
足部	足台 (片側)	2,650	

(注)

フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき6,250円加算できること。

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	価 格 円	備 考
固定	頸部	3,350	
	腰部 (片側)	2,500	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
遊動	腰部 (片側)	3,600	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
角度調整用部品	機械式	9,350	
	ガス圧式	10,700	

電動式	77,300
(注) 1～4 (略)	
(イ) 構造フレーム	

使用材料	上限価格 円	備 考
木材・金属	57,200	

- (注)
- 1 ティルト機構を付加する場合は、6,150円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
 - 2 昇降機構を付加する場合は、8,500円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
 - 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を上限価格とすること。
 - 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(6)及び(7)に定める価格を上限価格とすること。ただし、姿勢保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(6)及び(7)に定める各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、姿勢保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
カットアウト テーブル	テーブル	21,000	表面クッショ ン張りは <u>4,500</u> 円加算できること。
	テーブル取付部品	5,000	

電動式	72,200
(注) 1～4 (略)	
(イ) 付属品	

使用材料	基本価格 円	備 考
木材・金属	53,400	

- (注)
- 1 ティルト機構を付加する場合は、5,750円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
 - 2 昇降機構を付加する場合は、7,950円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
 - 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。
 - 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の価格を基本価格とすること。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(5)に定める車椅子
及び電動車椅子の各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

名 称	種 類	価 格 円	備 考
カットアウト テーブル	(新設)	14,000	表面クッショ ン張りは <u>4,200</u> 円加算できる こと。
	(新設)	(新設)	

上肢保持部品	アームサポート (片側)	4,500
	肘パッド (片側)	2,850
	縦型グリップ (片側)	3,500
	横型グリップ (片側)	
体幹保持部品	頭頸部パッド	5,050
	肩パッド (片側)	4,550
	胸パッド	5,050
	胸受けロール	6,950
	体幹パッド (片側)	3,900
	腰部パッド	4,600
骨盤保持部品	骨盤パッド (片側)	2,800
	臀部パッド	4,700
下肢保持部品	内転防止パッド	5,050
	外転防止パッド (片側)	2,850
	膝パッド (片側)	4,300
	下腿保持パッド (片側)	
	足部保持パッド (片側)	3,250
ベルト部品	肩ベルト (片側)	2,500
	腕ベルト (片側)	2,100
	手首ベルト (片側)	
	胸ベルト	4,350
	骨盤ベルト	
	股ベルト	4,700
	大腿ベルト (片側)	2,350
	膝ベルト (片側)	
	下腿ベルト (片側)	

上肢保持部品	アームレスト (片側)	4,200
	肘パッド (片側)	2,700
	縦型グリップ (片側)	3,300
	横型グリップ (片側)	
体幹保持部品	(新設)	(新設)
	肩パッド (片側)	4,250
	胸パッド	4,750
	胸受けロール	6,500
	体幹パッド (片側)	3,650
	腰部パッド	4,300
骨盤保持部品	骨盤パッド (片側)	2,650
	臀部パッド	4,400
下肢保持部品	内転防止パッド	4,750
	外転防止パッド (片側)	2,700
	膝パッド (片側)	4,050
	下腿保持パッド (片側)	
	足部保持パッド (片側)	3,050
ベルト部品	肩ベルト (片側)	2,350
	腕ベルト (片側)	2,000
	手首ベルト (片側)	
	胸ベルト	4,100
	骨盤ベルト	
	股ベルト	4,400
	大腿ベルト (片側)	2,200
	膝ベルト (片側)	
	下腿ベルト (片側)	

支持部カバー	頭部	3,050	脱着式は3,500円加算できる	脱着式は3,500円加算できる こと。 防水加工を追加する場合は 1台につき、 8,100円加算で きること。	支持部カバー 頭部 上肢 (片側) 体幹部 モールド型 張り調整型 骨盤・大腿部 モールド型 張り調整型 下腿部 (片側) 足部 (片側)	2,850	脱着式は3,300円加算できる
	上肢 (片側)	1,650				1,550	
	平面形状型	3,450				3,250	
	モールド型	10,300				9,700	(新設)
	張り調整型	4,150				3,900	
	骨盤・大腿部	3,450				3,250	
	モールド型	10,300				9,700	
	張り調整型	4,150				3,900	
	下腿部 (片側)	1,650				1,550	
	足部 (片側)	1,650				1,550	
内張り	アームサポート (片側)	1,850				1,750	
	テーブル	4,500				4,200	
体圧分散補助素材	頭部	4,050				3,800	
	上肢 (片側)	2,000				1,900	
	体幹部	9,350				8,750	
	骨盤・大腿部	9,350				8,750	
	下腿部 (片側)	2,000				1,900	
	足部 (片側)					足部 (片側)	
キャスター		1,650	多機能キャスターは990円加算できること。			1,550	多機能キャスターは930円加算できること。
その他	介助用グリップ (片側)	3,250				3,050	
	ストッパー	4,750				4,450	
	高さ調整用台座	20,500				19,200	
(注)							
1	(略)						

2 取付けに当たって面ファスナーを使用する場合は、その価格を含むものとする。

(才) 調節機構

名称	種類	上限価格 円	備考
高さ調節	頭部支持部	3,450	
	体幹支持部		
	骨盤・大腿支持部		
前後調節	足部支持部（片側）	2,150	
	アームサポート（片側）		
	頭部支持部	3,500	
角度調節	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部（片側）	2,100	
角度調節	頭部支持部	4,050	
	テーブル	8,600	
脱着機構	体幹パッド（片側）	2,700	
	骨盤パッド（片側）		
	膝パッド（片側）		
	アームサポート（片側）		
	内転防止パッド	7,600	
開閉機構	アームサポート（片側）	2,700	
	足部支持部（片側）		

(注)

- 1 (略)
- 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみや面ファスナーなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

才 完成用部品

2 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。

(才) 調節機構

名称	種類	価格 円	備考
高さ調節	頭部支持部	3,250	
	体幹支持部		
	骨盤・大腿支持部		
前後調節	足部支持部（片側）	2,050	
	アームレスト（片側）		
	頭部支持部	3,300	
角度調節	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部（片側）	2,000	
角度調節	頭部支持部	3,800	
	テーブル	8,050	
脱着機構	体幹パッド（片側）	2,550	
	骨盤パッド（片側）		
	膝パッド（片側）		
	アームレスト（片側）		
	内転防止パッド	7,100	
開閉機構	アームレスト（片側）	2,550	
	足部支持部（片側）		

(注)

- 1 (略)
- 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

才 完成用部品

完成用部品とは、姿勢保持装置をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品とし、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

耐用年数 年	備考
3	<p><u>耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。</u></p> <p><u>耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。</u></p> <p><u>なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。</u></p> <p>(注) <u>構造フレームに車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、耐用年数を6年とすること。</u></p>

(削る)

(6) 車椅子

車椅子とは、使用者自身又は介助者が駆動する移動用の車輪付機器であって、JIS T 9201-2016に定める構造を有するもの(パワーアシスト式を除く。)をいい、アの基本工作法により、ウ及びエよりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とする。ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式とし、アの基本工作法のうち、(ウ)、(エ)及び(オ)を必要としないものについてはレディメイド式とすること。

座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

(新設)

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(新設)

価格は、イの基本価格にウの本体価格及び必要に応じてエの加算要素価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認
(イ) 採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録
(ウ) 製作、加工及び組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て
(エ) 仮合わせ（必要に応じて）	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正
(オ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査

イ 基本価格

身 体 部 位	上限価格 円	備 考
標準（上肢・体幹部・骨盤大腿部・下肢・足部）	17,900	
頭頸部	3,550	ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができること。

(注)

レディメイド式、2台同時支給及び再支給の場合について
は、1台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること。

ウ 本体価格

名 称	上限価格	備 考

	円	
自走用	<u>90,000</u>	自らが駆動及び操作して使用することを主目的とした車椅子であること。
介助用	<u>85,000</u>	自らは駆動せず、介助者が操作することを主目的とした車椅子であること。

(注)
オーダーメイド式は上限価格の 125%の範囲内の額とし、レディメイド式は上限価格の 75%の範囲内の額とすること。

エ 加算要素価格

(ア) 機構加算

名 称	上限価格 円	備 考
リクライニング機構	<u>30,500</u>	
ティルト機構	<u>61,000</u>	
ティルト・リクライニング機構	<u>88,200</u>	
リフト機構	<u>152,400</u>	

(注)
リクライニング機構のうち、回転軸が 2 か所以上設けられている場合で、うち 1 つが座面の中に設けられているものはティルト・リクライニング機構に準ずること。

(イ) 構造部品加算

本体部位	名 称	上限価格 円	備 考
基本構造	後方大車輪（標準）	0	6 輪構造とは、駆動輪が 4 輪構造に比して前方に位置するものとし、単に後方にキャスターを取り付けたものは
	前方大車輪	<u>8,800</u>	
	6 輪構造	<u>37,700</u>	

			<u>後方大車輪とす ること。</u> <u>幅止めの構造を 有する場合は 6,000円増しと すること。</u>
シート	スリング式（標準 ） 張り調整式 板張り式	0 8,650 6,800	<u>奥行調整の構造 を有する場合は 18,500円増しと すること。</u> <u>板張り式の構造 を有する場合は 、付属品の座板 を加えることが できないこと。</u>
バックサポー ト	スリング式（標準 ） 張り調整式	0 8,650	<u>ワイドフレーム の場合は14,000 円、バックサポ ート延長（頭頸 部まで）の場合 は10,000円、高 さ調整の構造を 有する場合は 13,100円、背座 角度調整の構造 を有する場合は 17,600円、背折 れの構造を有す る場合は8,500円 増しとすること</u> 。

フット・レッグサポート (片側)	固定式 (標準)	0	レッグベルトで全面張りの場合は4,000円増しとすること。
	拳上式	8,550	
	着脱式	6,250	
	開閉着脱式	7,350	
	拳上・開閉着脱式	11,100	
フットサポー ト	セパレート式 (標準)	0	前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各1,600円増しとし、片側を1単位とすること。
	セパレート式 (二重折込式)	4,300	
	中折式	5,000	
アームサポー ト (片側)	フレーム一体型	固定式 (標準)	高さ調整の構造を有する場合は3,600円、角度調整の構造を有する場合は7,650円、アームサポート幅広、アームサポート延長の各構造を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を1単位とすること。
		跳ね上げ式	6,750
		着脱式	6,550
	独立型	固定式	5,000
		跳ね上げ式	6,750
		着脱式	6,550
ブレーキ	駐車ブレーキ (標準)	0	キャリパーブレーキを加える場合は17,400円、フットブレーキを加える場合は17,300円増しと

			すること。
駆動輪・主輪	<u>固定式（標準）</u>	0	車軸位置調整の構造を有する場合は17,500円、 キャンバー角度を変更する場合は11,000円増しとすること。 <u>片手駆動の構造</u>
	<u>着脱式</u>	10,800	を有する場合は37,200円、レバ一駆動の構造を有する場合は60,000円増しとすること。
タイヤ	<u>エア（標準）</u>	0	
	<u>ノーパンク</u>	9,100	
キャスター	<u>ソリッド（標準）</u>	0	
	<u>衝撃吸収タイプ</u>	15,000	
ハンドリム（片側）	<u>プラスチック（標準）</u>	0	ピッチ30mmを超える場合は5,000円増しとし、片側を1単位とすること。片手駆動の構造を有する場合は3,300円増しとすること。
	<u>ステンレス</u>	6,000	
	<u>アルミ</u>	5,000	
(注)			
1	名称に（標準）と記載のあるものは、基本価格に価格が含まれる標準構造部品であること。		

2 各構造部品はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。

(ウ) 付属品

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
クッショ ン（カ バー付 き）	平面形状型 モールド型	14,500 56,500	姿勢保持装置の完成用 部品を使用する場合は 算定することができな いこと。 ゲル素材を使用する場 合は 9,850 円、多層構 造又は立体編物を使用 する場合は 3,000 円増 しとすること。滑り止 め加工を追加する場合 は 2,050 円、防水加工 を追加する場合は 8,100 円増しとするこ と。
座板		5,000	クッション一体型の場 合は 3,000 円増しと し、クッション（カ バー付き）と併用加算 できないこと。
背クッ ション		14,500	滑り止め加工を追加す る場合は 2,050 円増し とすること。
ヘッドサ ポート	着脱式（枕含 む） マルチタイプ (枕含む)	17,300 29,500	着脱式及びマルチタイ プはヘッドサポートと して独立した構造を有 するものとし、枕を

	<u>枕（オーダーメイド）</u>	<u>11,200</u>	オーダーメイドで製作する場合には 4,900 円増しとすること（バックサポート一体型には加えることができないこと）。	
	<u>フットサポート</u>	<u>ヒールループ</u> <u>アンクルスト</u> <u>ラップ</u> <u>ステップカバー</u>	<u>3,600</u> <u>3,600</u> <u>4,000</u>	価格は、1 個当たりのものであること。
	<u>テーブル</u>	<u>テーブル</u> <u>テーブル取付部品</u>	<u>11,800</u> <u>5,000</u>	
	<u>転倒防止装置</u>	<u>パイプ</u> <u>キャスター付き</u>	<u>4,050</u> <u>6,400</u>	価格は、1 個当たりのものであること。 キャスター付きのうち、折りたたみの構造を有する場合は 3,000 円増しとし、片側を 1 単位とすること。
	<u>搭載台</u>		<u>32,600</u>	搭載台とは呼吸器搭載台、痰吸引機搭載台、携帯用会話補助装置搭載台を含むものであること。 価格は、各搭載台 1 個当たりのものであること。
	<u>車載固定用フック</u>		<u>3,250</u>	価格は、1 個当たりのものであること。
	<u>杖たて</u>	<u>一本杖</u>	<u>3,250</u>	

	<u>多脚つえ</u>	6,000	
<u>酸素ボン</u>		<u>14,100</u>	
<u>べ固定装</u>			
<u>置</u>			
<u>栄養パッ</u>		<u>11,000</u>	
<u>ク取付用</u>			
<u>ガードル</u>			
<u>架</u>			
<u>点滴ポー</u>		<u>11,300</u>	
<u>ル</u>			
<u>日よけ</u>		<u>15,000</u>	
<u>雨よけ</u>		<u>15,000</u>	
<u>泥よけ</u>		<u>6,550</u>	
<u>スパーク</u>		<u>4,450</u>	
<u>カバー</u>			
<u>リフレク</u>		<u>720</u>	
<u>タ</u>			
<u>高さ調整</u>		<u>4,250</u>	
<u>式手押し</u>			
<u>ハンドル</u>			
<u>ブレーキ</u>	<u>延長レバー</u>	<u>1,750</u>	
<u>ハンドリ</u>	<u>滑り止め</u>	<u>6,000</u>	価格は、1個当たりの
<u>ム</u>	<u>ノブ付き</u>	<u>4,850</u>	ものであること。 ノブ付きのうち、垂直 ノブの場合は3,000円 増しとし、片側を1単 位とすること。
<u>(注)</u>			
1 クッションについて、姿勢保持装置の完成用部品を使用する場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることができる。			

2 カットアウトテーブル、姿勢保持部品及びベルトが必要な場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることができる。

才 耐用年数

耐用年数 年	備考
6	<p>耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。</p> <p>耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。</p> <p>なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。</p>

(7) 電動車椅子

電動車椅子とは、使用者自身が移動のために操作し、動力によって推進する車輪付機器であって、JIS T 9201-2016に定める構造を有するもの（パワーアシスト式に限る。）及びJIS T 9203-2016に定める構造を有するものをいい、アの基本工作法により、ウ及びエよりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とする。ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式とし、アの基本工作法のうち、（ウ）、（エ）及び（オ）を必要としないものについてはレディメイド式とすること。

価格は、イの基本価格にウの本体価格及び必要に応じてエの加算要素価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名称	定義	備考
標準形	<p>JIS T 9203-2016 に定める以下の電動車椅子とする。</p> <p>（低速用）</p> <p>最高速度 4.5 km/h 以下の電動車椅子</p>	

(新設)

	(中速用) 最高速度6.0km/h以下の電動車椅子	
簡易形	<p>車椅子に電動駆動装置又は制御装置を取り付けた簡便な電動車椅子で、使用者が操作して使用する以下のものとする。</p> <p>(切替式) 電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの</p> <p>(アシスト式) 駆動人力を電動力で補助することが可能なもの</p>	

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認
(イ) 採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録
(ウ) 製作、加工及び組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て
(エ) 仮合わせ(必要に応じて)	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正
(オ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査

イ 基本価格

身 体 部 位	上限価格 円	備 考
標準(上肢・体幹部・骨盤大腿部・下肢・足部)	20,400	

<u>頭頸部</u>	<u>3,550</u>	<u>ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができる</u> <u>こと。</u>
<u>(注)</u> <u>レディメイド式、2台同時支給及び再支給の場合について</u> <u>は、1台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること。</u>		

ウ 本体価格

<u>名 称</u>	<u>区 分</u>	<u>上限価格</u> <u>円</u>	<u>備 考</u>
<u>標準形</u>	<u>低速用</u>	<u>486,300</u>	<u>駆動モーター、充電器及び</u> <u>転倒防止装置を含むもので</u> <u>あること。</u>
	<u>中速用</u>	<u>502,300</u>	<u>オーダーメイド式は上限価</u> <u>格の 125% の範囲内の額と</u> <u>し、レディメイド式は上限</u> <u>価格の 75% の範囲内の額と</u> <u>すること。</u>
<u>簡易形</u>	<u>切替式</u>	<u>393,900</u>	<u>車椅子部分は、1の(6)の車</u> <u>椅子の価格を加えることが</u> <u>できること。</u>
	<u>アシスト式</u>	<u>412,600</u>	<u>駆動モーター、充電器及び</u> <u>転倒防止装置（折りたたみ</u> <u>の有無は問わない）を含む</u> <u>ものであること。</u>

エ 加算要素価格

(ア) 機構加算

<u>名 称</u>	<u>上限価格</u> <u>円</u>	<u>備 考</u>
<u>手動リクライニング機構</u>	<u>32,500</u>	<u>標準形にのみ</u>
<u>電動リクライニング機構</u>	<u>134,000</u>	<u>加えることが</u>
<u>電動ティルト機構</u>	<u>281,000</u>	<u>できること。</u>

電動ティルト・リクライニング機構	732,400	
電動リフト機構	433,000	

(イ) 構造部品加算

本体部位	名 称	上限価格 円	備 考
操作ボックス	標準操作ボックス (標準)	0	
操作レバー	感度調整ジョイス ティック (標準)	0	標準ばねのばね 圧を変更した場 合は7,950円増し とすること。
スイッチ	標準スイッチ (標 準)	0	スイッチ延長の 場合は1,050円増 しとすること。
バッテリ	標準形 リチウムイオンバ ッテリ	0 62,300	
	簡易形 リチウムイオンバ ッテリ (標準)	0	ニッケル水素バ ッテリの場合は 37,000円減じた 額とすること。
	基本構造 後方大車輪 (標準)	0	
シート	板張り式 (標準) スリング式 張り調整式	0 4,200 12,900	奥行調整の構造 を有する場合は 18,500円増しと すること。 板張り式の構造 を有する場合は 、付属品の座板

			<u>を加えることが できないこと。</u>
バックサポー ト	スリング式（標準 ） 張り調整式	0 8,650	ワイドフレーム の場合は14,000円、 バ ^ク サ ^ポ ト延長（頭頸部まで）の場合は10,000円、高さ調整の構造を有する場合は13,100円、背座角度調整の構造を有する場合は17,600円、背折れの構造を有する場合は8,500円増しとすること。
フット・レッ グサポート（ 片側）	固定式（標準） 挙上式 着脱式 開閉着脱式 挙上・開閉着脱式	0 8,550 6,250 7,350 11,100	レッグベルトで全面張りの場合は4,000円増しとすること。
フットサポー ト	セパレート式（標 準） セパレート式（二 重折込式）	0 4,300	前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各1,600円増しとし、片側を1単位とすること。 強度を高めるた

			めに、金属製の フットサポート を使用する場合 は15,000円増し とすること。
アームサポー ト(片側)	固定式(標準) _	0	高さ調整の構造 を有する場合は 3,600円、角度調 整の構造を有す る場合は7,650円
ブレ ーム 二 用	跳ね上げ式 着脱式	6,750 6,550	、アームサポー ト幅広、アーム サポート延長の 各構造を有する 場合はそれぞれ 3,900円増しとし 、片側を1単位 とすること。
独立 型	固定式 跳ね上げ式 着脱式	5,000 6,750 6,550	
ブレーキ	電動又は電磁ブレ ーキ(標準)	0	
タイヤ	エア(標準) ノーパンク	0 12,000	
キャスター	エア(標準) ノーパンク	0 12,000	
(注)			
1	名称に(標準)と記載のあるものは、基本価格に価格が 含まれる標準構造部品であること。		
2	各構造部品はそれぞれの本体部位において他の構造部品 と併用加算できないこと。		
(ウ)	付属品		
名 称	種 類	上限価格	備 考

		円	
パワース ティアリン グ		<u>54,300</u>	
クライ マーセッ ト		<u>19,100</u>	
手動スイ ングバー ム		<u>10,600</u>	
電動チン コント ロール一 式	(内訳) <u>パワースイン</u> <u>グチニアーム</u> <u>チン操作ボッ クス</u> <u>セレクタ</u> <u>液晶モニタ</u> <u>頭部スイッ チ・取付金具</u>	<u>259,400</u> <u>72,700</u> <u>16,200</u> <u>93,800</u> <u>55,400</u> <u>21,300</u>	
手動チン コント ロール一 式	(内訳) <u>手動スイング</u> <u>チニアーム</u> <u>チン操作ボッ クス</u>	<u>37,200</u> <u>21,000</u> <u>16,200</u>	
多様入力 コント ローラ	非常停止スイッ チボックス 4方向スイッチ ボード 8方向スイッチ ボード 小型ジョイス	<u>51,100</u> <u>31,900</u> <u>53,300</u> <u>42,600</u>	

	<u>ティックボック</u> <u>ス</u>		
	<u>フォースセンサ</u>	93,800	
	<u>足用ボックス</u>	42,600	
<u>簡易1入力</u>		<u>95,900</u>	
<u>ジョイスティックノブ</u>	<u>レバーノブ各種 形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）</u>	<u>7,500</u>	
	<u>レバーノブ各種 形状（Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）</u>	<u>10,500</u>	
<u>フットサポート</u>	<u>ヒールループ</u>	<u>3,600</u>	<u>価格は、1個あたりのものであること。</u>
	<u>アンクルスト</u>	<u>3,600</u>	
	<u>ラップ</u>		
	<u>ステップカバー</u>	<u>4,000</u>	
<u>(注)</u> <u>上記のほか、1の(6)のエの(イ)の付属品を加えることができること。</u>			

才 耐用年数

<u>耐用年数 年</u>	<u>備考</u>
<u>6</u>	<u>耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。</u> <u>耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているもの</u>

であるため、耐用年数を一律に適用しないこと。
なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

(8) その他

種目	名 称	定 義	付属品	上限価格 円	耐用 年数 年	備 考
障害物を探知するために使用するもので、シャフトを白色又は黄色に塗装若しくは加工したもので、普通用、携帯用、身体支持併用に分類される。						
視覚 障害 者安 全つ え	普通用 携帯用、身体 支持併用以外 のもの 主体—繊維複 合材料 (削る)	夜光裝 置 ベル ゴムグ リップ	4,200	2	1	夜光装置 (1) 夜光材付 とした場合 は <u>460円</u> 増 しとするこ と。 (2) 全面夜光 材付とした 場合は <u>1,400円</u> 増 しとするこ と。 (3) フラッ シュライト 付とした場 合は <u>860円</u> 増しとする こと。
		(削る)			2	ベル付と した場合は <u>450円</u> 増し
		主体—木材 (削る)	上と同じ。	2,700		

(5) その他

種目	名 称	基本構造	付属品	価 格 円	耐用 年数 年	備 考
(新設)						
視覚 障害 者安 全つ え	普通用 (新設) 主体—繊維複 合材料 石突—耐摩耗 性合成 樹脂又 は高力 アルミ ニウム 合金 外装—白色又 は黄色 の塗装 若しく は加工 形状一直式 主体—木材 その他は上と 同じ。	夜光裝 置 ベル ゴムグ リップ		3,550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付 とした場合 は <u>410円</u> 増 しとするこ と。 (2) 全面夜光 材付とした 場合は <u>1,200円</u> 増 しとするこ と。 (3) フラッ シュライト 付とした場 合は <u>1,650</u> 円増しす ること。 2 ベル付と した場合は <u>1,650円</u> 増
		(新設) 主体—繊維複 合材料 石突—耐摩耗 性合成 樹脂又 は高力 アルミ ニウム 合金 外装—白色又 は黄色 の塗装 若しく は加工 形状一直式 主体—木材 その他は上と 同じ。				
		(新設) 主体—繊維複 合材料 石突—耐摩耗 性合成 樹脂又 は高力 アルミ ニウム 合金 外装—白色又 は黄色 の塗装 若しく は加工 形状一直式 主体—木材 その他は上と 同じ。				

	主体—軽金属 (削る)	上と同じ。	<u>2,800</u>	5	とするこ と。 3 主体木材 でポリカーボネート樹脂被覆付と した場合は <u>1,650円増</u> しとするこ と。		主体—軽金属 その他は上と 同じ。	上と同じ。	<u>2,200</u>	5	しとするこ と。 3 主体木材 でポリカーボネート樹脂被覆付と した場合は <u>1,450円増</u> しとするこ と。	
携帯用	折りたたみ又 はスライド等 により鞄等に 収納して持ち 運びができる もの	上と同じ。	<u>5,200</u>	2	でポリカーボネート樹脂被覆付と した場合は <u>1,650円増</u> しとするこ と。 4 ゴムグ リップ付と した場合は <u>750円増し</u> とするこ と。		携帯用	(新設)	上と同じ。	<u>4,400</u>	2	でポリカーボネート樹脂被覆付と した場合は <u>1,450円増</u> しとするこ と。 4 ゴムグ リップ付と した場合は <u>660円増し</u> とするこ と。
	主体—繊維複 合材料 (削る)						主体—繊維複 合材料 石突及び外装 —普通用 と同じ。					
	(削る)						形状—折たた み式若 しくは スライ ド式。					
主体—木材 (削る)	上と同じ。	<u>3,400</u>	4				主体—木材 その他は上と 同じ。	上と同じ。	<u>3,700</u>	4		
	上と同じ。	<u>3,300</u>					主体—軽金属 その他は上と 同じ。	上と同じ。	<u>3,550</u>			
	上と同じ。	<u>4,600</u>					身体支 持併用	主体—軽金属 石突—ゴム又 は普通用と同 じ。	<u>3,800</u>			
身体支 持併用		1本の脚部と 1つの握り部 からなり、前 腕支持部がな いもので、身										

		体の支持やバ ランス保持の 目的を含むも の						外装—普通用 と同じ。 形状—直式又 は折りたたみ 式若しくはス ライド式。			
		欠失した眼球の一部又は全部の外観を整え、眼窩等の形態を 保持するために装着する人工の義眼をいう。									
義眼	レディ メイド	虹彩や強膜の 色、サイズ等 が統一された 既製のもの		17,900	2			レディ メイド	主材料—プラ スチック又は ガラス 既製品	17,000	2
	オーダーメイド	採型等によ り、健常眼に 合わせて、形 状、色等を細 密に合わせて 製作されるも の		86,900				オーダーメイド	主材料—上と 同じ。 特殊加工を施 したもの。	82,500	
眼鏡	矯正用 眼鏡	屈折異常を矯 正する目的で、 眼鏡に接	6 D未満 6 D以上10D未 満 10 D以上20D未 満	16,900 20,200 24,000	4	上限価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかるわらず、4,350		矯正用 眼鏡	レンズ — プラスチック又 はガラス	17,600 20,200 24,000	4
									価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。 乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかるわらず、4,200		

		触せ ず に、 レン ズ等 を眼 の前 方に 掛け る構 造を 有す るも の	20D以 上	24,000	円増しとする こと。 遮光用として の機能が必要 な場合は、 <u>31,200円とす</u> ること。		20D以 上	24,000	円増しとする こと。 遮光用として の機能が必要 な場合は、 <u>30,000円とす</u> ること。
遮光用	羞明 を軽 減す る目 的 で、 可視 光の うち の一 部の 透過 を抑 制す るも ので あつ	前掛け式		<u>22,400</u>	上限価格はレ ンズ2枚1組 のものとし、 枠を含むもの であること。	遮光用	主材 料は 上と 同 じ。	前掛け式	<u>21,500</u>
		掛けめ がね式		<u>31,200</u>				掛けめ がね式	<u>30,000</u>

(新設)

	<u>て、</u> <u>分光</u> <u>透過</u> <u>率曲</u> <u>線が</u> <u>公表</u> <u>され</u> <u>てい</u> <u>るも</u> <u>の</u>											
コンタクトレンズ	<u>屈折異常を矯正し、又は羞明を軽減する目的で、角膜の表面に装着して使用するもの</u>		13,000	2	<u>上限価格はレンズ1枚のものであること。</u> <u>多段階レンズについては、7,150円、虹彩付レンズについては、5,150円増しとすること。</u>		コンタクトレンズ	<u>主材料—</u> <u>プラスチック</u>		15,400	(新設)	<u>価格はレンズ1枚のものであること。</u> (新設)
弱視用	<u>対象物の眼への入射角を拡大（又は縮</u>			4	<u>高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とす</u>		弱視用	(新設)			(新設)	<u>高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とす</u>

		<p>小) して見る 器械で、通常、焦点非結像系の光学系を持つもの。眼鏡フレームに固定された「掛けめがね式」と手に持って使用する「焦点調整式」の2種類がある。</p> <p>A 掛けめがね式 B 焦点調整式</p>		<p>る場合は、焦点調整式の上限価格の範囲内で必要な額を加算すること。</p>		<p>掛けめがね式</p>	36,700		る場合は、21,800円増しとする。
補聴器	高度難聴用ポケット型	<p>次のいずれかを満たすもの。 ① JIS C 5512—2000による。</p>	電池モールド	44,000	<p>5 上限価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。ただし、電池については補聴器購入時のみの付属品であり、修理による支給は認められないこと。</p>	<p>高度難聴用ポケット型</p> <p>① J I S C 5512—2000による。</p> <p>補聴器</p>	41,600	5 価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な	
	高度難聴用耳かけ型	<p>90デシベル最大出力音圧のピーカ値の表示値が140デシベル未満のもの。 90デシベル最大出力音圧の</p>		46,400			43,900		

		身体の障害の 状況により、 イヤモールド を必要とする 場合は、修理 基準の表に掲 げる交換の額 の範囲内で必 要な額を加算 すること。 ダンパー入り フックとした 場合は、 <u>250</u> 円増しとする こと。 平面レンズを 必要とする場 合は、修理基 準の表に掲げ る交換の額の 範囲内で必要 な額を、ま た、矯正用レ ンズ又は遮光 矯正用レンズ を必要とする 場合は、眼鏡		ピーク値が 125デシベル 以上に及ぶ場 合は出力制限 装置を付ける こと。 ② <u>J I S</u> <u>C 5512-</u> <u>2015</u> による。 90デシベル入 力最大出力音 圧レベルの最 大値（ピー ク）の公称値 が130デシベ ル未満のも の。 90デシベル入 力最大出力音 圧レベルの最 大値（ピー ク）の公称値 が120デシベ ル以上に及ぶ 場合は出力制 限装置をつける こと。		額を加算する こと。 ダンパー入り フックとした 場合は、 <u>240</u> 円増しとする こと。 平面レンズを 必要とする場 合は、修理基 準の表に掲げ る交換の額の 範囲内で必要 な額を、ま た、矯正用レ ンズ又は遮光 矯正用レンズ を必要とする 場合は、眼鏡 の修理基準の 表に掲げる交 換の額の範囲 内で必要な額 を加算するこ と。 重度難聴用耳 かけ型で受信 機、オーディ オシュー、ワ イヤレスマイ クを必要とす		
重度難 聴用ポ ケット 型	次のいずれか を満たすも の。 ① <u>JIS C</u>	電池 イヤ モール ド	59,000	の修理基準の 表に掲げる交 換の額の範囲 内で必要な額	重度難 聴用ポ ケット 型	次のいずれか を満たすも の。 ① <u>J I S</u>	電池 イヤ モール ド	55,800

重度難聴用耳かけ型 5512-2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ② <u>JIS C</u> 5512-2015による90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が130デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。	<u>71,200</u>	を加算すること。 重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオシュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。	重度難聴用耳かけ型 <u>C 5512-2000</u> による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ② <u>J I S</u> <u>C 5512-2015</u> による90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が130デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。	<u>67,300</u>	る場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。
--	---------------	--	--	---------------	--

	耳あな 型（レ ディメ イド）	高度難聴用ポ ケット型及びイヤ 高度難聴用耳 かけ型に準ず る。ただし、 耳あな 型 （オ ーダーメ イド）	電池 モール ド	92,000				耳あな 型（レ ディメ イド）	高度難聴用ポ ケット型及びイヤ 高度難聴用耳 かけ型に準ず る。ただし、 耳あな 型 （オ ーダーメ イド）	電池 モール ド	87,000		
			電池	144,900						電池	137,000		
	骨導式 ポケッ ト型	IEC 60118— 9 (1985) に よる。90デシ ベル最大 フォースレベ ルの表示値が 110デシベル 以上のもの。	電池 シーバー ^{ヘッド} バンド	74,100				骨導式 ポケッ ト型	IEC 60118— 9 (1985) に よる。90デシ ベル最大 フォースレベ ルの表示値が 110デシベル 以上のもの。	電池 シーバー ^{ヘッド} バンド	70,100		
	骨導式 眼鏡型		電池 平面レ ンズ	126,900				骨導式 眼鏡型		電池 平面レ ンズ	120,000		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			普通型	原則として折 りたたみ式で 大車輪が後方 にあるもの。 JIS T 9201 —2006又は JIS T 9201 —2016によ る。	身体の 障害の 状況に より、 クツ ショ ン、そ の他の 付属品 を必要 とする 場合 は、修	100,000	6	価格は、オ ーダーideon による製品 モジュラ一方 式による製品 (モジュール を組み立てる ことにより製 作でき、完成 後の微調整機 能を有するも の。) に適用 するものと
(削る)						車椅子							

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			理基準 の表に 掲げる		し、レディメ イドによる製 品について は、価格欄の 額の75%の範 囲内の額とす ること。 <small>じょくそう</small> 褥瘡のある <small>じょくそう</small> 者、褥瘡の 発生の危険性 のある者等が
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		リクラ イニン グ式普 通型	バックサポー トの角度を変 えることがで きるもの。そ の他は普通型 と同じ。	上と同 じ。	120,000
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		ティル ト式普 通型	座席とバック サポートが一 定の角度を維 持した状態で 角度を変える ことができる もの。その他 は普通型と同 じ。	上と同 じ。	148,000
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		リクラ イニン グ・ ティル ト式普	バックサポー トの角度を変 えることがで き、座席と バックサポー	上と同 じ。	173,000

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	通型	トが一定の角 度を維持した 状態で角度を 変えることが できるもの。 その他は普通 型と同じ。		るところによ るものと加算 すること。
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	手動リ フト式	座席の高さを上と同 じ。	232,000	身体の障害の 状況により、 その他の付属 品を必要とす る場合は、修 理基準の表に 掲げる交換の 額の範囲内で 必要な額を加 算すること。
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	普通型	できるもの。 その他は普通 型と同じ。		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	前方大 車輪型	原則として折 りたたみ式で あるもの。	100,000	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	リクラ イニン グ式前 方大車 輪型	バックサポー トの角度を変 えることができるもの。そ の他は前方大 車輪型と同じ。	120,000	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	片手駆 動型	原則として折 りたたみ式で あるもの。	117,000	
					片側にハンド リムを二重に 装着して、片 側上肢障害者 等が使用でき るもの。		

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る) (削る) (削る) (削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

リクラ イニン グ式片 手駆動 型	バックサポー トの角度を変 えることがで きるもの。そ の他は片手駆 動型と同じ。	上と同 じ。	133,600
レバー 駆動型	レバー 1 本で 駆動操舵がで き、片側上肢 障害者等が使 用できるも の。	上と同 じ。	160,500
手押し 型	原則として介 助者が押して 駆動するも の。(折りた たみ式又は非 折りたたみ 式) A 大車輪の あるもの B 小車輪だ けのもの	上と同 じ。 B	A 82,700 B 81,000
リクラ イニン グ式手 押し型	バックサポー トの角度を変 えることがで きるもの。そ の他は手押し 型Aと同じ。	上と同 じ。	114,000
ティル ト式手	座席とバック サポートが一 じ。	上と同 じ。	128,000

	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)				
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			

	(削る)		(削る)		普通型 (6 km /h)	の他の 付属品 を必要 とする 場合 は、修 理基準 の表に 掲げる ものを 付属品 とす る。	329, 000	ンカバーの交 換の額の範囲 内で必要な額 を加算するこ と。 体幹筋力の低 下等により、 座位保持装置 の完成用部品 (支持部 (骨 盤・大腿 部) をクッ ションとして 用いる必要が ある場合に は、別に定め るところによ るものも加算 すること。	
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る) (削る) (削る) (削る)	簡易型	車椅子に電動 駆動装置や制 御装置を取り 付けた簡便な もの。	A 電動装 置以外の車椅 子部分 は購入 基準に 掲げる 額の範 囲内で 必要な 額を加 算する B	157, 500 212, 500	外部充電器を 必要とせず当 該機能を内蔵 する場合は 30, 000円を、 外部充電器を 必要とする場 合は修理基準 の表に掲げる 交換の額の範 囲内で必要な 額を加算する

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

式 駆動人 力を電動力 で補助する ことが可能 るもの。 その他は車椅 子の普通型に 準ずる。	こと。 外部充 電器 バッテ リー 電動装 置以外 は、車 椅子の 普通型 に準ず る。	こと。
リクラ イニン グ式普 通型	バックサポー トの角度を変 えることがで きるもの。そ の他は普通型 と同じ。	バッテリーの 価格は、修理 基準の表に掲 げるバッテ リー交換（マ イコン内蔵型 に係るものを 含む。）の額 の範囲内で必 要な額を加算 すること。ま た、ACサー ボモーター式 を必要とする 場合は20,000 円増しとする こと。
電動リ クライ ニング 式普通 型	電気でバック サポートの角 度を変えるこ とができるも の。その他は 普通型と同 じ。	身体の障害の 状況により、 その他の付属 品を必要とす る場合は、電 動車椅子の修 理基準の表に 掲げる交換の 額の範囲内で 必要な額を加 算すること。
電動リ フト式 普通型	電気で座席の 高さを変える ことができる もの。その他 は普通型と同 じ。	725,100

	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)					
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)					
座位 保持 椅子	機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、座位を保持することを可能に		26,100	3	児童に限る。机上用の盤を取り付ける場合は <u>6,000円</u> 増しとすること。座面に軟性の内張りを付した場合は	電動 ティル ト式普 通型	電気で座席と上と同 バッックサポートが一定の角 度を維持した状態で角度を 変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同 じ。	582,600
						電動リ クライ ニン グ・ ティル ト式普 通型	電気でバッックサポートの角 度を変えることができ、座席とバッックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同 じ。	1,016,100
						座位 保持 椅子	機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 アルミ ニウム 笪 スポンジ又は		24,300
								3	障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は <u>5,600円</u> 増しとすること。 座面に軟性の内張りを付し

		する機能を有する椅子で、車載用のものも含むこと。		5,350円増しとすること。車載用のものは、オーダーメイド又はレディメイドにかかわらず、43,800円増しとすること。		ウレタン 人工皮 革又は布製のカバー 外装—ニス塗装		た場合は5,000円増しとすること。車載用のものは40,700円増しとすること。
起立保持具		下肢及び上肢、体幹の発達を補助する目的で、立位姿勢を保持するもの	31,700	3児童に限る。	起立保持具	機能障害の状況に適合させること。 箱形とすること。 主材料—木材 外装—ニス塗装	27,400	3障害児に限る。
歩行器		IIS T 9264-2012又はJIS T 9265-2019による。			歩行器	(新設) 六輪型 前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。 四輪型(腰掛け付) 前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	63,100 39,600	5
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	70,000	5				
	四輪型(腰掛け付)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	43,900		腰掛け付とは、休息用のシートが付いたもののをいう。			

	四輪型 (腰掛けなし)	上と同じ。		<u>43,900</u>	サドル (歩行中に体重を支える座)・テーブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは67,700円増しとすること。後方支持型のものは23,300円増しとすること。		四輪型 (腰掛けなし)	上と同じ。		<u>39,600</u>	サドル・テブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは61,000円増しとすること。後方支持型のものは21,000円増しとすること。
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		<u>37,700</u>			三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		<u>34,000</u>	
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		<u>29,900</u>			二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		<u>27,000</u>	
	固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの		<u>24,400</u>			固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。		<u>22,000</u>	
	交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの		<u>33,300</u>			交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。		<u>30,000</u>	

頭部保持具	座位保持椅子等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの		7,550	3児童に限る。	頭部保持具	座位保持椅子等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの。		7,100	3障害児に限る。	
排便補助具	排便を補助するものであつて、パッド等を装着することにより、又は背もたれ及び腰掛を有する椅子状のものであることにより、座位を保持しつつ、排便をすることを可能にする機能を有するもので、持ち運びが可能なものに限ること。		10,000	2児童に限る。	排便補助具	普通便所で排便が困難な場合に用い、座位排便が容易となるよう機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 外装—ペンキ 塗装		10,000	2障害児に限る。	
歩行補助つえ	松葉づえ 1本の脚部と脇当て及び2本の側弓の間に一つの握り部を有するもの 主体—木材	夜光材 A 3,800 B 3,800	2	夜光材付とした場合は、470円（全面夜光材付とした場合1,350円）増しとすること。	歩行補助つえ	松葉づえ (新設) 歩行補助つえ 主体—木材	夜光材 A 3,300 B 3,300	2	夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合1,200円）増しとすること。	

		(十分な強度を有するもの) (削る)		価格は1本当たりのものであること。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は <u>300円</u> 増しとすること。		(十分な強度を有するもの) 脇当ースポンジ又はウレタン製の枕 皮革、人工皮革又は布製のカバー		価格は1本当たりのものであること。外装に白色又は黄色ラッckerを使用した場合は <u>260円</u> 増しとすること。
		(削る)				外装ニス塗装		
		A 普通型				A 普通型		
		B 伸縮型				B 伸縮型		
		1本の脚部と脇当て及び2本の側弓の間に一つの握り部を有するものの 主体—軽金属 (削る)	A B	4,600 5,150	4	(新設)	A B	4,000 4,500
		(削る)				主体—軽金属 脇当—合成軟質樹脂 握り部分—合成軟質樹脂		

		(削る)			
		A 普通型			
		B 伸縮型			
カナ ディア ン・ク ラッチ	1 本の脚部と 一つの握り 部、上腕カフ 及び時当てを 有するもの	夜光材	10,000	4	

		外装一塗装な し			
		A 普通型			
		B 伸縮型			
カナ ディア ン・ク ラッチ	主体一アルミ ニウ ム、鋼 管 上部 4 段間隔 以上、下部 9 段間隔以上の 調節装置を付 けるものとす る。 腕支持器 一アル ミニウ ム鑄物 及びス テンレ ス鋼板 握り部分 一アル ミニウ ム鑄物 及びゴ ム 外装一塗装な し	夜光材	8,700	4	
ロフス トラン	1 本の脚部と 一つの握り	夜光材	10,000	4	

	ド・ク ラッチ	部、前腕カフ を有するもの					ド・ク ラッチ	に準ずる。					
	多脚つ え	3本以上の脚 と握りと有 するもの JIS T 9267 -2020によ る。	夜光材	7,600	4		多脚つ え	つえの下部に 三本以上の脚 を有するも の。 JIS T 9267 -2020によ る。	夜光材	6,600	4		
	プラッ トホー ム杖	1本の脚部と 一つの特殊な 形の握り部、 水平の前腕支 持部を有する もの	夜光材	27,600	4		プラッ トホー ム杖	カナディア ン・クラッチ に準ずる。	夜光材	24,000	4		
重度 障害 者用 意思 伝達 装置	文字等 走査入 力方式	意思伝達機能 を有するソフ トウェアが組 み込まれた専 用機器である こと。文字盤 又はシンボル 等の選択によ り、 る意思の表示 等の機能を有 する簡易なも の	プリン タ (必 要に応 じて) 身体の こと。文字盤 又はシンボル 等の選択によ り、 る意思の表示 等の機能を有 する簡易なも の	152,700	5	プリンタを必 要としない場 合は、15,000 円減じた額と すること。 (略)	重度 障害 者用 意思 伝達 装置	文字等 走査入 力方式	意思伝達機能 を有するソフ トウェアが組 み込まれた専 用機器である こと。文字盤 又はシンボル 等の選択によ り、 る意思の表示 等の機能を有 する簡易なも の。	プリン タ (必 要に応 じて) 身体の こと。文字盤 又はシンボル 等の選択によ り、 る意思の表示 等の機能を有 する簡易なも の。	143,000	5	プリンタを必 要としない場 合は、15,000 円減じた価格 とすること。 (略)

		掲げる ものを 付属品 とす る。				掲げる ものを 付属品 とす る。	
簡易な環境 制御機能が 付加された もの	プリン タ (必 要に応 じて) 身体の 障害の 状況に より、 その他 の付属 品を必 要とす る場合 は、修 理基準 の表に 掲げる ものを 付属品 とす る。	203,900				簡易な環境 制御機能が 付加された もの	上と同じ。 191,000
高度な環境 制御機能が 付加された もの	遠隔制 御装置 プリン タ (必 要に応 じて)	480,600				高度な環境 制御機能が 付加された もの	遠隔制 御装置 その他 は上と 同じ。 450,000

じて)
身体の
障害の
状況に
より、
その他
の付属
品を必
要とす
る場合
は、修
理基準
の表に
掲げる
ものを
付属品
とす
る。

通信機能が
付加された
もの

プリン
タ(必
要に応
じて)
身体の
障害の
状況に
より、
その他
の付属
品を必
要とす
る場合

通信機能が
付加された
もの

上と同
じ。

		は、修 理基準 の表に 掲げる ものを 付属品 とす る。					
生体現 象方式	生体信号の検 出装置及び解 析装置	身体の 障害の 状況に より、 付属品 を必要 とする 場合 は、修 理基準 の表に 掲げる ものを 付属品 とす る。	480,600				

備考

- 1 本表の上限価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。
- 2 借受け基準

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。
- 2 借受け基準

(1) 義肢、装具及び姿勢保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品、装具用部品及び姿勢保持装置用部品の基準額については、当該完成用部品の耐用年数の3分の2を償却期間として設定し、別に定める上限価格を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とすること。

(2) その他

種目	名 称	定 義	付属品	上限価格 円	備 考
座位保持椅子		機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、座位を保持することを可能にする機能を有する椅子で、車載用のものも含むこと。		1,050	児童に限る。 机上用の盤を取り付けた場合は、250円増しとすること。座面に軟性の内張りを付した場合は、220円増しとすること。 車載用のものは、オーダーメイド又はレディメイドにかわらず、1,800円増しとすること。
歩	JIS T 9264-2012又はJIS T 9265-2019による。				

(1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品、装具用部品及び座位保持装置用部品の基準額については、当該完成用部品の耐用年数の3分の2を償却期間として設定し、別に定める価格を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とすること。

(2) その他

種目	名 称	基本構造	付属品	価 格 円	備 考
		機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 アルミニウム管 スポンジ又はウレタン人工皮革又は布製のカバー 外装—ニス塗装		1,010	障害児に限る。 机上用の盤を取り付けた場合は、170円増しとすること。座面に軟性の内張りを付した場合は、120円増しとすること。 車載用のものは840円増しとすること。
歩行	(新設)				

	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		<u>1,750</u>			器	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		<u>1,570</u>	
	四輪型 <u>(腰掛け付き)</u>	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		<u>1,050</u>	腰掛け付きとは、休息用のシートが付いたものをいう。			四輪型 <u>(腰掛け付</u> け付 き)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		<u>990</u>	(新設)
	四輪型 <u>(腰掛けなし)</u>	上と同じ。		<u>1,050</u>	サドル(歩行中に体重を支える座)・テーブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは、 <u>1,650円</u> 増しとすること。 後方支持型のものは、 <u>580円</u> 増しとすること。			四輪型 <u>(腰掛けな</u> なし)	上と同じ。		<u>990</u>	サドル・ テーブル付 きのもの又 は胸郭支持 具若しくは 骨盤支持具 付きのもの は、 <u>1,520円</u> 増しとすること。
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車と		<u>940</u>				三輪型	前一輪、後二輪の三輪車と		<u>850</u>	後方支持型 のものは、 <u>520円</u> 増しと すること。

		し、前輪を自在車輪とすること。				し、前輪を自在車輪とすること。		
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		740		二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。	670
	固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて <u>移動させる</u> もの		610		固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて <u>移動させる</u> もの。	550
	交互型	四脚を有し、両二脚を交互に <u>移動させる</u> もの		830		交互型	四脚を有し、両二脚を交互に <u>移動させる</u> もの。	750
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する <u>簡易なもの</u>	プリンタ (必要に応じて) 身体の障害の状況により、他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものの付属品とする。	3,800	プリンタを必要としない場合は、370円減じた額とすること。 ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフト	重度障害者用意思伝達装置	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する <u>簡易なもの</u> 。	3,570 プリンタを必要としない場合は、370円減じた価格とすること。 ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフト

				ウェアが組み込まれた専用機器及び				ウェアが組み込まれた専用機器及
<u>簡易な環境制御機能が付加されたもの</u>	<u>プリンタ (必要に応じて)</u> <u>身体の障害の状況により、その他他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。</u>	<u>5,050</u>		びプリンタ(必要に応じて)により構成されたものであること。 簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インターフェースを通して機器に送信することで、当		<u>簡易な環境制御機能が付加されたもの。</u>	<u>上と同じ。</u>	<u>4,770</u> びプリンタ(必要に応じて)により構成されたものであること。 簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インターフェースを通して機器に送信することで、当
<u>高度な環境制御機能が付加されたもの</u>	<u>遠隔制御装置</u> <u>プリンタ (必要に応じて)</u> <u>身体の障害の状況により、その他他の付属品を必要とする</u>	<u>12,000</u>		該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境		<u>高度な環境制御機能が付加されたもの。</u>	<u>遠隔制御装置その他は上と同じ。</u>	<u>11,250</u> 該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境

		場合は、修理基準の表に掲げるものの付属品とする。	制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インターフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み TRADE でいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成し		通信機能が付加されたものとは、遠隔制御装置その他は上と同じ。		制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インターフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成し
--	--	--------------------------	---	--	--------------------------------	--	--

生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	身体の障害の状況により、付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	12,000	た伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み TRADES イングものであること。 生体现象方式とは、生体现象（脳波や脳の血流量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。	生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	11,250	た伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み TRADES イングものであること。 生体现象方式とは、生体现象（脳波や脳の血流量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。
--------	-----------------	---	--------	---	--------	-----------------	----------------------	--------	---

備考

本表の上限価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

3 修理基準

(1) 義肢一般構造義肢

修理項目	上限価格
------	------

備考

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

3 修理基準

(1) 義肢一般構造義肢

修理項目	価格
------	----

ア ソケットの交換	<p>ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)の購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができること。</p>	ア ソケットの交換	<p>1の(1)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。</p>
イ ソフトインサートの交換	<p>ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、1の(1)のエの(イ)のソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、ソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。</p>	イ ソフトインサートの交換	<p>1の(1)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。</p>
ウ 支持部の交換	<p>交換した支持部ごとの1の(1)のエの(ウ)の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。</p>	ウ 支持部の交換	<p>交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。</p>
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	<p>交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。</p>	エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	<p>交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。</p>
オ 外装の更新	<p>外装の更新の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。</p>	オ 外装の交換	<p>交換した外装の価格をもって修理価格とすること。</p>
カ 完成用部品の交換	<p>3の(1)のカに掲げる上限価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、外付けバッテリ、バッテリーボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合は、1の(1)のオに掲げる額をもって修理</p>	カ 完成用部品の交換	<p>3の(1)のカに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、外付けバッテリー、バッテリーボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合は、1の(1)のオに掲げる額をもって修理</p>

	価格の上限額とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に <u>8,000円</u> をもって修理価格の上限額とすること。
(注)	1・2 (略)

ア ソケットの交換

ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)のウの基本価格に1の(1)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(1)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として5,600円増しとすること。

(ア) 複製価格

名称	採型区分	型式	上限価格 円	備考
義手用	A—1	能動式	37,200	全ての型式において、肩甲
		電動式	63,900	胸郭間切断用は、15,000円
		その他	27,400	増しとすること。
	A—2	能動式	34,800	全ての型式において、吸着
		電動式	59,200	式は、29,600円増しとする
		その他	31,100	こと。
	A—3	能動式	32,000	全ての型式において、吸着
		電動式	53,900	式は、29,600円増しとする
		その他	28,200	こと。

	価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に <u>7,600円</u> をもって修理価格とすること。
(注)	1・2 (略)

ア ソケットの交換

(新設)

(ア) 基本価格及び複製価格

名称	採型区分	型式	価 格		備考
			基本価格	複製価格	
義手用	A—1	装飾用	41,400	25,900	肩甲胸郭間切断用
		作業用	41,400	25,900	は、14,200円増しと
		能動式	53,200	35,200	すること。
		電動式	91,100	60,400	
A—2		装飾用	44,000	29,400	吸着式は、28,000
		作業用	44,000	29,400	円増しとすること。
		能動式	50,700	32,900	
		電動式	84,600	56,000	
A—3		装飾用	41,600	26,700	吸着式は、28,000
		作業用	41,600	26,700	円増しとすること。
		能動式	46,900	30,300	
		電動式	77,100	51,000	

義足用	A—4	<u>能動式</u>	27,700	全ての型式において、顆上
	A—4	<u>電動式</u>	47,900	懸垂式は、14,800円増しと
	A—4	<u>その他</u>	25,100	すること。
				スプリットソケットは、
				22,200円増しとすること。
	A—5	<u>能動式</u>	27,100	
	A—5	<u>電動式</u>	46,800	
	A—5	<u>その他</u>	22,700	
	A—6	<u>能動式</u>	13,800	
	A—6	<u>電動式</u>	25,700	
	A—6	<u>その他</u>	8,650	
	B—1		205,100	片側骨盤切断用は、20,100円増しとすること。
	B—2	<u>差込式</u>	48,000	短断端切断用キップシャフ
	B—2	<u>ライナー式</u>	76,500	トは、57,200円増しとすること。
	B—2	<u>吸着式</u>	77,800	坐骨収納型ソケットは、62,100円増しとし、チェックソケット加算ができること。
	B—3	<u>差込式</u>	46,700	大腿支柱付きは、27,200円
	B—3	<u>ライナー式</u>	69,100	増しとすること。
	B—3	<u>吸着式</u>	70,400	
	B—4	<u>差込式</u>	42,500	大腿支柱付きは、27,200円
	B—4	<u>P T B式</u>	46,200	増しとすること。
	B—4	<u>P T S式</u>	56,000	
	B—4	<u>K B M式</u>	56,000	
	B—4	<u>T S B式</u>	46,200	

義足用	A—4	<u>装飾用</u>	42,800	顆上懸垂式は、
	A—4	<u>作業用</u>	42,800	14,000円増しとする
	A—4	<u>能動式</u>	44,400	こと。
	A—4	<u>電動式</u>	68,500	スプリットソケット
	A—4			トは、21,000円増し
	A—5	<u>電動式</u>	67,100	とすること。
	A—6	<u>電動式</u>	36,800	24,300
	B—1	<u>受皿式</u>	113,100	片側骨盤切断用
	B—1	<u>カナダ式</u>	113,100	は、19,000円増しと
	B—1			すること。
	B—2	<u>差込式</u>	74,800	短断端切断用キッ
	B—2	<u>ライナー式</u>	121,100	プシャフトは、
	B—2	<u>吸着式</u>	167,500	54,100円増しとする
	B—2			こと。
	B—3	<u>差込式</u>	74,800	坐骨収納型ソケッ
	B—3	<u>ライナー式</u>	95,900	トは、58,700円増し
	B—3	<u>吸着式</u>	142,300	とすること。
	B—4	<u>差込式</u>	60,700	大腿支柱付きは、
	B—4	<u>P T B式</u>	84,600	25,800円増しとする
	B—4	<u>P T S式</u>	100,900	こと。
	B—4	<u>K B M式</u>	103,700	
	B—4	<u>T S B式</u>	84,600	

(注)

- 1 (略)
- 2 チェックソケット加算はできないこと。

(削る)

(削る)

(イ) ソケットの価格

1 の(1)のエの(ア)のソケットに準じ、ソケットの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

(削る)

(注)

- 1 (略)
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できること。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

(イ) ソケットの価格

(新設)

名 称	採 型 区 分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド	11,700	
		皮 革	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	21,900	
		熱可塑性樹脂	5,450	

	<u>熱可塑性樹脂</u> <u>(電動式)</u>	<u>6,000</u>
A—2	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 (電動式)	10,300 12,600 14,700 15,200 7,100 7,550
A—3	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 (電動式)	10,300 13,600 14,700 15,200 5,050 5,550
A—4	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂	9,100 12,400 14,400 14,800 4,950 5,450

		(電動式)	
	A—5	熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 (電動式)	13,700 14,100 7,600 7,600
	A—6	熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 (電動式)	11,100 11,500 7,350 7,350
義足用	B—1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	23,100 37,900 15,900
	B—2	木製 アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	51,600 15,400 20,200 29,400 17,300
	B—3	アルミニウム	15,700

エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。
二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができるること。
主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとすること。

		ム、セルロイ ド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	ケットは、16,300円 増しとすること。 <u>二重式ソケット</u> は、内ソケットの使 用材料の価格を加算 することができるこ と。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂注 型を行う場合は、 17,600円増しとす ること。
B—4	アルミニウ ム、セルロイ ド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,300 18,300 26,600 13,900	エアクッションソ ケットは、14,800円 増しとすること。 <u>二重式ソケット</u> は、内ソケットの使 用材料の価格を加算 することができるこ と。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂注 型を行う場合は、 6,950円増しとす ること。
(注) 電動義手における筋電電極の交換を伴わないソケット交換の 場合には、4,400円増しとすること。			
イ ソフトインサートの交換			

イ ソフトインサートの交換

名称	採型区分	使用材料	上限価格	備考	
			円		
義手用	A—1	皮革	13,000		
		軟性発泡樹脂	17,400		
		皮革・軟性発泡樹脂	21,400		
	A—2	皮革	11,700		
		軟性発泡樹脂	16,700		
		皮革・軟性発泡樹脂	18,600		
	A—3	皮革	11,700		
		軟性発泡樹脂	16,500		
		皮革・軟性発泡樹脂	18,500		
	A—4	皮革	10,700		
		軟性発泡樹脂	15,400		
		皮革・軟性発泡樹脂	17,600		
	A—5	皮革	11,200		
		軟性発泡樹脂	16,600		
		皮革・軟性発泡樹脂	19,100		
義足用	B—1	皮革	15,600		
		軟性発泡樹脂	22,700		
		皮革・軟性発泡樹脂	26,500		
B—2		皮革	14,100		
		軟性発泡樹脂	22,700		

名称	採型区分	使用材料	価 格	備 考	
			円		
義手用	A—1	皮 製	4,700		
		軟性発泡樹脂	4,800		
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100		
	A—2	皮 製	4,150		
		軟性発泡樹脂	4,650		
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750		
	A—3	皮 製	4,150		
		軟性発泡樹脂	4,650		
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750		
	A—4	皮 製	4,050		
		軟性発泡樹脂	4,650		
		皮革・軟性発泡樹脂	7,500		
	A—5	皮 製	4,050		
		軟性発泡樹脂	4,650		
		皮革・軟性発泡樹脂	7,500		
義足用	B—1	皮 製	7,000		
		軟性発泡樹脂	5,300		
		皮革・軟性発泡樹脂	10,600		
B—2		皮 製	5,400		
		軟性発泡樹脂	4,950		

	皮革・軟性発泡樹脂	26,100			皮革・軟性発泡樹脂	7,000	24,700
	皮革・フェルト	17,700			皮革・フェルト	9,700	16,800
	シリコーン	46,500			シリコーン	44,000	44,000
B-3	皮革	12,800			B-3	皮 草	6,050
	軟性発泡樹脂	22,000				軟性発泡樹脂	5,100
	皮革・軟性発泡樹脂	26,400				皮革・軟性発泡樹脂	9,650
	皮革	18,800				シリコーン	10,700
	シリコーン	50,100				シリコーン	47,400
B-4	皮革	11,700			B-4	皮 草	4,450
	軟性発泡樹脂	17,500				軟性発泡樹脂	4,750
	皮革・軟性発泡樹脂	19,100				皮革・軟性発泡樹脂	7,200
	皮革	16,200				樹脂	8,350
	シリコーン	40,000				シリコーン	37,900
B-5	皮革	10,700			B-5	皮 草	4,700
	軟性発泡樹脂	17,900				軟性発泡樹脂	7,600
	皮革・軟性発泡樹脂	19,200				皮革・軟性発泡樹脂	8,250
	皮革	9,050	下腿部支持式につ		B-6	皮 草	3,000
	軟性発泡樹脂	15,800	いては、6,550円			皮 草	4,700
	皮革・軟性発泡樹脂	17,600	増しとすること。		(下腿部支持式)		
B-6					軟性発泡樹脂	3,400	
					軟性発泡樹脂	7,600	
					(下腿部支持式)		
					皮革・軟性発泡樹脂	6,000	
					樹脂	8,250	
					(下腿部支持式)		

B—7	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹 脂	7,600 14,300 16,100
-----	-------------------------------	---------------------------

(注)

1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。

2 (略)

ウ 支持部の交換

1の(1)のエの(ウ)の支持部に準じ、支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができる。

B—7	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹 脂	2,300 2,700 4,650	7,200 13,600 15,300
-----	--------------------------------	-------------------------	---------------------------

(注)

1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。

2 (略)

ウ 支持部の交換

名称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	装飾用	肩 部		9,000	
	能動式	上腕部	アルミニウム、 セルロイド	8,050	
	作業用		熱硬化性樹脂	24,900	
		前腕部	アルミニウム、 セルロイド	10,300	
			熱硬化性樹脂	20,600	
	作業用 (幹部 使用)	上腕部		8,050	肩義手用及び上 腕義手用に幹部を 使用する場合に限 ること。
		前腕部		10,300	前腕義手用に幹 部を使用する場合 に限ること。
	電動式	肩 部	熱硬化性樹脂	10,900	
		上腕部	熱硬化性樹脂	30,800	
		前腕部	熱硬化性樹脂	25,300	
		手 部	熱硬化性樹脂	25,300	
義足用	常 用	股 部		10,800	

作業用	大腿部	木製	33,900	
		アルミニウム、	32,400	
		セルロイド		
		熱硬化性樹脂	33,900	
	下腿部	木製	33,300	
		アルミニウム、	29,900	
		セルロイド		
		熱硬化性樹脂	33,300	
	足 部	軟性発泡樹脂	15,200	
	作業用 (鉄脚 使用)	大腿部	62,900	股義足用及び大 腿義足用に鉄脚を 使用する場合に限 ること。
		下腿部	29,900	下腿義足用に鉄 脚を使用する場合 に限ること。

(注)

- 1 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限
り、足部を加えることができること。
- 2 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合
は、支持部に外装を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整
えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、
9,400円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整
えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を
行う場合は、11,100円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。
- 6 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理
部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただ

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

区分	交 換 部 品	作業上限価格		備 考
		円	格	
義手用ハーネス	一式交換	4,950	義手用ハーネスの修	
	(削る)	(削る)	理価格は、交換部品	
	(削る)	(削る)	ごとに1の(1)のエの	
	(削る)	(削る)	(エ)に掲げる額を加	
	(削る)	(削る)	算したものと上限額	
	上腕カフ (三頭筋パッド)	3,500	とすること。ただし	
	交換		し、1の(1)のエの	
	その他の交換	1,900	(エ)に掲げられていないものの修理は、	
			作業上限価格をもつて修理価格の上限額	
			とすること。	
義足懸垂用部品	一式交換	4,950	義足懸垂用部品の修	
	肩吊り帶交換	4,800	理価格は、交換部品	
	腰バンド交換	3,850	ごとに1の(1)のエの	
	横吊帶交換	4,050	(エ)に掲げる額を加	
	義足用股吊帶交換 (1本)	2,050	算したものと上限額	
	その他の交換	2,900	とすること。ただし	
			(エ)に掲げられていないもの	

し、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができる。

- 7 ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
- 8 ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交 換 部 品	基本価格		備 考
		円	格	
義手用ハーネス	一式交換	4,700	(新設)	
	美錠締革交換	1,800		
	美錠留革交換	1,900		
	たわみ式肘継手交換	1,750		
	前方支持バンド交換	1,750		
	上腕カフ (三頭筋パッド)	3,350		
	(新設)			
義足懸垂用部品	一式交換	4,700		
	肩吊り帶交換	4,550		
	義足用股吊帶交換	1,950	価格は、1本当たり	
	位置革交換	3,200	のものであること。	
	腰バンド交換	3,650		
	横吊帶交換	3,850		
	美錠締革交換	2,600		

		ないものの修理は、 作業上限価格をもつ て修理価格とするこ と。	美錠留革交換 金具部品交換	2,300 3,000	価格は、1か所当た りのものであるこ と。
断端袋	上腕用 前腕用 大腿用 下腿用	3,350 年間の上限額である 3,550 ため、特性、数量に 5,550 かかわらず、当該額 5,900 の範囲で一括支給す ることができるこ と。	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設)
(削る)					

(注)

- 1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基
本価格に、使用部品ごとに1の(1)のエの(イ)に掲げる額を
加算したものとすること。ただし、1の(1)のエの(イ)に掲げ
られていないものの修理は、基本価格をもって修理価格と
すること。
- 2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含
むものであること。

才 外装の更新

名 称	外装部 位	使用材料等	上限価格 円	備 考
義手用	肩 部	皮 革	7,550	
		プラスチック	21,200	
		塗 装	4,400	
	上腕部	皮 革	8,100	
		プラスチック	21,200	
		塗 装	4,400	
	前腕部	皮 革	8,100	
		プラスチック	17,100	
		塗 装	4,400	
義足用	股 部	皮 革	11,200	

才 外装の交換

名 称	外装部 位	使用材料等	価 格 円	備 考
義手用	肩 部	皮 革	7,150	
		プラスチック	20,100	
		塗 装	4,200	
上腕部		皮 革	7,700	
		プラスチック	20,100	
		塗 装	4,200	
前腕部		皮 革	7,700	
		プラスチック	16,200	
		塗 装	4,200	
義足用	股 部	皮 革	10,600	

	プラスチック 塗 装	<u>20,500</u> <u>5,000</u>	
大腿部	皮 革 プラスチック 塗 装	<u>9,000</u> <u>20,500</u> <u>5,000</u>	
下腿部	皮 革 プラスチック 塗 装	<u>9,800</u> <u>18,300</u> <u>5,000</u>	
足 部	表 革 裏 革 塗 装	<u>7,600</u> <u>6,150</u> <u>6,250</u>	
	リアルソックス	<u>2,400</u>	リアルソックス
			は、完成用部品を
			加えることができ ること。

力 完成用部品の交換

ここに掲げる価格は作業にかかる価格であること。完成用部品を加えることができる。

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 換 部 品	上限価格 円	備 考
義手用	肩継手部品	<u>17,800</u>	
	肘継手部品	<u>10,600</u>	
	手継手部品	<u>4,050</u>	
義足用	股継手部品	<u>20,800</u>	
	膝継手部品	<u>18,000</u>	
	足継手部品 (削る)	<u>4,050</u> (削る)	
	溶接	<u>10,500</u>	(略)

(注)

1 継手のうち支柱の交換は、右又は左の一側を1単位とす

	プラスチック 塗 装	<u>19,400</u> <u>4,750</u>	
大腿部	皮 革 プラスチック 塗 装	<u>8,550</u> <u>19,400</u> <u>4,750</u>	
下腿部	皮 革 プラスチック 塗 装	<u>9,300</u> <u>17,300</u> <u>4,750</u>	
足 部	表 革 裏 革 塗 装	<u>7,200</u> <u>5,850</u> <u>5,950</u>	
	リアルソックス	<u>2,300</u>	リアルソックス
			は、完成用部品を
			加えることができ ること。

力 完成用部品の交換

(新設)

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義手用	肩継手部品	<u>16,900</u>	
	肘継手部品	<u>10,100</u>	
	手継手部品	<u>3,850</u>	
義足用	股継手部品	<u>19,700</u>	
	膝継手部品	<u>17,100</u>	
	足継手部品	<u>3,850</u>	
	前留金具部品	<u>9,800</u>	
溶接		<u>10,000</u>	(略)

(注)

1 筋金交換は、右又は左の一側を1単位とす

ること。

2 ブロック継手を交換する場合で、アライメント調整が必要な場合は、ウの支持部の交換を加えることができるこ
と。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名 称	交 換 部 品	上限価格 円	備 考
義手用	肩義手部品	4,950	
	肘ブロック継手部品	6,650	
	肘ヒンジ継手部品	3,750	
	手継手部品	3,650	
	手先具部品	3,000	
	コントロールケーブル 部品	3,150	
	電極部品	1,250	
	接続ケーブル部品	1,250	
義足用	股継手部品 (削る)	5,150 (削る)	
	膝継手部品	3,000	
	足部部品	3,250	
	作業用スプリング	2,000	
	作業用足部裏ゴム	2,900	
	吸着式バルブ (削る)	6,300 (削る)	
	溶 接	2,150	(略)

(注)

- 1 (略)
- 2 部品交換の上限価格に、外装の額を加算することができ
ないものとすること。

(2) 義肢一骨格構造義肢

修 理 項 目	上 限 価 格

2 ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところに
よるものとすること。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義手用	肩義手部品	4,700	
	肘ブロック継手部品	6,300	
	肘筋金部品	3,550	
	手継手部品	3,450	
	手先具部品	2,850	
	コントロールケーブル 部品	3,000	
	電極部品	1,200	
	接続ケーブル部品	1,200	
義足用	股継手部品	4,900	
	膝ブロック部品	6,500	
	膝筋金部品	2,850	
	足部部品	3,100	
	作業用スプリング	1,900	
	作業用足部裏ゴム	2,750	
	吸着式バルブ 前留金具部品	6,000 4,200	
溶 接		2,050	(略)

(注)

- 1 (略)
- 2 部品交換の基本価格に、外装の額を加算することができ
ないものとすること。

(2) 義肢一骨格構造義肢

修 理 項 目	価 格

ア ソケットの交換	ソケットを新たに製作する場合は、1の(2)の購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、1の(2)のイの採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができること。	ア ソケットの交換	<u>1の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。</u>
イ ソフトインサートの交換	ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、1の(2)のエの(イ)のソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、ソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。	イ ソフトインサートの交換	<u>1の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。</u>
ウ 支持部の交換	交換した支持部ごとの1の(2)のエの(ウ)の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。	ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。	エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	外装の交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。	オ 外装の交換	交換した外装の価格に、1の(2)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、 <u>2,900円</u> を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、	カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、 <u>2,750円</u> を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、 <u>KBMウェッ</u>

	KBMウェッジ、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)の才に掲げる額をもって <u>修理価格の上限額</u> すること。		ジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)の才に掲げる額をもって <u>修理価格</u> とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に <u>8,000円</u> をもって <u>修理価格の上限額</u> すること。	キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に <u>7,600円</u> をもって <u>修理価格</u> すること。
(注)	(注) 1～3 (略)		
ア ソケットの交換	ア ソケットの交換 ソケットを新たに製作する場合は、1の(2)のウの基本価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(2)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として5,600円増しとすること。		

ア ソケットの交換

ソケットを新たに製作する場合は、1の(2)のウの基本価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(2)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として5,600円増しとすること。

(ア) 複製価格

名 称	採 型 区 分	型 式	上限価格 円	備 考
義手用	A—1	能動式	37,200	全ての型式において、肩甲
		その他	27,400	胸郭間切断用は、15,000円増しとすること。
	A—2	能動式	34,800	全ての型式において、吸着
		その他	31,100	式は、29,600円増しとすること。
	A—3	能動式	32,000	全ての型式において、吸着

(注)	(注) 1～3 (略)	
ア ソケットの交換	 (新設)	

(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採 型 区 分	型 式	価 格		備 考
			基 本 価 格	複 製 価 格	
義手用	A—1	裝飾用	41,400	25,900	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
	A—2	裝飾用	44,000	29,400	吸着式は、28,000円増しとすること。
	A—3	裝飾用	42,800	23,800	顆上懸垂式は、

		<u>その他</u>	28,200	式は、29,600円増しとすること。
	A—4	<u>能動式</u> <u>その他</u>	27,700 25,100	全ての型式において、頸上懸垂式は、14,800円増しとすること。 スプリットソケットは、22,200円増しとすること。
義足用	B—1		205,100	片側骨盤切断用は、20,100円増しとすること。
	B—2	<u>差込式</u> <u>ライナー式</u> <u>吸着式</u>	48,000 76,500 77,800	短断端切断用キップシャフトは、57,200円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、62,100円増しとし、チェックソケット加算ができること。
	B—3	<u>差込式</u> <u>ライナー式</u> <u>吸着式</u>	46,700 69,100 70,400	
	B—4	<u>差込式</u> <u>P T B式</u> <u>PTS式</u> <u>KBM式</u> <u>T S B式</u>	42,500 46,200 56,000 56,000 46,200	大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。
	B—5	<u>差込式</u> <u>有窓式</u>	44,400 48,200	

(注)

1 (略)

					14,000円増しとすること。
					スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
義足用	B—1	<u>カナダ式</u>	113,100	65,300	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
	B—2	<u>差込式</u> <u>ライナー式</u> <u>吸着式</u>	74,800 121,100 167,500	45,400 72,400 73,600	短断端切断用キップシャフトは、54,100円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
	B—3	<u>差込式</u> <u>ライナー式</u> <u>吸着式</u>	74,800 95,900 142,300	44,200 65,400 66,600	
	B—4	<u>差込式</u> <u>P T B式</u> <u>PTS式</u> <u>KBM式</u> <u>T S B式</u>	60,700 84,600 100,900 103,700 84,600	40,200 43,700 53,000 53,000 43,700	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
	B—5	<u>差込式</u> <u>有窓式</u>	49,500 73,000	42,000 45,600	

(注)

1 (略)

2 チェックソケット加算はできないこと。

(削る)

(削る)

(イ) ソケットの価格

1 の(2)のエの(ア)のソケットに準じ、ソケットの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。

3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できること。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

(ロ) ソケットの価格

(新設)

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド	11,700	
		皮革	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱可塑性樹脂	5,450	
	A-2	アルミニウム、セルロイド	10,300	
		皮革	12,600	

		熱硬化性樹脂	14,700	
		熱可塑性樹脂	7,100	
A—3	アルミニウム、セルロイド	9,100		
	皮革	12,400		
	熱硬化性樹脂	14,400		
	熱可塑性樹脂	4,950		
義足用	B—1 アルミニウム、セルロイド	23,100		
	熱硬化性樹脂	37,900		
	熱可塑性樹脂	15,900		
	B—2 木製	51,600	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。	
	アルミニウム、セルロイド	15,400	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算すること	
	皮革	20,200	ができる。	
	熱硬化性樹脂	29,400	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとすること。	
	熱可塑性樹脂	17,300		
	B—3 アルミニウム、セルロイド	15,700	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。	
	皮革	26,000	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算すること	
	熱硬化性樹脂	43,500		
	熱可塑性樹脂	19,700		

ができること。

主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。

B-4	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,300 18,300 26,600 13,900	エアクッションソケットは、14,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。 <u>主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合</u> は、6,950円増しとすること。
-----	--	--------------------------------------	--

B-5	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,800 18,600 25,300 11,000	エアクッションソケットは、13,600円増しとすること。 <u>主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合</u> は、9,700円増しとすること。
-----	--	--------------------------------------	--

イ ソフトインサートの交換

名 称	採区	型 分	使用材料	上限価格 円	備 考
-----	----	-----	------	-----------	-----

イ ソフトインサートの交換

名 称	採区	型 分	使用材料	価 格		備 考
				ソケット	単独の場合	

						隨する場 合	
義手用	A—1	皮 草	13,000		義手用	皮 草	4,700
		軟性発泡樹脂	17,400			軟性発泡樹脂	4,800
		皮革・軟性発泡樹脂	21,400			皮革・軟性発泡樹脂	8,100
	A—2	皮 草	11,700		A—2	皮 草	4,150
		軟性発泡樹脂	16,700			軟性発泡樹脂	4,650
		皮革・軟性発泡樹脂	18,600			皮革・軟性発泡樹脂	7,750
	A—3	皮 草	11,700		A—3	皮 草	4,050
		軟性発泡樹脂	16,500			軟性発泡樹脂	4,650
		皮革・軟性発泡樹脂	18,500			皮革・軟性発泡樹脂	7,500
	A—4	皮 草	10,700		(新設)	(新設)	(新設)
		軟性発泡樹脂	15,400			(新設)	(新設)
		皮革・軟性発泡樹脂	17,600			(新設)	(新設)
義足用	B—1	皮 草	15,600		義足用	皮 草	7,000
		軟性発泡樹脂	22,700			軟性発泡樹脂	5,300
		皮革・軟性発泡樹脂	26,500			皮革・軟性発泡樹脂	10,600
	B—2	皮 草	14,100		B—2	皮 草	5,400
		軟性発泡樹脂	22,700			軟性発泡樹脂	4,950
		皮革・軟性発泡樹脂	26,100			皮革・軟性発泡樹脂	7,000
	B—3	皮革・フェルト	17,700			皮革・フェルト	9,700
		シリコーン	46,500			シリコーン	44,000
		皮 草	12,800			皮 草	6,050
		軟性発泡樹脂	22,000			軟性発泡樹脂	5,100
		皮革・軟性発泡樹脂	26,400			皮革・軟性発泡樹脂	9,650

	皮革・フェルト	<u>18,800</u>
	シリコーン	<u>50,100</u>
B—4	皮 草	<u>11,700</u>
	軟性発泡樹脂	<u>17,500</u>
	皮革・軟性発泡樹脂	<u>19,100</u>
	皮革・フェルト	<u>16,200</u>
B—5	シリコーン	<u>40,000</u>
	皮 草	<u>10,700</u>
	軟性発泡樹脂	<u>17,900</u>
	皮革・軟性発泡樹脂	<u>19,200</u>

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。
- 2 (略)

ウ 支持部の交換

1 の(2)のエの(ウ)の支持部に準じ、支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

	皮革・フェルト	<u>10,700</u>	<u>17,800</u>
	シリコーン	<u>47,400</u>	<u>47,400</u>
B—4	皮 草	<u>4,450</u>	<u>11,100</u>
	軟性発泡樹脂	<u>4,750</u>	<u>16,600</u>
	皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,200</u>	<u>18,100</u>
	皮革・フェルト	<u>8,350</u>	<u>15,400</u>
	シリコーン	<u>37,900</u>	<u>37,900</u>
B—5	皮 草	<u>4,700</u>	<u>10,200</u>
	軟性発泡樹脂	<u>7,600</u>	<u>17,000</u>
	皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,250</u>	<u>18,200</u>

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 (略)

ウ 支持部の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	<u>14,500</u>	
上腕 義 手 用	<u>11,500</u>	
前腕 義 手 用	<u>11,400</u>	
股 義 足 用	<u>17,300</u>	
大腿 義 足 用	<u>17,300</u>	
下腿 義 足 用	<u>11,400</u>	

(注)

- 1 肩 義 手 で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。
- 2 股 義 足 で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

区分	交 換 部 品	作業上限 価 格 円	備 考
義手用ハーネス	一式交換	4,950	義手用ハーネスの修
	(削る)		(削る)理価格は、交換部品
	(削る)		ごとに1の(2)のエの
	上腕カフ (三頭筋パッド)	3,500	(エ)に掲げる額を加
	交換		算したものを上限額
	その他の交換	1,900	とすること。ただし、1の(2)のエの (エ)に掲げられていないものの修理は、 作業上限価格をもつて修理価格の上限額 とすること。
義足懸垂用部品	一式交換	4,950	義足懸垂用部品の修
	肩吊り帶交換	4,800	理価格は、交換部品
	腰バンド交換	3,850	ごとに1の(2)のエの
	横吊帶交換	4,050	(エ)に掲げる額を加
	義足用股吊帶交換 (1本)	2,050	算したものを上限額
	その他の交換	2,900	とすること。ただし、1の(2)のエの (エ)に掲げられていないものの修理は、 作業上限価格をもつて修理価格の上限額 とすること。
(削る)			

行う場合は、11,100円増しとすること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義手用ハーネス	一式交換	4,700	(新設)
	美錠締革交換	1,800	
	美錠留革交換	1,900	
	上腕カフ (三頭筋パッド)	3,350	
	(新設)		
義足懸垂用部品	一式交換	4,700	
	肩吊り帶交換	4,550	
	義足用股吊帶交換	1,950	価格は、1本当たり のものであること。
	位置革交換	3,200	
	腰バンド交換	3,650	
	横吊帶交換	3,850	
	美錠締革交換	2,600	
	美錠留革交換	2,300	
	金具部品交換	3,000	価格は、1か所当たり のものであること。
	(注)		

1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基

本価格に、使用部品ごとに1の(2)のエの(イ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(2)のエの(イ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。

2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

才 外装の交換

名 称	上限価格 円	備 考
肩 義 手 用	12,100	
上腕義手用	9,600	
肘 義 手 用	9,050	
前腕義手用	8,550	
股 義 足 用	30,400	
大腿義足用	24,400	
膝 義 足 用	21,700	
下腿義足用	19,200	

(注)

フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)の才の完成用部品の価格を1,150円増しとすること。

(3) 装具(オーダーメイド)

修 理 項 目	上限価格 円	備 考
ア 繼手及び支持部の交換	修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格に、 <u>1,350円</u> を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ (略)	(略)	

才 外装の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	11,500	
上腕義手用	9,100	
(新設)	(新設)	
前腕義手用	8,100	
股 義 足 用	28,800	
大腿義足用	23,100	
膝 義 足 用	20,600	
下腿義足用	18,200	

(注)

フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)の才の完成用部品の価格を1,100円増しとすること。

(3) 装具

修 理 項 目	価 格 円	備 考
ア 繼手及び支持部の交換	修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格に、 <u>1,300円</u> を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ (略)	(略)	

ウ ベルトの交換	修理箇所ごとに 25mm幅のものは <u>940円</u> 、50mm幅の ものは <u>1,300円</u> と すること。ただし、裏付きの場合 には、当該価格を 2倍した額を修理 価格とすること。	ウ マジックバンドの交換	修理箇所ごとに 25mm幅のものは <u>890円</u> 、50mm幅の ものは <u>1,250円</u> と すること。ただし、裏付きの場合 には、当該価格を 2倍した額を修理 価格とすること。	
エ 溶接	修理箇所ごとに アライメントの調 整を必要とするも のは <u>10,700円</u> 、必 要としないものは <u>2,200円</u> とす ること。	エ 溶接	修理箇所ごとに アライメントの調 整を必要とするも のは <u>10,100円</u> 、必 要としないものは <u>2,100円</u> とす ること。	
オ その他の交換・修理		オ その他の交換・修理		
(ア) 修理部位	下肢 装具 足底裏革交換 又は足底ゴム 交換	6,150 (略)	下肢 装具 足底裏革交換 又は足底ゴム 交換	5,800 (略)
(ア) 修理部位	靴型 装具 本底交換	8,700 (略)	靴型 装具 本底交換	8,200 (略)
(ア) 修理部位	靴型 装具 足底挿板交換	7,550 (略)	靴型 装具 足底挿板交換	7,100 (略)
(ア) 修理部位	半張交換	3,650 踵以外 (若しくは足 長のおおむね遠位 2 ／3 の範囲) の本底 の交換であること。	半張交換	3,450 (新設)
(ア) 修理部位	踵交換	1,800 踵 (若しくは足長の おおむね近位 1／3 の範囲) の本底の交 換であること。	踵交換	1,700 (新設)

	積上交換	<u>1,350</u>	本底より上部におよぶ底の交換の場合に加算できること。
	底張かけ交換	<u>2,200</u>	M P 部から遠位の範囲の底の交換であること。
	ファスナー交換	<u>3,350</u>	
	細革交換	<u>760</u>	細革全体の交換の場合に限り加算出来ること。 グッドイヤーの場合は、1,450円増しとすること。
体幹 装具	硬性コルセツ ト支柱交換 軟性コルセツ ト支柱交換	<u>3,250</u> <u>1,400</u>	
(イ) (ア)以外の部位	(略)		
(注) 1～4 (略)			

(4) 装具 (レディメイド)

3の(3)の装具 (オーダーメイド) に準じて修理すること。

(5) 姿勢保持装置

修 理 項 目	上 限 価 格	
	円	
ア 支持部の交換	1の(5)のエの(ア)に掲げる価格に、1,350円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	寸法調整 頭部	形状調整 4,100

	積上交換	<u>1,300</u>	(新設)
	底張かけ交換	<u>2,100</u>	(新設)
	ファスナー交換	<u>3,150</u>	
	細革交換	<u>720</u>	革底の場合は、1,400円増しとする
体幹 装具	硬性コルセツ ト筋金交換 軟性コルセツ ト筋金交換	<u>3,100</u> <u>1,350</u>	
(イ) (ア)以外の部位	(略)		
(注) 1～4 (略)			

(新設)

(新設)

(4) 座位保持装置

修 理 項 目	価 格	
	円	
ア 支持部の交換	1の(4)のエの(ア)に掲げる価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	寸法調整 頭部	形状調整 3,850

上腕部	<u>1,800</u>	<u>2,750</u>
前腕・手部		
体幹部	<u>3,500</u>	<u>9,450</u>
骨盤・大腿部		
下腿部	<u>1,800</u>	<u>2,750</u>
足部		
ウ 支持部の連結、連結角度 調整用部品の交換	修理項目ごとに <u>1の(5)のエの(イ)</u> に掲げる価格に、 <u>1,350円</u> を加算し た額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	<u>1の(5)のエの(ウ)</u> に掲げる基本価 格に、 <u>1,350円</u> を加算した額をもつ て修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場 合は、当該機能のみに係る部分につ いては、車椅子の修理基準に準ずる こと。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに <u>1の(5)のエの(エ)</u> に掲げる価格をもって修理価格とす ること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに <u>1の(5)のエの(オ)</u> に掲げる価格をもって修理価格とす ること。	
キ 面ファスナーの交換	25mm幅のものは <u>960円</u> 、50mm幅 のものは <u>1,300円</u> とし、裏付きを必 要とする場合には、当該価格を2倍 した額とすること。	
ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに <u>1の(5)のオに</u> 掲げ る価格をもって修理価格とすること。	
(注)		

上腕部	<u>1,700</u>	<u>2,600</u>
前腕・手部		
体幹部	<u>3,300</u>	<u>8,850</u>
骨盤・大腿部		
下腿部	<u>1,700</u>	<u>2,600</u>
足部		
ウ 支持部の連結、連結角度 調整用部品の交換	修理項目ごとに <u>1の(4)のエの(イ)</u> に掲げる価格に、 <u>1,300円</u> を加算し た額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	<u>1の(4)のエの(ウ)</u> に掲げる基本価 格に、 <u>1,300円</u> を加算した額をもつ て修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場 合は、当該機能のみに係る部分につ いては、車椅子の修理基準に準ずる こと。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに <u>1の(4)のエの(エ)</u> に掲げる価格をもって修理価格とす ること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに <u>1の(4)のエの(オ)</u> に掲げる価格をもって修理価格とす ること。	
キ マジックバンドの交換	25mm幅のものは <u>900円</u> 、50mm幅 のものは <u>1,250円</u> とし、裏付きを必 要とする場合には、当該価格を2倍 した額とすること。	
ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに <u>1の(4)のオに</u> 掲げ る価格をもって修理価格とすること。	
(注)		

採寸又は採型を必要とする修理については、1の(5)のウに掲げる上限価格の範囲内で加算することができる。

(6) 車椅子

名称	種類	上限価格 円	備考
フレーム	フレーム交換	24,100	
	サイドガード（スカートガード）交換（片側）	7,400	
	溶接（修理箇所ごと）	10,700	
	6輪構造部品交換	37,700	
	幅止め交換（1本）	5,400	
シート	座布交換（スリング式）	12,300	板張り式の
	座布交換（張り調整式）	21,000	場合は1の
	奥行き調整部品交換（片側）	9,250	(6)のエの (ウ)の付属 品に掲げる 座板の価格 をもって修 理価格とす ること。
バケット	背布交換（スリング式）	12,300	背布交換の
	背布交換（張り調整式）	21,000	うち、ワイ
	バックサポートパイプ交換（片側）	4,150	ドフレーム、バック
	バックサポートパイプ取付部品交換（片側）	4,000	サポート延長（頭頸部
	背座間角度調整部品交換（片側）	8,800	まで）の場
	背折れ機構部品交換（片側）	8,000	合は110% の範囲内の 額とするこ

採寸又は採型を必要とする修理については、1の(4)のウに掲げる価格を加算することができる。

(新設)

			と。バック サポートパ イプ交換の うち、ワイ ドフレーム の場合は 7,000円、 バックサ ポート延長 (頭頸部ま で)の場合 は 5,000 円、高さ調 整の構造を 有する場合 は 6,600円 増しとし、 片側を1単 位とするこ と。
フ ット ・ レ ッグ サ ポ ー ト	<u>フット・レッグサポートベルト交換</u> <u>フット・レッグサポートパッド交換 (片側)</u> <u>着脱式フット・レッグサポート交換 (片側)</u> <u>挙上式フット・レッグサポート交換 (片側)</u> <u>開閉挙上式フット・レッグサポート交換 (片側)</u>	<u>2,900</u> <u>5,500</u> <u>6,250</u> <u>8,550</u> <u>11,100</u>	フット・ レッグサ ポートベル ト交換のう ち、全面張 りの場合は 4,000円増 しとするこ と。

	開閉着脱式フット・レッグサポー ト交換（片側）	7,350		
フ ッ ト サ ポ ー ト	フットサポート交換（片側）	4,100	前後調整、	
	フットサポート交換（二重折込 式、片側）	6,250	角度調整及 び左右調整	
	フットサポート交換（中折れ式）	8,750	の各構造を 有する場合 は各1,600円 増しと し、片側を 1単位とす ること。	
ア ーム サ ポ ー ト (片 側)	アームサポート交換（固定式）	5,000	高さ調整の	
	アームサポート交換（跳ね上げ 式）	6,750	構造を有す る場合は	
	アームサポート交換（着脱式）	6,550	3,600円、 角度調整の 構造を有す る場合は 7,650円、 アームサ ポート幅 広、アーム サポート延 長の各構造 を有する場 合はそれぞ れ3,900円 増しとし、 片側を1単 位とするこ	

			と。 アームサ ポート交換 のうち、肘 当て部分の みを交換す る場合は固 定式の価格 をもって修 理価格とす ること。	
ヘ ッ ド サ ポ ー ト	ヘッドサポートパイプ交換 ヘッドサポートパイプ取付部品交換	4,150 4,000	ヘッドサ ポートとし て独立した ものに限る (バックサ ポート一体 型は含まな い)。	
(片側) ブ レ ー キ	ブレーキ交換 キャリパーブレーキ交換 フットブレーキ交換	9,900 8,700 8,650		
駆動輪 (片側) 主輪	駆動輪・主輪一式交換 駆動輪・主輪ホイール交換 駆動輪・主輪ホイール交換(片手) 駆動式) 片手駆動部品交換 車軸位置調整部品交換	18,600 10,000 15,000 9,000 8,750	駆動輪・主 輪一式と は、リム、 Spoiler、 タイヤ、 チューブ、	

	<u>タイヤ交換</u> <u>ノーパンクタイヤ交換</u> <u>チューブ交換</u>	4,600 タイヤバルブ 9,100 ブ、ハブ及びハブ軸を含むものであること。 4,000 ホイールとは、リム、スポーク、ハブ及びハブ軸を含むものであること。 タイヤ交換はチューブ交換を含まないものであること。 ホイール交換のうち、着脱式ハブを含む場合は 5,400 円増しとし、片側を 1 単位とすること。	
キ ヤ ス タ	<u>キャスター交換</u> <u>キャスター取付部品交換</u>	8,700 キャスターは 7,600 キャスター輪及びフォークから構成	

		されるもの であるこ と。 衝撃吸収タ イプの場合 は 7,500 円 増しとし、 片側を 1 単 位とするこ と。	
ハ ン ド リ ム (片 側)	ハンドリム交換 (プラスチック) ハンドリム交換 (ステンレス) ハンドリム交換 (アルミ)	5,250 ノブ付きの 場合 12,700 4,850 円 増 しとし、片 側を 1 単位 とするこ と。 片手駆動式 の場合は 11,200 3,300 円 増 しとするこ と。	
付 属 品	付属品交換	修理項目ご とに 1 の(6) のエの(ウ) に掲げる価 格をもって 修理価格と すること。	
	リヤ・シャフト交換 レバー交換	7,100 価格は、 1 1,750 個 (本) 当	

そ の 他	ワイヤ交換	3,000	たりのもの
	メカロック交換	10,800	であるこ
	ガスダンパー交換	16,300	と。
	グリップ交換	500	

(注)

部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかるわらず1回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。

(7) 電動車椅子

ア 標準形

名称	種類	上限価格 円	備考
フレーム	フレーム交換	40,800	
	フレーム部品交換	9,450	
	シートフレーム交換	16,000	
	シートフレーム部品交換	6,800	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニングシートフレーム交換	86,500	
	電動リフトメインフレーム交換	108,100	
	サイドガード(スカートガード) 交換(片側)	5,300	
	溶接(修理箇所ごと)	10,700	
操作ボックス	感度調整式ジョイスティック交換	15,900	価格は、1
	ジョイスティックばね圧変更部品 交換	8,500	個当たりの ものである
	操作制御部交換	25,900	こと。
	操作制御部部品交換	6,150	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング制御部一式交換	32,500	

(新設)

	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング制御部部品交換	5,400		
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング自動停止制御部一式交換	16,200		
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング自動停止制御部部品交換	5,400		
スイッチ	延長スイッチ交換	1,050	価格は、1個当たりのものであること。	
バッテリ	バッテリ交換（シールド） バッテリ交換（リチウムイオン電池）	37,700 100,000	価格は、1個当たりのものであること。	
充電器	内蔵充電器交換 外部充電器交換 充電器部品交換	50,700 21,300 12,500		
シート	座布交換（スリング式） 座布交換（張り調整式） 座奥行き調整部品交換（片側）	12,300 21,000 9,250	板張り式の場合は1の(6)のエの(ウ)の付属品に掲げる座板の価格をもって修理価格とすること。	
	背布交換（スリング式） 背布交換（張り調整式） バックサポートパイプ交換（片	12,300 21,000 9,350	背布交換のうち、ワイドフレー	

	<u>側)</u> <u>バックサポートパイプ取付部品交換 (片側)</u> <u>背座間角度調整部品交換 (片側)</u> <u>背折れ機構部品交換 (片側)</u>	ム、 バック 4,000 サポート延長 長 (頭頸部 8,800 まで) の場 8,000 合は 110 % の範囲内の 額とするこ と。 バックサ ポートパイ プ交換のう ち、ワイド フレームの 場合は 7,000円、 バックサ ポート延長 (頭頸部ま で) の場合 は 5,000 円、高さ調 整の構造を 有する場合 は 6,600 円 増しとし、 片側を 1 単 位とするこ と。	
	<u>フット・レッグサポートベルト交換</u> <u>フット・レッグサポートパッド交換</u>	2,900 フット・ レッグサ ポートベル 5,500	

フット・レッグサポート	<u>換 (片側)</u>	6,250 8,550 11,100 7,350 5,700	ト交換のう ち、全面張 りの場合は 4,000 円 増 しとするこ と。	
	<u>着脱式フット・レッグサポート交換 (片側)</u>			
	<u>挙上式フット・レッグサポート交換 (片側)</u>			
	<u>開閉挙上式フット・レッグサポート交換 (片側)</u>			
	<u>開閉着脱式フット・レッグサポート交換 (片側)</u>			
	<u>フット・レッグサポートフレーム交換 (片側)</u>			
フットサポート (片側)	<u>フットサポート交換</u>	12,300 14,450 1,600 1,600 1,600 1,600 1,600	フットサ ポートのう ち、前後調 整、角度調 整及び左右 調整の各構 造を有する 場合は各 1,600 円 増 しとし、片 側を 1 単位 とするこ と。 強度を高め るために、 金属製の フットサ ポートを使 用する場合	
	<u>フットサポート交換 (二重折込式)</u>			

		は 15,000 円 増しとする こと。	
	アームサポート交換（固定式）	5,000	高さ調整の
	アームサポート交換（跳ね上げ式）	6,750	構造を有する場合は
アームサポート（片側）	アームサポート交換（着脱式）	6,550	3,600 円、 角度調整の 構造を有する場合は 7,650 円、 アームサ ポート幅 広、アーム サポート延 長の各構造 を有する場 合はそれぞ れ 3,900 円 増しとし、 片側を 1 単 位とするこ と。 アームサ ポート交換 のうち、肘 当て部分の みを交換す る場合は固 定式の価格 をもって修

			理価格とす ること。	
ブ レ ー キ	電動又は電磁ブレーキ交換（標準形）	18,500		
駆 動 輪 ・ 主 輪 (片側)	駆動輪・主輪一式交換 タイヤ交換 ノーパンクタイヤ交換 ホイール交換 チューブ交換	16,000 6,450 10,500 5,550 4,000	駆動輪・主 輪一式と は、タイ ヤ、ホイー ル及び チューブを 含むもので あること。 タイヤ交換 はチューブ 交換を含ま ないもので あること。	
前 輪 (片側)	タイヤ交換 ノーパンクタイヤ交換 ホイール交換 チューブ交換 フォーク交換	5,400 9,900 4,550 4,000 12,700		
電 装 系 部 品	コントローラ交換 コントローラ部品交換 電動リフトコントローラ交換 電動リフトコントローラ部品交換 電動ティルト・電動リクライニングコントローラ交換 電動ティルト・電動リクライニングコントローラ部品交換	89,800 10,100 43,200 10,800 100,700 10,800	価格は、1 個当たりの ものである こと。	

	ハーネス及びリレー交換	9,550		
	ハーネス及びリレー部品交換	3,600		
	電動リフト・電動ティルト・電動	16,200		
	リクライニングハーネス交換			
	モータ交換	30,300		
	モータ部品交換	7,650		
	電動ティルト・電動リクライニン	18,100		
	グモータ交換			
	電動リフトモータ交換	64,900		
	電動リフト・電動ティルト・電動	8,600		
	リクライニングモータ部品交換			
	ギヤボックス交換	48,000		
	電動ティルト・電動リクライニン	56,800		
	グ装置交換			
	電動ティルト・電動リクライニン	23,400		
	グ装置部品交換			
	前輪パワーステアリング部品交換	54,300		
付 属 品	付属品交換	修理項目ご とに1の(7) のエの(ウ) に掲げる価 格をもって 修理価格と すること。		
そ の 他	転倒防止装置	6,400	価格は、1	
	リヤ・シャフト交換	7,100	個(回)当	
	電動リフトシャフト交換	54,100	たりのもの	
	電動ティルト・電動リクライニ	61,800	であるこ	
	グシャフト交換		と。	
	電動リフトチェーン交換	54,100		
	電動リフトチェーンアジャスタ交	27,000		

換	
<u>オイル又はグリス交換</u>	2,850
<u>クラッチ交換</u>	9,150
<u>レバー交換</u>	1,750
<u>ワイヤ交換</u>	3,000
<u>メカロック交換</u>	10,800
<u>ガスダンパー交換</u>	16,300
<u>グリップ交換</u>	500

(注) 部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかるわらず1回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。

イ 簡易形

名称	種類	上限価格 円	備考
操作ボックス	<u>感度調整式ジョイスティック交換</u>	15,900	価格は、1個当たりのものであること。
	<u>ジョイスティック ばね圧変更部品交換</u>	8,500	
	<u>操作制御部交換</u>	25,900	
	<u>操作制御部部品交換</u>	6,150	
スイッチ	<u>スイッチゴム交換</u>	300	価格は、1個当たりのものであること。
	<u>延長スイッチ交換</u>	1,050	
バッテリ	<u>バッテリ交換 (リチウムイオン電池)</u>	100,000	価格は、1個当たりのものであること。
	<u>バッテリ交換 (ニッケル水素電池)</u>	62,000	
充電器	<u>外部充電器交換</u>	28,800	価格は、1個当たりのものであること。

			ものである
			こと。
ブ キ レ 	電動又は電磁ブレーキ交換 キャリパー・ブレーキ交換	13,300 17,400	
駆 動 輪 ・ 主 輪 (片 側)	電動ユニット交換 ホイール交換 ホイール部品交換 駆動装置部品交換 タイヤ交換 ノーパンクタイヤ交換 チューブ交換	100,400 13,600 4,150 24,900 4,600 9,100 4,000	電動ユニッ ト交換のう ち、バッテ リホルダー 付きの場合 は 10,000 円、アシス ト式の構造 を有する場 合は 18,000 円増しとす ること。 ホイール交 換のうち、 アシスト式 の構造を有 する場合は 7,300 円 増 しとするこ と。
(片 側) ハ ンド ドリ ム	ハンドリム交換 (切替式) ハンドリム交換 (アシスト式)	5,400 12,000	滑り止めハ ンドリムの 場合 は 7,350円増 しとするこ と。
	ハーネス及びリレー交換	9,550	価格は、 1

電 装 系 部	ハーネス及びリレー部品交換	3,600	個当たりの ものである こと。
その 他	リヤ・シャフト交換	7,100	価格は、1
	オイル又はグリス交換	2,850	個(回)当
	クラッチ交換	9,150	たりのもの であるこ と。

(注)

- 1 部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。
- 2 上記のほか3の(6)に掲げる価格を加算することができること。

(8) その他

種目	型式	修 理 部 位	上限価格 円	備 考
視覚 障害 者安 全つ え		マグネット付き石突交 換	870	
眼 鏡		枠交換	8,300	矯正用レンズ、遮
		矯正用レンズ(6D未 満)交換	4,900	光矯正用レンズに 乱視矯正を含む場
		矯正用レンズ(6D以 上10D未満)交換	6,450	合は、片眼又は両 眼にかかわらず、
		矯正用レンズ(10D以 上)交換	8,400	4,350円増しとす ること。
		遮光矯正用レンズ交換	11,500	

(5) その他

種目	型式	修 理 部 位	価 格 円	備 考
視覚 障害 者安 全つ え		マグネット付き石突交 換	760	
眼 鏡		枠交換	8,000	矯正用レンズ、遮
		矯正用レンズ(6D未 満)交換	5,100	光矯正用レンズに 乱視矯正を含む場
		矯正用レンズ(6D以 上10D未満)交換	6,450	合は、片眼又は両 眼にかかわらず、
		矯正用レンズ(10D以 上)交換	8,400	4,200円増しとす ること。
		遮光矯正用レンズ交換	11,100	

	遮光用レンズ交換	11,500		遮光用レンズ交換	11,100	
補 聴 器	耳あな型シェル交換 (レディメイド)	6,650	補 聴 器	耳あな型シェル交換 (レディメイド)	6,300	
	耳あな型シェル交換 (オーダーメイド)	27,900		耳あな型シェル交換 (オーダーメイド)	26,400	
	耳あな型スイッチ交換	3,300		耳あな型スイッチ交換	3,150	
	耳あな型テレホンコイ ル交換 (レディメイ ド)	8,850		耳あな型テレホンコイ ル交換 (レディメイ ド)	8,400	
	耳あな型テレホンコイ ル交換 (オーダーメイ ド)	13,400		耳あな型テレホンコイ ル交換 (オーダーメイ ド)	12,700	
	耳あな型極板交換	1,100		耳あな型極板交換	1,050	
	耳あな型ボリューム交 換 (レディメイド)	8,850		耳あな型ボリューム交 換 (レディメイド)	8,400	
	耳あな型ボリューム交 換 (オーダーメイド)	12,200		耳あな型ボリューム交 換 (オーダーメイド)	11,600	
	耳あな型マイクロホン 交換 (レディメイド)	14,200		耳あな型マイクロホン 交換 (レディメイド)	13,500	
	耳あな型マイクロホン 交換 (オーダーメイ ド)	16,800		耳あな型マイクロホン 交換 (オーダーメイ ド)	15,950	
	耳あな型レシーバー交 換 (レディメイド)	15,000		耳あな型レシーバー交 換 (レディメイド)	14,200	
	耳あな型レシーバー交 換 (オーダーメイド)	21,100		耳あな型レシーバー交 換 (オーダーメイド)	20,000	
	耳あな型抵抗交換 (レ ディメイド)	2,200		耳あな型抵抗交換 (レ ディメイド)	2,100	
	耳あな型抵抗交換 (オーダーメイド)	9,400		耳あな型抵抗交換 (オーダーメイド)	8,900	
	耳あな型コンデンサ交	2,200		耳あな型コンデンサ交	2,100	

換 (レディメイド)		換 (レディメイド)	
耳あな型コンデンサ交換 (オーダーメイド)	<u>9,400</u>	耳あな型コンデンサ交換 (オーダーメイド)	<u>8,900</u>
耳あな型電池ホルダー	<u>1,100</u>	耳あな型電池ホルダー	<u>1,050</u>
交換 (レディメイド)		交換 (レディメイド)	
耳あな型電池ホルダー	<u>1,600</u>	耳あな型電池ホルダー	<u>1,550</u>
交換 (オーダーメイド)		交換 (オーダーメイド)	
耳あな型トリマー交換 (レディメイド)	<u>6,650</u>	耳あな型トリマー交換 (レディメイド)	<u>6,300</u>
耳あな型トリマー交換 (オーダーメイド)	<u>10,000</u>	耳あな型トリマー交換 (オーダーメイド)	<u>9,500</u>
耳あな型サスペンション交換	<u>940</u>	耳あな型サスペンション交換	<u>890</u>
耳あな型アンプ組立交換 (レディメイド)	<u>33,500</u>	耳あな型アンプ組立交換 (レディメイド)	<u>31,700</u>
耳あな型アンプ組立交換 (オーダーメイド)	<u>44,600</u>	耳あな型アンプ組立交換 (オーダーメイド)	<u>42,200</u>
耳かけ型ケース組立交換	<u>3,950</u>	耳かけ型ケース組立交換	<u>3,750</u>
耳かけ型スイッチ交換	<u>4,750</u>	耳かけ型スイッチ交換	<u>4,500</u>
耳かけ型テレホンコイ	<u>2,650</u>	耳かけ型テレホンコイ	<u>2,550</u>
ル交換		ル交換	
耳かけ型極板交換	<u>1,550</u>	耳かけ型極板交換	<u>1,470</u>
耳かけ型ボリューム交換	<u>6,800</u>	耳かけ型ボリューム交換	<u>6,450</u>
耳かけ型マイクロホン交換	<u>12,400</u>	耳かけ型マイクロホン交換	<u>11,810</u>
耳かけ型レシーバー交換	<u>12,800</u>	耳かけ型レシーバー交換	<u>12,120</u>
耳かけ型トリマー交換	<u>2,000</u>	耳かけ型トリマー交換	<u>1,900</u>

	耳かけ型フック交換	<u>650</u>		耳かけ型フック交換	<u>620</u>
	耳かけ型電池ホルダー交換	<u>1,050</u>		耳かけ型電池ホルダー交換	<u>1,000</u>
	耳かけ型耳栓組立交換	<u>630</u>		耳かけ型耳栓組立交換	<u>600</u>
	耳かけ型サスペンション交換	<u>670</u>		耳かけ型サスペンション交換	<u>640</u>
	耳かけ型アンプ組立交換	<u>31,600</u>		耳かけ型アンプ組立交換	<u>29,880</u>
	重度難聴用ポケット型スイッチ交換	<u>3,300</u>		重度難聴用ポケット型スイッチ交換	<u>3,150</u>
	重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	<u>1,400</u>		重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	<u>1,350</u>
	重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	<u>8,750</u>		重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	<u>8,300</u>
	重度難聴用イヤホン交換	<u>5,800</u>		重度難聴用イヤホン交換	<u>5,490</u>
	重度難聴用耳かけ型リモコン交換	<u>15,800</u>		重度難聴用耳かけ型リモコン交換	<u>15,000</u>
	重度難聴用コード交換	<u>1,900</u>		重度難聴用コード交換	<u>1,800</u>
	重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	<u>42,700</u>		重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	<u>40,400</u>
	眼鏡型ケース組立交換	<u>9,900</u>		眼鏡型ケース組立交換	<u>9,400</u>
	眼鏡型スイッチ交換	<u>3,650</u>		眼鏡型スイッチ交換	<u>3,450</u>
	眼鏡型テレホンコイル交換	<u>3,450</u>		眼鏡型テレホンコイル交換	<u>3,300</u>
	眼鏡型極板交換	<u>1,450</u>		眼鏡型極板交換	<u>1,400</u>
	眼鏡型ボリューム交換	<u>4,800</u>		眼鏡型ボリューム交換	<u>3,900</u>
	眼鏡型マイクロホン交換	<u>14,700</u>		眼鏡型マイクロホン交換	<u>13,900</u>
	眼鏡型骨導子交換	<u>17,300</u>		眼鏡型骨導子交換	<u>16,400</u>
	眼鏡型アンプ組立交換	<u>24,400</u>		眼鏡型アンプ組立交換	<u>23,100</u>

	眼鏡型アンプ組立交換 (送信用)	<u>37,200</u>		眼鏡型アンプ組立交換 (送信用)	<u>35,200</u>
	眼鏡型アンプ組立交換 (受信用)	<u>57,800</u>		眼鏡型アンプ組立交換 (受信用)	<u>54,700</u>
	眼鏡型ブランク（空つ る）交換	<u>4,600</u>		眼鏡型ブランク（空つ る）交換	<u>4,350</u>
	眼鏡型テンプル（補助 つる）交換	<u>3,250</u>		眼鏡型テンプル（補助 つる）交換	<u>3,100</u>
	眼鏡型フロント（前 枠）交換	<u>10,000</u>		眼鏡型フロント（前 枠）交換	<u>9,500</u>
	眼鏡型平面レンズ交換	<u>3,800</u>		眼鏡型平面レンズ交換	<u>3,600</u>
	ポケット型ケース組立 交換	<u>5,700</u>		ポケット型ケース組立 交換	<u>5,400</u>
	ポケット型クリップ交 換	<u>1,250</u>		ポケット型クリップ交 換	<u>1,200</u>
	ポケット型スイッチ交 換	<u>3,700</u>		ポケット型スイッチ交 換	<u>3,500</u>
	ポケット型テレホンコ イル交換	<u>1,400</u>		ポケット型テレホンコ イル交換	<u>1,350</u>
	ポケット型極板交換	<u>1,400</u>		ポケット型極板交換	<u>1,350</u>
	ポケット型ボリューム 交換	<u>4,800</u>		ポケット型ボリューム 交換	<u>4,580</u>
	ポケット型マイクロホ ン交換	<u>5,700</u>		ポケット型マイクロホ ン交換	<u>5,400</u>
	骨導式ポケット型レ シーバー交換	<u>11,100</u>		骨導式ポケット型レ シーバー交換	<u>10,500</u>
	骨導式ポケット型ヘッ ドバンド交換	<u>3,300</u>		骨導式ポケット型ヘッ ドバンド交換	<u>3,150</u>
	ダンパー入り耳かけ型 フック交換	<u>1,000</u>		ダンパー入り耳かけ型 フック交換	<u>960</u>
	受信機交換	<u>97,300</u>		受信機交換	<u>92,000</u>

	受信機基板交換	<u>29,200</u>		受信機基板交換	<u>27,600</u>	
	受信機部品（ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換	<u>5,250</u>		受信機部品（ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換	<u>5,000</u>	
	ワイヤレスマイク交換	<u>135,400</u>		ワイヤレスマイ克交換	<u>128,000</u>	
	ワイヤレスマイク基板交換	<u>40,600</u>		ワイヤレスマイク基板交換	<u>38,400</u>	
	ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換	<u>3,700</u>		ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換	<u>3,500</u>	
	ワイヤレスマイクマイクロホン交換	<u>12,600</u>		ワイヤレスマイクマイクロホン交換	<u>12,000</u>	
	ワイヤレスマイクディスプレイ交換	<u>12,600</u>		ワイヤレスマイクディスプレイ交換	<u>12,000</u>	
	ワイヤレスマイク部品（ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換	<u>5,250</u>		ワイヤレスマイク部品（ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換	<u>5,000</u>	
	イヤモールド交換	<u>9,500</u>		イヤモールド交換	<u>9,000</u>	
	コンセント交換	<u>870</u>		コンセント交換	<u>830</u>	
	I C回路交換	<u>4,800</u>		I C回路交換	<u>4,550</u>	
	イヤホン交換	<u>3,350</u>		イヤホン交換	<u>3,170</u>	
	コード交換	<u>710</u>		コード交換	<u>680</u>	
	トランジスター又はダイオード交換	<u>2,150</u>		トランジスター又はダイオード交換	<u>2,050</u>	
	抵抗交換	<u>2,150</u>		抵抗交換	<u>2,050</u>	
	コンデンサ交換	<u>2,150</u>		コンデンサ交換	<u>2,050</u>	
	トランス交換	<u>2,000</u>		トランス交換	<u>1,900</u>	
	オーディオシュー交換	<u>5,250</u>		オーディオシュー交換	<u>5,000</u>	
人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置修理	30,000	部品の交換を伴う 修理は認められない	人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置修理	30,000 (新設)

			いこと。			
(削る)	(削る)	(削る)		クッション交換	4,090	
	(削る)	(削る)		クッション (ポリエス テル繊維、ウレタン	10,000	
	(削る)	(削る)		フォーム等の多層構造 のもの及び立体編物構 造のもの) 交換		
	(削る)	(削る)		クッション (ゲルとウ レタンフォームの組合 せのもの) 交換	19,080	
	(削る)	(削る)		クッション (バルブを 開閉するだけで空気量 を調整するもの) 交換	30,000	
	(削る)	(削る)	車	クッション (特殊な空 気室構造のもの) 交換	45,000	
	(削る)	(削る)		フローテーションパッ ド交換	30,000	三重構造とする場 合は、1,300円増 しとすること。
	(削る)	(削る)	椅子	背クッション交換	10,000	
	(削る)	(削る)		特殊形状クッション (骨盤・大腿部サポー ト) 交換	25,750	
	(削る)	(削る)		クッションカバー (防 水加工を施したもの) 交換	7,460	
	(削る)	(削る)		クッション滑り止め部 品交換	1,920	
	(削る)	(削る)	(削る)	バックサポート交換	8,860	
	(削る)	(削る)		延長バックサポート交 換	10,190	枕は含めないこ と。
	(削る)	(削る)		枕 (オーダー) 交換	10,330	

	(削る)	(削る)		枕 (レディメイド) 交換	5,830
	(削る)	(削る)		バックサポートパイプ交換	3,830
	(削る)	(削る)		バックサポートパイプ取付部品交換	3,700
	(削る)	(削る)		張り調整式バックサポート交換	15,080
	(削る)	(削る)		高さ調整式バックサポート交換	12,080
	(削る)	(削る)		背折れ機構部品交換	7,180
	(削る)	(削る)		背座間角度調整部品交換	8,100
	(削る)	(削る)		アームサポート (肘当て部分) 交換	4,620
	(削る)	(削る)		アームサポート (フレーム) 交換	4,600
	(削る)	(削る)		高さ角度調整式アームサポート交換	9,010
	(削る)	(削る)		高さ調整式アームサポート (段階調整式) 交換	3,310
	(削る)	(削る)		角度調整式アームサポート交換	7,050
	(削る)	(削る)		跳ね上げ式アームサポート交換	6,060
	(削る)	(削る)		脱着式アームサポート交換	6,200
	(削る)	(削る)		アームサポート拡幅部品交換	3,610
	(削る)	(削る)		アームサポート延長部	3,610

(削る)	(削る)	(削る)			品交換	
(削る)	(削る)	(削る)			レッグサポート交換	2,700
(削る)	(削る)	(削る)			脱着式レッグサポート 交換	5,780
(削る)	(削る)	(削る)			挙上式レッグサポート (パッド形状) 交換	7,900
(削る)	(削る)	(削る)			開閉挙上式レッグサ ポート (パッド形状) 交換	10,290
(削る)	(削る)	(削る)			開閉・脱着式レッグサ ポート交換	6,790
(削る)	(削る)	(削る)			フットサポート交換	3,780
						前後調整の構造を 有する場合は 4,160円増し、角 度調整、左右調整 の各構造を有する 場合は各1,500円 増しとすること。
(削る)	(削る)	(削る)			ヘッドサポートベース (マルチタイプ) 交換	27,080
(削る)	(削る)	(削る)			座布交換	8,750
(削る)	(削る)	(削る)			座張り調整部品交換	10,000
(削る)	(削る)	(削る)			座奥行き調整 (スライ ド式) 部品交換	16,970
(削る)	(削る)	(削る)			座板交換	6,800
(削る)	(削る)	(削る)			座席昇降ハンドルユ ニット交換	15,800
(削る)	(削る)	(削る)			座席昇降チェーン交換	8,400
(削る)	(削る)	(削る)			座席昇降メカユニット 交換	22,100
(削る)	(削る)	(削る)			フレーム (サイドベー	10,700

	(削る)	(削る)		ス) 交換	
	(削る)	(削る)		フレーム (サイド拡張) 交換	8,500
	(削る)	(削る)		フレーム (サイド拡張) 取付部品交換	3,200
	(削る)	(削る)		フレーム (折りたたみ) 交換	22,180
	(削る)	(削る)		ブレーキ交換	9,100
	(削る)	(削る)		キャリパー/ブレーキ交換	8,000
	(削る)	(削る)		フットブレーキ (介助者用) 交換	7,970
	(削る)	(削る)		延長用ブレーキアーム交換	1,630
	(削る)	(削る)	(削る)	リフレクタ (反射器—夜光材) 交換	430 1回当たりとする こと。
	(削る)	(削る)		リフレクタ (反射器—夜光反射板) 交換	670
	(削る)	(削る)		ハンドリム交換	5,240
	(削る)	(削る)		滑り止めハンドリム交換	8,740
	(削る)	(削る)	(削る)	ノブ付きハンドリム交換	4,470 購入後に後付けする場合は、4,350 円増しとするこ と。
	(削る)	(削る)		キャスター (大) 交換	8,000
	(削る)	(削る)		キャスター (小) 交換	5,800
	(削る)	(削る)		屋外用キャスター (エ アー式等) 交換	7,500
	(削る)	(削る)		リーム交換	5,500
	(削る)	(削る)		車軸位置調整部品交換	16,120

	(削る)	(削る)		大車輪脱着ハブ交換	5,000	
	(削る)	(削る)		サイドガード交換	6,820	
	(削る)	(削る)		タイヤ交換	4,270	
	(削る)	(削る)	(削る)	ノーパンクタイヤ交換	4,190	購入後に後付けする場合は、1,740円増しとすること。
	(削る)	(削る)		チューブ交換	2,450	
	(削る)	(削る)		シートベルト交換	4,300	
	(削る)	(削る)		テーブル交換	10,900	
	(削る)	(削る)		spoークカバー交換	4,100	
	(削る)	(削る)	(削る)	塗装	17,900	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限りること。
	(削る)	(削る)		ハブ取付部品交換	6,100	
	(削る)	(削る)		キャスター取付部品交換	7,000	
	(削る)	(削る)		ハブ用スプリング交換	16,000	
	(削る)	(削る)		ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
	(削る)	(削る)		泥よけ交換	6,050	
	(削る)	(削る)		転倒防止装置交換	3,750	
	(削る)	(削る)		転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	8,670	
	(削る)	(削る)		携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
	(削る)	(削る)		酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
	(削る)	(削る)		人工呼吸器搭載台交換	25,000	

	(削る)	(削る)			栄養パック取り付け用 ガートル架交換	<u>10,190</u>	
	(削る)	(削る)			点滴ポール交換	<u>10,430</u>	
	(削る)	(削る)			シリンダー用レバー交 換	<u>2,500</u>	
	(削る)	(削る)			メカロック交換	<u>10,000</u>	
	(削る)	(削る)			ティルト用ガスダン パー交換	<u>15,000</u>	
	(削る)	(削る)	(削る)		ワイヤー交換	<u>1,800</u>	
	(削る)	(削る)	(削る)		ガスダンパー交換	<u>15,000</u>	
	(削る)	(削る)	(削る)		幅止め交換	<u>4,290</u>	購入後に後付けす る場合は、750円 増しとすること。
	(削る)	(削る)			高さ調整式手押しハン ドル交換	<u>7,840</u>	
	(削る)	(削る)			車載時固定用フック交 換	<u>3,000</u>	
	(削る)	(削る)			日よけ（雨よけ）部品 交換	<u>12,000</u>	
	(削る)	(削る)	(削る)		6輪構造部品交換	<u>34,720</u>	
	(削る)	(削る)	(削る)		成長対応型部品交換	<u>56,020</u>	バックサポート高 さ及び張り調整、 座奥行き及び張り 調整、フットプ レーント前後調整、 車軸位置調整及び 脱着ハブ、その他 成長対応に必要な 構造を有するこ と。
	(削る)	(削る)			痰吸引器搭載台交換	<u>25,000</u>	

		(削る)	(削る)			コントローラー交換	84,300
		(削る)	(削る)			コントローラー部品交換	9,500
		(削る)	(削る)			電動リフトコントローラー交換	40,600
		(削る)	(削る)			電動リフトコントローラー部品交換	10,200
		(削る)	(削る)			電動ティルトコントローラー交換	94,500
		(削る)	(削る)			電動ティルトコントローラー部品交換	10,200
		(削る)	(削る)	電		操作制御部交換	24,300
		(削る)	(削る)	動		操作制御部部品交換	5,800
		(削る)	(削る)	車		電動リフト操作制御部交換	30,500
		(削る)	(削る)	椅		電動リフト操作制御部部品交換	5,100
		(削る)	(削る)	子		電動ティルト制御部交換	30,500
		(削る)	(削る)			電動ティルト制御部部品交換	5,100
		(削る)	(削る)			電動リフト自動停止制御部交換	15,200
		(削る)	(削る)			電動リフト自動停止制御部部品交換	5,100
		(削る)	(削る)			電動ティルト自動停止制御部交換	15,200
		(削る)	(削る)			電動ティルト自動停止制御部部品交換	5,100
		(削る)	(削る)			ハーネス及びリレー交換	9,000

	(削る)	(削る)		換		
	(削る)	(削る)		ハーネス及びリレー部品交換	3,400	
	(削る)	(削る)		電動リフトハーネス交換	15,200	
	(削る)	(削る)		電動ティルトハーネス交換	15,200	
	(削る)	(削る)		モーター交換	28,500	
	(削る)	(削る)		モーター部品交換	7,200	
	(削る)	(削る)		電動リクライニング	17,000	
	(削る)	(削る)		モーター交換		
	(削る)	(削る)		電動リフトモーター交換	60,900	
	(削る)	(削る)		電動リフトモーター部品交換	8,100	
	(削る)	(削る)		電動ティルトモーター交換	17,000	
	(削る)	(削る)		電動ティルトモーター部品交換	8,100	
	(削る)	(削る)		ギヤーボックス交換	45,100	
	(削る)	(削る)		ギヤーボックス部品交換	9,700	
	(削る)	(削る)		電動リクライニング装置交換	53,300	
	(削る)	(削る)		電動リクライニング装置部品交換	22,200	
	(削る)	(削る)		電動ティルト装置交換	53,300	
	(削る)	(削る)		電動ティルト装置部品交換	22,200	
	(削る)	(削る)		電動又は電磁式ブレーキ (簡易型用を除)	17,400	

	(削る)	(削る)		く。) 交換		
	(削る)	(削る)		電動又は電磁式ブレー キ (簡易型用に限 る。) 交換	<u>12,500</u>	
	(削る)	(削る)		手動ブレーキ交換	<u>12,200</u>	
	(削る)	(削る)		手動ブレーキ部品交換	<u>7,200</u>	
	(削る)	(削る)		クラッチ交換	<u>8,600</u>	
	(削る)	(削る)		フレーム交換	<u>38,300</u>	
	(削る)	(削る)		フレーム部品交換	<u>8,900</u>	
	(削る)	(削る)		シートフレーム交換	<u>15,100</u>	
	(削る)	(削る)		シートフレーム部品交 換	<u>6,400</u>	
	(削る)	(削る)		電動リフトシートフ レーム交換	<u>81,200</u>	
	(削る)	(削る)		電動リフトメインフ レーム交換	<u>101,500</u>	
	(削る)	(削る)		電動ティルトシートフ レーム交換	<u>81,200</u>	
	(削る)	(削る)		バックサポートパイプ 交換	<u>8,800</u>	
	(削る)	(削る)	(削る)	延長バックサポート交 換	<u>9,300</u>	枕は含めないこ と。
	(削る)	(削る)	(削る)	枕 (オーダー) 交換	<u>10,330</u>	レディメイドは50 %とすること。
	(削る)	(削る)		張り調整式バックサ ポート交換	<u>15,080</u>	
	(削る)	(削る)	(削る)	ヘッドサポートベース (マルチタイプ) 交換	<u>16,950</u>	枕は含めること。
	(削る)	(削る)		高さ調整式アームサ ポート交換	<u>3,310</u>	
	(削る)	(削る)		跳ね上げ式アームサ ポート交換	<u>6,280</u>	

	(削る)	(削る)		ポート交換	
	(削る)	(削る)		アームサポート拡幅部	3,610
	(削る)	(削る)		品交換	
	(削る)	(削る)		アームサポート延長部	3,610
	(削る)	(削る)		品交換	
	(削る)	(削る)		アームサポートパイプ	4,150
	(削る)	(削る)		交換	
	(削る)	(削る)		アームサポートクッ	3,450
	(削る)	(削る)		ション交換	
	(削る)	(削る)		サイドガード交換	5,000
	(削る)	(削る)		バックサポート交換	6,900
	(削る)	(削る)		シート交換	9,290
	(削る)	(削る)	(削る)	フットサポート交換	11,500
	(削る)	(削る)			前後調整、角度調
	(削る)	(削る)			整、左右調整の各
	(削る)	(削る)			構造を有する場合
	(削る)	(削る)			は、各1,500円増
	(削る)	(削る)			しとすること。
	(削る)	(削る)		フットサポート部品交	5,200
	(削る)	(削る)		換	
	(削る)	(削る)		開閉・脱着式レッグサ	6,790
	(削る)	(削る)		ポート交換	
	(削る)	(削る)		キャスター交換	9,600
	(削る)	(削る)		キャスター部品交換	3,900
	(削る)	(削る)		フロントホイール交換	4,300
	(削る)	(削る)		リヤホイール交換	5,200
	(削る)	(削る)		タイヤ交換	8,100
	(削る)	(削る)	(削る)	ノーパンクタイヤ（前	5,000
	(削る)	(削る)	(削る)	輪）交換	購入後に後付けす
	(削る)	(削る)	(削る)		る場合は、12,400
	(削る)	(削る)	(削る)		円増しとすること。
	(削る)	(削る)	(削る)	ノーパンクタイヤ（後	5,000
	(削る)	(削る)	(削る)		購入後に後付けす

				<u>輪) 交換</u>	
(削る)	(削る)			<u>リヤシャフト交換</u>	<u>6,700</u>
(削る)	(削る)			<u>電動リフトシャフト交換</u>	<u>50,800</u>
(削る)	(削る)			<u>電動ティルトシャフト交換</u>	<u>58,000</u>
(削る)	(削る)			<u>電動リフトチェーン交換</u>	<u>50,800</u>
(削る)	(削る)			<u>電動リフトチェーンアジャスター交換</u>	<u>25,400</u>
(削る)	(削る)	(削る)		<u>簡易型電動装置交換</u>	<u>157,500</u>
					アシスト式は、 <u>55,000円増しとすること。</u> A C サーボモーター式を必要とする場合は <u>20,000円増しとすること。</u>
(削る)	(削る)	(削る)		<u>簡易型ホイール交換</u>	<u>27,700</u>
					アシスト式は、 <u>6,000円増しとすること。</u>
(削る)	(削る)			<u>簡易型ホイール部品交換</u>	<u>3,930</u>
(削る)	(削る)	(削る)		<u>簡易型右側駆動装置交換</u>	<u>114,850</u>
					アシスト式は、 <u>21,900円増しとすること。</u> A C サーボモーター式を必要とする場合は <u>10,000円増しとすること。</u>

	(削る)	(削る)	(削る)	簡易型左側駆動装置交換	84,850	アシスト式は、 39,900円増しとす ること。ACサー ボモーター式を必 要とする場合は 10,000円増しとす ること。
	(削る)	(削る)		簡易型駆動装置部品交換	23,400	
	(削る)	(削る)	(削る)	バッテリー交換	25,800	密閉型は、3,000 円増しとするこ と。
	(削る)	(削る)		バッテリー（マイコン 内蔵型ニッカド電池） 交換	31,000	
	(削る)	(削る)		バッテリー（マイコン 内蔵型ニッケル水素電 池）交換	54,000	
	(削る)	(削る)		バッテリー（リチウム イオン電池）交換	124,400	
	(削る)	(削る)		バッテリー部品交換	2,300	
	(削る)	(削る)		内蔵充電器交換	47,600	
	(削る)	(削る)	(削る)	外部充電器交換	20,000	簡易型は、5,000 円増しとするこ と。
	(削る)	(削る)		充電器部品交換	11,800	
	(削る)	(削る)		オイル又はグリス交換	2,700	
	(削る)	(削る)		ステッキホルダー（杖 たて）交換	3,000	
	(削る)	(削る)		転倒防止装置交換	3,750	
	(削る)	(削る)		転倒防止装置（キャス	7,740	

(削る)	(削る)	(削る)		<u>タ一付き折りたたみ式) 交換</u>	
(削る)	(削る)	(削る)		クライマーセット (段差乗り越え補助装置) 交換	<u>18,000</u>
(削る)	(削る)	(削る)		フロントサブホイール (溝脱輪防止装置) 交換	<u>11,200</u>
(削る)	(削る)	(削る)		携帯用会話補助装置搭載台交換	<u>30,000</u>
(削る)	(削る)	(削る)		酸素ボンベ固定装置交換	<u>13,000</u>
(削る)	(削る)	(削る)		人工呼吸器搭載台交換	<u>25,000</u>
(削る)	(削る)	(削る)		栄養パック取り付け用ガートル架交換	<u>10,910</u>
(削る)	(削る)	(削る)		点滴ポール交換	<u>10,430</u>
(削る)	(削る)	(削る)		背座間角度調整部品交換	<u>8,100</u>
(削る)	(削る)	(削る)		座奥行き調整 (スライド式) 部品交換	<u>12,080</u>
(削る)	(削る)	(削る)		電動スイングチンコン	<u>213,000</u>
(削る)	(削る)	(削る)		トロールー式交換 (以下パーツ)	
(削る)	(削る)	(削る)		パワースイングチン アーム交換	<u>68,250</u>
(削る)	(削る)	(削る)		チン操作ボックス交換	<u>15,250</u>
(削る)	(削る)	(削る)		セレクター交換	<u>88,000</u>
(削る)	(削る)	(削る)		液晶モニター交換	<u>52,000</u>
(削る)	(削る)	(削る)		頭部スイッチ・取付 金具交換	<u>20,000</u>

	(削る)	(削る)		<u>手動スイングチンコン</u>	<u>35,000</u>	
	(削る)	(削る)		<u>トロール一式交換</u>		
	(削る)	(削る)		<u>(以下パーツ)</u>		
	(削る)	(削る)		<u>手動スイングチン</u>	<u>19,750</u>	
	(削る)	(削る)		<u>アーム交換</u>		
	(削る)	(削る)		<u>チン操作ボックス交</u>	<u>15,250</u>	
	(削る)	(削る)		<u>換</u>		
	(削る)	(削る)		<u>手動スイングアーム交</u>	<u>10,000</u>	
	(削る)	(削る)	(削る)	<u>換</u>		
	(削る)	(削る)		<u>多様入力コントローラ</u>	<u>20,000</u>	購入後に後付けす
	(削る)	(削る)		<u>(非常停止スイッチ</u>		る場合は、28,000
	(削る)	(削る)		<u>ボックス) 交換</u>		円増しとするこ
	(削る)	(削る)				と。
	(削る)	(削る)		<u>多様入力コントローラ</u>	<u>30,000</u>	
	(削る)	(削る)		<u>(4方向スイッチボッ</u>		
	(削る)	(削る)		<u>クス) 交換</u>		
	(削る)	(削る)		<u>多様入力コントローラ</u>	<u>30,000</u>	
	(削る)	(削る)		<u>(4方向スイッチボー</u>		
	(削る)	(削る)		<u>ド) 交換</u>		
	(削る)	(削る)		<u>多様入力コントローラ</u>	<u>50,000</u>	
	(削る)	(削る)		<u>(8方向スイッチボッ</u>		
	(削る)	(削る)		<u>クス) 交換</u>		
	(削る)	(削る)		<u>多様入力コントローラ</u>	<u>50,000</u>	
	(削る)	(削る)		<u>(8方向スイッチボー</u>		
	(削る)	(削る)		<u>ド) 交換</u>		
	(削る)	(削る)		<u>多様入力コントローラ</u>	<u>40,000</u>	
	(削る)	(削る)		<u>(小型ジョイスティックボックス) 交換</u>		
	(削る)	(削る)		<u>多様入力コントローラ</u>	<u>88,000</u>	
	(削る)	(削る)		<u>(フォースセンサ) 交</u>		
	(削る)	(削る)		<u>換</u>		

	(削る)	(削る)		多様入力コントローラ (足用ボックス) 交換	<u>40,000</u>	
	(削る)	(削る)		簡易 1 入力一式交換	<u>90,000</u>	
	(削る)	(削る)		延長式スイッチ交換	<u>1,000</u>	
	(削る)	(削る)	(削る)	レバーノブ各種形状 (小ノブ、球ノブ、こ けしノブ) 交換	<u>3,350</u>	購入後に後付けす る場合は、1,650 円増しとするこ と。
	(削る)	(削る)	(削る)	レバーノブ各種形状 (U ノブ、十字ノブ、ペン ノブ、太長ノブ、T字ノ ブ、極小ノブ) 交換	<u>3,860</u>	購入後に後付けす る場合は、2,980 円増しとするこ と。
	(削る)	(削る)	(削る)	感度調整式ジョイス ティック交換	<u>10,000</u>	購入後に後付けす る場合は、5,000 円増しとするこ と。
	(削る)	(削る)	(削る)	ジョイスティックのバ ネ圧変更部品交換	<u>7,500</u>	購入後に変更する 場合は、500円増 しすること。
	(削る)	(削る)		前輪パワーステアリン グ部品交換	<u>51,000</u>	
	(削る)	(削る)	(削る)	車載時固定用フック交 換	<u>3,000</u>	1ヶ所当たりとす ること。
	(削る)	(削る)		日よけ (雨よけ) 部品 交換	<u>12,000</u>	
	(削る)	(削る)	(削る)	リフレクタ (反射器— 夜光材) 交換	<u>430</u>	1回当たりとする こと。
	(削る)	(削る)		リフレクタ (反射器— 夜光反射材) 交換	<u>670</u>	
	(削る)	(削る)		シートベルト交換	<u>4,300</u>	
	(削る)	(削る)		テーブル交換	<u>10,900</u>	

	(削る)	(削る)	(削る)		
	(削る)	(削る)			
	(削る)	(削る)			
歩行器	キャスター（大）交換	8,200	(略)	成長対応型部品交換	56,020
	キャスター（小）交換	4,100			さ及び張り調整、
	腰掛交換	5,350			座奥行き及び張り
	肘当交換	7,950		手動リクライニング装 置交換	調整、フットペ レート前後調整、
	ブレーキ交換	15,700			その他成長対応に
	グリップ交換	2,050			必要な構造を有す
	塗装	9,400			ること。
歩行補助つえ	脇当交換	1,650		キャスター（大）交換	7,400
	凍結路面用滑り止め (非ゴム系) 交換	1,150		キャスター（小）交換	3,700
				腰掛交換	4,850
				肘当交換	7,200
重度障害者用達装置	本体修理	53,400		ブレーキ交換	14,200
	固定台（アーム式又は テーブル置き式）交換	32,000		グリップ交換	1,850
	固定台（自立スタンド 式）交換	62,000		塗装	8,500
	入力装置固定具交換	32,000			(略)
	呼び鈴交換	21,300			

	呼び鈴分岐装置交換	<u>35,800</u>		呼び鈴分岐装置交換	<u>33,600</u>	
	接点式入力装置（スイッチ）交換	<u>10,600</u>		接点式入力装置（スイッチ）交換	<u>10,000</u>	
	帶電式入力装置（スイッチ）交換	<u>42,700</u>	触れる操作で信号 入力が可能なタッチセンサコントローラであること。別途必要なタッチ式入力装置は10,600円、ピンタッチ式先端部は13,000円増しとする。	帶電式入力装置（スイッチ）交換	<u>40,000</u>	触れる操作で信号 入力が可能なタッチセンサコントローラであること。別途必要なタッチ式入力装置は10,000円、ピンタッチ式先端部は6,300円増しとする。
	筋電式入力装置（スイッチ）交換	<u>85,400</u>		筋電式入力装置（スイッチ）交換	<u>80,000</u>	
	光電式入力装置（スイッチ）交換	<u>53,400</u>		光電式入力装置（スイッチ）交換	<u>50,000</u>	
	呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	<u>37,300</u>		呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	<u>35,000</u>	
	圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	<u>42,700</u>		圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	<u>40,000</u>	
	空気圧式入力装置（スイッチ）交換	<u>42,700</u>	(略)	空気圧式入力装置（スイッチ）交換	<u>40,000</u>	(略)
	視線検出式入力装置（スイッチ）交換	<u>220,000</u>		視線検出式入力装置（スイッチ）交換	<u>180,000</u>	
	遠隔制御装置交換	<u>36,000</u>		遠隔制御装置交換	<u>21,000</u>	
(注) 1・2 (略)			(注) 1・2 (略)			